障害福祉サービス 及び 関連事業の概要

令和3年度

指定特定及び指定一般、指定障害児相談支援、指定自立生活援助事業所

集団指導

資 料

もくじ

			サー	ビス名	種別	詳細										
		訪問系サー	訪問		身体介護	介護給付										
				訪問	居宅介護	家事援助	介護給付	P. 1								
	1		冶七月設 	通院等介助	介護給付	F. 1										
	'			通院等乗降介助	介護給付											
		ビス	重度訪問介護		介護給付	P. 2										
			重度障害者等	包括支援	介護給付	P. 3										
		1	同行援護		介護給付	P. 28										
	2	外 出	行動援護		介護給付	P. 33										
	2	出支援	移動支援	移動介護	地域生活支援事業	P. 36										
		<i></i>		通学通所支援	地域生活支援事業	P. 30										
	3	<u>障害者</u>	<u> </u>		地域生活支援事業 市単独事業	P. 46										
			生活介護		介護給付	P. 49										
			自立訓練(機能訓練)		訓練等給付											
		日	自立訓練(生活	5訓練)	訓練等給付	P. 50										
		中活動系	就労移行支援		訓練等給付	D 51										
	4	系	就労移行支援(養成施設)		訓練等給付	P. 51										
					- [- [就労継続支援	(A型)	訓練等給付	D 50				
		ビス	就労継続支援	(B型)	訓練等給付	P. 52										
			地域活動支援	センターデイ型	地域生活支援事業	P. 67										
			地域活動支援	センター作業所型	地域生活支援事業	P. 07										
	5	就労定	<u> </u>		訓練等給付	P. 68										
	,	自立生	<u>活援助</u>		訓練等給付	P. 69										
	6	短期	<u>入所</u>		介護給付	P. 71										
	6	且中	一時支援		地域生活支援事業	P. 74										
			共同生活援助	(グループホーム)	訓練等給付	P. 75										
		居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	サテライト型居住を	利用・運営委員会型GH(A型)	訓練等給付 市単独事業	P. 76
	7	住支援	施設入所支援		介護給付	P. 79										
		援	援	宿泊型自立訓	· 練	訓練等給付	P. 80									
			療養介護		介護給付	P. 81										
	8	地 支域 援相	地域移行支援		地域相談支援給付	P. 82										
	ď	援相 談	地域定着支援		地域相談支援給付	P. 84										
児		'	児童発達支援		_	P. 86										
童	0	通障	放課後等デイ	サービス	<u> </u>	P. 89										
福祉	9	通所支援 障害児	保育所等訪問	支援	<u> </u>	P. 97										
法			居宅訪問型児	童発達支援	_	P. 99										
		-	-													

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)

(1)居宅介護 (介護給付)

サービス名称	・身体介護 ・家事援助 ・身体介護を伴う・伴わない通院等介助	通院等乗降介助			
サービス内容	【身体介護】 居宅における入浴、排泄、食事等の介助 【家事援助】 居宅における掃除、洗濯等の家事 【通院等介助】 居宅から医療機関への通院及び官公署への相談・手続や、相談の結果生じた障害福祉サービスの見学に際した外出の支援				
対象者	(1-9)移動 見守り等の支援が必要 部 (2-4)排尿 部 (2-5)排便 和 (2	全面的な支援が必要 分的な支援が必要 全面的な支援が必要 分的な支援が必要 全面的な支援が必要 分的な支援が必要 全面的な支援が必要 分的な支援が必要 全面的な支援が必要 全面的な支援が必要 全面的な支援が必要 全面的な支援が必要 の項目が「見守り等の支援が必要」 通院等介助の対象者となります。 ま身障手帳1~3級のみ)			
障害支援区分	区分1以上(身体介護を伴う通院等介助は区分2以上)※児童については不要				
支給(利用) 単位	【身体介護】 最小単位30分 以降30分 【家事援助】 最小単位30分 以降15分 【通院等介助】最小単位30分 以降30分 (原則、身体介護は1回3時間以内、家事 援助は1回1.5時間以内での利用)	最小単位1回 (乗車前介助→移送→降車後介助で1回)			
支給量	制限なし (基準時間あり。最多時間となる月の支給 量で決定)	制限なし (最多回数となる月の支給量で決定)			
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)				
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)				
利用者負担以外に 必要となる経費	外出時にかかる交通費用等 (ヘルパー分も含む)	移送運賃			
障害支援区分 支給(利用) 支給量 支給量 利用者負担	(2-5) 排便	分的な支援が必要 全面的な支援が必要 の項目が「見守り等の支援が必要」 通院等介助の対象者となります。 身障手帳1~3級のみ) 通院等介助、通院等乗降介助 過院等介助、通院等乗降介助 過については不要 最小単位1回 (乗車前介助→移送→降車後介助で1回) 制限なし (最多回数となる月の支給量で決定) 同月末までの期間+最大1年以内日の場合は1年以内) 回額上限あり)			

※利用者がサービスの対象となるかは、各区障害者支援担当へお問い合わせください。

(2) 重度訪問介護 (介護給付)

サービス名称	重度訪問介護
サービス内容	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者及び行動上著しい困難を有する知的・精神 障害者に、居宅における介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生 活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護等を総合的に行う。
対象者	①重度の肢体不自由者 (ア)障害支援区分4以上 (イ)二肢以上に麻痺等があること(医師意見書のうち「麻痺」の項目「左上肢右上肢 左下肢 右下肢」において、「ある」に2項目以上(軽、中、重のいずれかにチェックされている)) ※医師意見書の「四肢欠損」「筋力の低下」「関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる扱いです。 (ウ)障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外と認定されていること。 ②知的障害者・精神障害者(その他、支給決定に際して要件あり。G-7参照) (ア)障害支援区分4以上 (イ)障害支援区分の認定項目等のうち行動関連項目(11項目)と医師意見書の「てんかん発作」の合計点数が10点以上とされたもの
障害支援区分	区分4以上 ・対象者①のうち区分6で重度障害者等包括支援の対象要件を満たす者 →「重度訪問介護 重度障害者等包括支援対象者」(15%加算) ・対象者①のうち区分6で重度障害者等包括支援の対象要件を満たさない者、 又は対象者②のうち区分6の者 →「重度訪問介護 障害支援区分6該当者」(8.5%加算) ・区分4及び5の者 →「重度訪問介護 基本」 入院中の医療機関等におけるコミュニケーション支援等を利用する場合は、 障害支援区分6の者に限る(G-8参照)
支給(利用) 単位	最小単位1時間 以降30分ごと(原則、1日3時間以上)
支給量	制限なし(基準時間あり。最多時間となる月の支給量で決定) →移動中介護加算に必要な、通院等介助に必要な時間数(必要時間数)及び外出に 必要な時間数(基準48時間)も勘案 例)身体介護等(150H)+通院等介助(30H)+移動(48H) =支給量(228H)+移動中介護加算(78H)
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり。) □
利用者負担以外に 必要となる経費	外出時にかかる交通費等(ヘルパー分も含む)

- ※利用者がサービスの対象となるかは、各区障害者支援担当へお問い合わせください。
- ※重度訪問介護の利用に際しては、サービス等利用計画が作成されていることが必要です。

また、行動援護事業者等によるアセスメントが必要です。 ⇒ 詳細は、G-7参照

(3) 重度障害者等包括支援 (介護給付)

サービス名称	重度障害者等包括支援
サービス内容	介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障害児・者等に、居宅介護等の障害福祉 サービスを包括的に提供する。
	障害支援区分6で、意思の疎通に著しい困難を伴うもの(認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定)で、以下のいずれか に掲げる者
対象者	①重度訪問介護の対象であって、医師意見書の「麻痺」の項目の「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかに チェックされている)されており、下記のいずれかに該当する者 ※医師意見書の「四肢欠損」「筋力の低下」「関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる扱いです。 ア)認定調査項目「寝返り」「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な 支援が必要」かつ「レスピレーター」において「ある」と認定されている。 イ)認定調査項目「寝返り」「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な 支援が必要」かつ概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認されて いる。
	②行動援護対象者
障害支援区分	区分 6 のみ ※児童の場合、認定調査80項目の調査及び審査会の意見聴取により決定
支給(利用) 単位	報酬単位数/月
支給量	※指定事業者から支給決定プラン案の提出を受け、その 内容について要否確認のうえ、必要単位数を決定
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以外に 必要となる経費	外出時にかかる交通費等(ヘルパー分も含む)

【サービス支給決定時の留意事項】

A 基本的な考え方

1 居宅介護等利用計画表の作成

居宅介護等の支給決定の際は、居宅介護等利用計画表の作成が必要です。作成する際は、ウィークリープランの内容をエクセル使用の居宅介護等利用計画表にまとめていきます。この計画表は基準超過の判断や居宅介護事業者がサービス内容を確認する際にも使用します。

※ 居宅介護等利用計画票のエクセルデータは横浜市HPに掲載しています。

(トップページ → 相談支援事業者向けページ → サービス等利用計画提出書類一式)

(1) 介護給付(居宅介護等)の基本的な性格

介護給付は、障害に起因するもので、日常生活上、継続的に必要な支援を行うものです。

(2) 居宅介護等利用計画表が必要な場合

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護)の利用には必要とします。

※ 重度訪問介護移動支援分、行動援護、同行援護、移動支援については移動支援等利用計画表 の作成が必要となります。

(3) 作成者

- ア 指定特定相談支援事業者
- イ 利用者本人
- (ウ 区福祉保健センター)

(4) 居宅介護等利用計画表作成時の留意事項

計画表は原則、計画相談支援事業者が作成して区へ提出します。

- ア 申請者の希望を聞き取り、それを基本に計画表を作成しますが、何のサービスを利用するか のみでなく、ニーズの整理と目標設定を意識しながら作成します。
- イ 障害者総合支援法のサービス以外の利用状況も勘案して作成します。
- ウ 事業者にそのサービスの提供が可能であることを確認し現実的な計画にまとめます。
- エ 計画相談支援事業者が計画表の提出後、区はその内容を精査・確認します。

2 支給量の計算

- (1) 1か月分の支給量の考え方 「4週+3日」
- (2) 実際の計算方法は「定期利用4週分+連続する3日分のうちの最大利用分+不定期利用分」
- (3) 複数事業所を利用する場合、毎月の事業所間での支給量調整を避けるようにするため、利用する事業所ごとに上記の計算を行い合計して、支給量を算出します。

【例】	月	月	火	水	木	金	土	計	
1週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H	
2週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H	、1∼4週目までは
3週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H	3.5H×4週=14.0H
4週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H	
5週目		1.0H		1.0H	1.5H			2.5H	5週目は2.5H
			↑5週目/	は最大の3	3日(この場	易合は水・	木の2.5H)	⇒ 16.5H /月 (+不定期利用分)

B 二人派遣の取扱い

1 要件

- 二人派遣は、次のいずれかに該当する場合に認められます。
- (1) 障害者等の身体的理由により一人の居宅介護従業者による介護が困難である場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他障害状況等から判断して、(1) または(2) に準ずると認められる場合
- 例)・体重の重い利用者の入浴介助や排泄介助
 - ・ヘルパー一人での介助では激しい痛みが伴ったり骨折の危険性がある場合
- ※ 根拠:「厚生労働大臣が定める要件(平成18年9月29日・厚生労働省告示第546号)」

2 二人派遣の支給決定

事業者や利用者との調整やあっせんが事前に必要となります。支給量は、本来必要とされる量を 2倍して計算します。利用者負担額も通常の2倍になりますが、利用者負担上限月額は変わりません。また、利用の際には、二人派遣が必要な時間についても算出し、受給者証に記載する必要があります。 なお、重度訪問介護の場合は最小単位が 1 時間であることに留意してプランを作成してください。例: 40.0H(55 - 1) \rightarrow (一人派遣分20H + 二人派遣分 $10H \times 2$ 人)

3 留意事項

二人派遣で対応する場合は、同一のサービスに限ります。

- 例)○ 身体介護ヘルパー+身体介護ヘルパー
 - × 重度訪問介護ヘルパー+身体介護ヘルパー
 - × 行動援護ヘルパー+移動介護ヘルパー

4 重度訪問介護における新人ヘルパーへの熟練したヘルパーの同行

<u>障害支援区分6の者への重度訪問介護</u>については、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーの支援開始から120時間に限り、支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行うことが認められるようになりました。この場合も同様にヘルパー2人が必要な時間を計算し、支給量に反映することになるため、利用期間について事業所と調整が必要です。(この場合、ヘルパー1人あたりの報酬は減算)。

C 支給量基準

居宅介護等の支援の必要性を判断する際の一定の指標として、障害支援区分を用いた支給量基準を設定しています。ただし、支給量基準は定められた量を一律に担保するものではありません。 支給量を計算する際には、必要なサービスと量を精査して判断してください。

1 サービスごとの支給量基準

(1) 居宅介護

ア 身体介護

(ア) 障害者(支給量基準時間/週)

区分 1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
3 時間	3.5時間	4 時間	6 時間	11時間	16時間

(イ) 障害児 8時間/週

イ 家事援助

(ア) 障害者(支給量基準時間/週) ※育児支援にかかる時間は除く。

区分 1	区分2	区分3	区分 4	区分5	区分6
3時間	3.5時間	4時間	6 時間	7時間	8 時間

(イ) 障害児 4時間/週

ウ 通院等介助・通院等乗降介助

障害支援区分に関わらず、必要な時間数を算出します。

(2) 重度訪問介護(支給量基準時間/週)

区分4	区分 5	区分6
32時間	40時間	52時間

[※] 移動介護分は48時間(ただし、通院等介助に該当する時間は必要な時間数)

2 支給量基準を超過する決定(訪問系サービス共通)

必要なサービスと量を精査した結果、区が必要と認める場合には、支給量基準を超過した時間数

の利用が可能となる場合があります。基準超過時間のサービスが必要な場合は、事前に各区障害者 支援担当課まで相談してください。

D 居宅介護の所要時間

1 「1回」のサービスの考え方

居宅介護のサービスを一日に複数回利用する場合、<u>原則2時間以上の間隔を空けなければなりません(例1)。</u>サービス提供の状況により同一のサービスを2時間空けずに利用する場合は、前後を合算して1回のサービスとして取扱います(例2)。



※ 報酬は (例1) の方が (例2) より高くなります。

ただし、以下の要件に該当する場合は、2時間未満の間隔でも回数を分けての利用が可能です。

- (1) 別のサービス類型(例:身体介護と家事援助)を利用する場合で、その必要がある場合
- (2) 身体の状況等により短時間(2時間未満)の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合
- (3) 乗降介助を利用する場合
- (4) 複数の事業所が連続して活動する場合(1事業所で対応できないために、1回のサービスの時間を分けて2事業所が入る場合等)

2 30分に満たないサービス利用

サービスの最小単位は30分(重度訪問介護は1時間)です。事業所が最小単位の報酬算定をするためには、20分程度以上(重度訪問介護は40分程度以上)のサービス提供が必要です。

E 居宅介護のサービス内容と提供に係る注意点

- 1 居宅介護全般に係る注意
- (1) 本人が外出している時間帯のサービス提供

本人不在時のサービス提供はできません。居宅介護等のサービス提供には、本人の安否確認や健康チェック等も含まれると考えることから、本人の在宅時に提供することが必須です。

(2) 居所以外の場所でのサービス提供

居所以外の場所でのサービス提供はできません。本人の日常生活を営む場所において、必要なサービスを提供するものです(原則、生活の拠点を1か所と定めるため)。従って、学校や職場等、日中活動の場、友人宅、短期間の帰省先等でのサービス提供はできません。

2 身体介護

安全かつ清潔に毎日の生活を送ることができるよう、利用者の身体に直接援助を行うものです。 その援助に伴う必要な準備、後片付け等の一連の行為を含みます。

(1) 身体介護のサービス内容・提供の流れ

※ 右欄は<u>「1回あたりの標準時間」</u>と<u>「1週間の標準回数」</u>です。一律に適用するものではありませんが、障害者等の個別の状況により標準時間や標準回数を超える際は必要性があることを十分に確認します。

内容		具体的な介助の流れ	時間	回数
	Ī	トイレ トイレまでの安全確認→声かけ・説明→トイレへの移動(見守りを含む) →脱衣→排便・排尿→後始末→着衣→利用者の清潔介助→居室への移動→ ヘルパー自身の清潔動作		
排泄	トイレ介助	ポータ ブルト イレ 利用 安全確認→声かけ・説明→環境整備(防水シートを敷く、衝立を立てる、 ポータブルトイレを適切な位置に置くなど)→ 立位をとり脱衣(失禁の確 認)→ポータブルトイレへの移乗→排便・排尿→後始末→立位をとり着衣 →利用者の清潔介助→元の場所に戻り、安楽な姿勢の確保→ポータブルト イレの後始末→ヘルパー自身の清潔動作	15 分	必要回
介		場合により、失禁・失敗への対応(汚れた衣服の処理、陰部等の洗浄、便器等の清掃を含む)),	数
助	おむつ交	声かけ・説明→物品準備(湯・タオル・ティッシュペーパー等)→新しいおむつの 準備→脱衣(おむつを開く→尿パットをとる)→陰部・臀部洗浄(皮膚の状態などの 観察、パッティング、乾燥)→おむつの装着→おむつの具合の確認→着衣→汚れた おむつの後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作		
	換	必要に応じ、水分補給やおむつから漏れて汚れたリネン等の交換		
食事介助	(利用者整備→食触介助 姿勢の確	説明(覚醒確認)→安全確認(誤飲兆候の観察)→ヘルパー自身の清潔動作→準備での手洗い、排泄、エプロン・タオル・おしぼりなどの物品準備)→食事場所の環境で事姿勢の確保(ベッド上での座位保持を含む)→配膳→メニュー・材料の説明→接(おかずを刻む・つぶす、吸い口で水分を補給するなどを含む)→服薬介助→安楽な経→気分の確認→食べこぼしの処理→後始末(エプロン・タオル等、下膳、残滓の器洗い)→ヘルパー自身の清潔動作	30 分	1 日 3 田
	清拭	(全身清拭) ヘルパー自身の身支度→物品準備(湯・タオル・着替えなど) →声かけ・説明→顔・首の清拭→上半身脱衣→上半身の皮膚等の観察→上肢の清拭→胸・腹の清拭→背の清拭→上半身着衣→下半身脱衣→下半身の皮膚等の観察→下肢の清拭→陰部・臀部の清拭→下半身着衣→身体状況の点検・確認→水分補給→使用物品の後始末→汚れた衣服の処理→ヘルパー自身の清潔動作		
	部分浴	(手浴及び足浴) ヘルパー自身の身支度→物品準備(湯・タオルなど) →声かけ・説明→適切な体位の確保→脱衣→皮膚等の観察→手浴・足浴→体を拭く・乾かす→着衣→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作	30 ∼	週
	洗髪	ヘルパー自身の身支度→物品準備(湯・タオルなど)→声かけ・説明→適切な体位 の確保→洗髪→髪を拭く・乾かす→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点 検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作	60 分	3 回
身体整容等	全身浴	安全確認(浴室での安全)→声かけ・説明→浴槽の清掃→湯はり→物品準備(タオル・着替えなど)→ヘルパー自身の身支度→排泄の確認→脱衣室の温度確認→脱衣→皮膚等の観察→浴室への移動→湯温の確認→入湯→洗体・すすぎ→洗髪・すすぎ→入湯→体を拭く→着衣→身体状況の点検・確認→髪の乾燥、整髪→浴室から居室への移動→水分補給→汚れた衣服の処理→浴槽の簡単な後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の身支度、清潔動作		
	洗 面 等	洗面所までの安全確認→声かけ・説明→洗面所への移動→座位確保→物品準備(歯ブラシ、歯磨き粉、ガーゼなど)→洗面用具準備→洗面(タオルで顔を拭く、歯磨き見守り・介助、うがい見守り・介助)→居室への移動(見守りを含む)→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作	必要時	必要回:
	身体整容	(日常的な行為としての身体整容) 声かけ・説明→鏡台等への移動(見守りを含む) →座位確保→物品の準備→整容(手足の爪きり、耳そうじ、髭の手入れ、髪の手入れ、簡単な化粧) →使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作	間	数

	更衣介助	声かけ・説明→着替える衣類の準備→上半身脱衣→上半身着衣→下半身脱衣→下半身着衣→靴下を脱がせる→靴下を履かせる→スリッパや靴を履かせる→着替えた衣類を洗濯物置き場に運ぶ	15 分	1 日 2 回
(居動・	移工	車いすの準備→声かけ・説明→ブレーキ・タイヤ等の確認→ベッドサイドで端座位 の保持→立位→車いすに座らせる→座位の確保(後ろにひく、ずれを防ぐためあて 物をするなど)→フットレストを下げて片方ずつ足を乗せる→気分の確認		
七内に	乗	その他の補装具(歩行器、杖)の準備→声かけ・説明→移乗→気分の確認		必要
に限る)	移	安全移動のための通路の確保(廊下・居室内等)→声かけ・説明→移動(車いすを押す、歩行器に手をかける、手を引くなど)→気分の確認	必	回数
	動	移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように見守る)	要時	
起床・	起床介助	声かけ・説明(覚醒確認)→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッドサイドでの起きあがり→ベッドからの移動(両手を引いて介助)→気分の確認 ※必要に応じ、布団の片付け	間	1
就寝介助	就寝 介助	声かけ・説明→準備(シーツのしわを伸ばし食べかすやほこりをはらう、布団やベッド上のものを片づける等)→ベッドへの移動(両手を引いて介助)→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッド上での仰臥位又は側臥位の確保→リネンの快適さの確認(掛け物を気温によって調整する等)→気分の確認		日 1 回

※支援中の水分補給や体位変換、一部医療的ケア等も内容に含まれます。

(2) その他に身体介護に含まれるサービス内容

ア 特段の専門的配慮をもって行う調理(所要時間目安:1回45分)

医師の指示等<u>(主治医意見書、医師の診断書等の書面により適切な判断ができるもの)</u>に基づく適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)の調理。

調理に当たっては、利用者の心身の状況や生活状況等を勘案した上で、熱量、蛋白質量、脂質量等の食事内容について配慮を行うものであり、例えば、医師の具体的な指示に基づく管理栄養士の管理指導、支援担当者会議で栄養士等の専門職から聴取した意見等に沿った調理を行うもの。 (栄養管理計画の写しにて内容を確認、保管)

※ 単に食材を細かくすることやトロミをつけることは家事援助で対応します。

イ 自立生活支援のための援助(※精神障害児・者に限る。横浜市独自の取扱い)

- ・利用者と一緒に手助けしながら行う調理、掃除、洗濯(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- ・洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、自立支援のため の見守り・声かけ
- ※ 体調によりヘルパーのみ活動することがある場合は家事援助を支給決定することもできます。
- ※ 同居家族に対する援助は原則できません。(E-3(2)参照)

(3) ヘルパーの医療行為

医師法等の規定により、医療行為は緊急時を除き医師や看護師等の医療職しか行えないため、ホームヘルパーが医療行為を行うことはできません。看護師等の資格を持った者であってもホームヘルパーとして活動している時は同様の取扱いになります。

なお、医療行為に含まれる可能性が高いものの例は次のとおりです。

例) インシュリン注射、褥瘡の処置、浣腸、摘便等

医療行為であるか否かについては、次の資料を確認してください。

【参考】「医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」

(平成17年7月26日付 医政発第0726005号)

たんの吸引等(たん吸引・経管栄養)については、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できます。

- ※ たんの吸引等を行うには、登録特定行為事業者及び登録従事者であることが必要です。
- ※ 登録特定行為事業者一覧は「障害福祉情報サービスかながわ」からダウンロードできます。 (書式ライブラリ \rightarrow 6 お知らせ(県内共通) \rightarrow 2 喀痰吸引等制度に関するお知らせ)
- 【参考】 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令 (平成23年10月3日付 厚生労働省令第126号)

(4) サービス対象外の活動

ア 専門的知識や技術を要する行為

マッサージや散髪等は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」 「理容師法」「美容師法」の規定により、有資格者しか行えないため、ホームヘルパーが行うことはできません。

※ なお、各資格を持った者であっても、ホームヘルパーとして活動している時間は同様の取扱 いになります。

イ 服薬管理 (残数管理、服薬指導等)

医療行為であるためできません。ただし、利用者本人の指示の下、一包化された薬を口元に運 ぶ等については身体介護で提供可能です。

3 家事援助

家事援助とは、身体介護以外の掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に支援するものです。

(1) 家事援助のサービス内容の例

※ 右欄は<u>「1回あたりの標準時間」と「1週間の標準回数」</u>です。一律に適用するものではありませんが、障害者等の個別の状況により標準時間や標準回数を超える際は必要性があることを十分に確認します。

項目	内容	時間	回数
	居室内やトイレ、卓上等の清掃		>
掃除	ゴミ出し		2日に 1回
	準備・後片付け		1 11
	洗濯機または手洗いによる洗濯		
洗濯	洗濯物の乾燥(物干し)	30分	2日に
<i>{/</i> L/隹	洗濯物の取入れと収納	30万	1回
	アイロンがけ		

ベッドメイク	利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等	15分	必要
衣類の整理・	衣類の整理 (夏・冬物等の入替え等)		回数
被服の補修	被服の補修(ボタン付け、破れの補修等)	30分	
一般的な調	配膳、後片付けのみ	30分	1 食分
理・配下膳	一般的な調理	3077	1 及刀
買物(ヘルパー	日常品等の買物(内容の確認、品物・つり銭の確認を含む)	2077	1 日
単独)	薬の受取り(既に処方箋がある場合のみ)	30分	1回
	哺乳、乳児浴、乳児の健康把握の補助		
	児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援		
	保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助	必要	
育児支援	利用者(親)へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理		必要 回数
	利用者(親)の子どもが通院する場合の付き添い	時間	
	利用者(親)の子どもが保育所(場合によっては幼稚園)へ通園する場 合の送迎		

(2) 同居家族に対する援助

同居家族に対する援助はできません。掃除であれば本人の居室のみが範囲となり、洗濯や調理についても本人分のみが対象となります。

ただし、独居の場合や、同居家族も高齢者もしくは障害者で、共用部分の清掃を行わないと利用 者本人の日常生活に支障が生じる場合等はこの限りではありません。

また、同居家族も居宅介護の利用者で、同じ日の連続した時間帯にわたる活動を同じ事業者から サービス提供するのであれば、ひとりのヘルパーが両者に対して家事援助のサービス提供をするこ とは可能と考えられます。

【参考】家事援助として不適切なもの

- ・本人に対する直接的な援助には該当しないもの
 - 例) 本人の居室以外の共有部分の掃除、来客の応接、同居家族への援助
- ・日常生活の援助に該当しないもの
 - 例) 大掃除、草むしり、ペットの世話

(3) 児童への家事援助の決定

「児童の支給決定に係る留意事項(F-2(2))」を参照してください。

(4) ヘルパーによる育児支援

育児支援は、利用者(親)が本来家庭内で行うべき養育を代替するものであり、次のアからウのすべてに該当する場合に、個々の利用者(親)、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、「居宅介護(家事援助)」又は「重度訪問介護」の対象範囲に含めます。

- ア 利用者(親)が障害によって家事や付き添いが困難な場合
- イ 利用者(親)の子どもが一人では対応できない場合
- ウ 他の家族等による支援が受けられない場合
 - ※ 育児支援として想定される範囲は上記(1)の内容となります。

- ※ 利用に際しては、育児の内容や頻度等から必要な時間を確認し、他の家事援助支援も 含めて1回につき20分以上要するときに支給量に反映させます。
- 【参考】「障害者自立支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる「育児支援」について」 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡 平成21年7月10日)

(5) 金銭管理

金銭、通帳、印鑑、有価証券等の管理や通帳、カード、有価証券等を用いた金銭出入れの代行等の金銭管理はヘルパーの業務に含まれません。居宅介護等によるサービス提供ではなく金融機関による訪問サービスやあんしんセンターの活用等を検討してください。

また、金融機関における口座開設時の代筆行為については、金融機関側での対応が求められるものです (H22年8月26日に、金融庁から金融機関宛に対応を積極的に推進する旨の要請文が出ています)。

(6)薬の受取り

保険証や診察券、自立支援医療証等を提示する場合や病院で処方を受けなければ薬が受け取れない場合はできません。ただし、既に処方箋が出されていて、ヘルパーが取りに行くだけであれば家事援助での利用が可能です。

4 通院等介助

通院等介助とは、通院等のための屋内外における移動等の介助または通院先等での受診等の手続き、移動等の介助を行うサービスです。

(1) 通院等介助のサービス内容

	定期的な医療機関での受診やリハビリ
対象範囲	官公署(国・都道府県・市町村の機関、外国公館)、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所への相談・手続き
	上記の相談の結果生じた障害福祉サービス事業所の見学
	声かけ・説明→目的地(病院等)に行くための準備→バス等の交通機関への 乗降→気分の確認→受診等の手続等

- ※ 不定期な官公署への外出が見込まれる場合には、月4時間程度の決定を行います。
- ※ 対象範囲の相談は、障害福祉サービスの利用にかかる相談に限ります。

(2) 通院等介助の注意点

ア 活動の起点の考え方

通院等介助は居宅介護事業の一つであるため、活動の起点・終点は原則自宅となりますが、行き (帰り) は家族で対応可能なため帰り (行き) のみのニーズがあるような場合については、起点・終点のいずれかが自宅であれば利用可能です。

イ 身体介護を「伴う」「伴わない」の違い

「伴う」「伴わない」は障害支援区分及び認定調査項目によって決められますが、「伴う」は 「伴わない」に比べて報酬単価が高く設定されています。「身体介護を伴わない」=「身体介助 を行わない」ということではないため、サービス内容に違いはありません。具体的な身体介助は 「伴う」「伴わない」のどちらの場合も提供されます。

ウ 院内での介助について ※計画上に記入要

通院等介助のサービスは、基本的には居所を出てから医療機関にて受診の手続を行うまでとなり、病院内の移動等の介助は基本的には病院スタッフにより対応されるべきものです。しかし、病院スタッフが対応できず、ヘルパーによる待合室等での具体的な介助が必要な場合には、院内介助はサービスとして認められます。

【具体的な介助の例】

- ・院内の移動に介助が必要な場合
- ・排せつ介助を必要とする場合
- ・知的・行動障害等のため見守りが必要な場合

事業者より問合せのあった際には、状態像を確認して必要性を判断してください。ただし、院内介助が認められる場合でも、病院側で対応すべき診察室内等(検査室やリハビリ室を含む)は対象外です。

エ 通院時の食事対応

通院等介助は、通院時における移動の支援となるため、買物や食事等の通院以外を目的とする利用はできません。ただし、診察が午前から午後にまたがる等の場合、院内での食事は通院等介助の延長と考え「通院等介助」での利用を可能とします。 (なお、院外での食事は不可。院内に食堂がない場合については、その近隣で食事を取ることを可能とします。)

オ 通院の帰りに日常生活上必要な買物をした場合の取扱い

通院等介助は、通院時における移動の支援となるため、日常生活上必要な買物といった通院以外の目的には利用できません。この場合は、行きは通院等介助とし、病院からの帰りは移動介護や同行援護等の利用となります。

カ 突発的な通院が発生した場合の取扱い

突発的な通院(風邪をひいたため、急遽病院に行く等)については、通院等介助は定期的な通 院の見込みに基づいた支給量決定を行うことから、これらに対応することが困難なため、すでに 通院等介助の決定があり、その支給量の範囲内で対応ができる場合に限り可能です。

また、移動介護や同行援護等の利用者については、当該サービスでの対応も可能です。

キ 精神科デイケア、マッサージ

精神科デイケアは診療報酬を算定できる医療制度であるため通院等介助で対応できます。 しかし、マッサージのような保険診療を伴わないもの(自発的なもの)は、通院等介助の適用で はなく、移動介護や同行援護等での対応となります。

ク ヘルパー自身の運転による外出の介助

ヘルパー自身の運転による外出を行う場合、外出に際して必要な一連の介護(居室からの移動や乗降時の介助等)について、活動内容の一つとして認められます。ただし、原則として事業者が道路運送法上の許可または登録を受けている事が必要です。

なお、運転中はヘルパーが利用者に対して介護を行っていないことから、移動時間はヘルパー 活動として認められず、支給量に含みません。

運転中を除いた乗車・降車介助及び医療機関での受診手続を含め、20分未満となる場合は通院 等乗降介助となります(E-5参照)。

※ 運転手が別にいて、ヘルパーは利用者の座位保持等の理由で移動中も介助を行っている場合 には、公共交通機関を利用して外出するときと同様、移動時間もヘルパー活動として扱います。

5 通院等乗降介助

通院等乗降介助とは、通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助に加えて、<u>乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助</u>を行うものです。乗車又は降車の介助のみが必要な場合は、福祉有償運送や介護タクシー等にて対応可能であるため、本サービスの対象ではありません。

(1) 通院等乗降介助のサービス内容

対象範囲	通院等介助と同様
	声かけ・説明→目的地 (病院等) に行くための準備→ヘルパーが自ら運転する車への 乗車介助→運転 (算定外) →降車介助→気分の確認→受診等の手続等

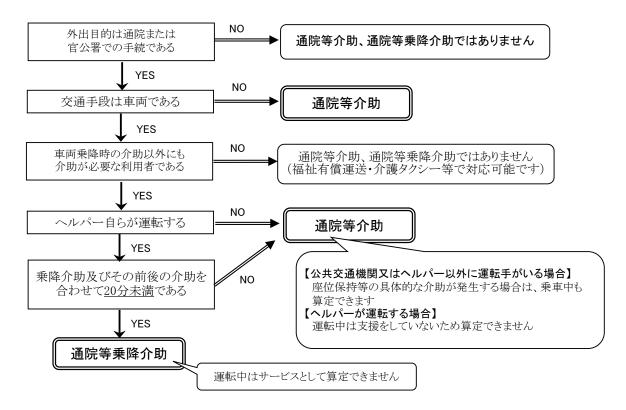
(2) 通院等乗降介助の注意点

- ア 院内での介助等について 通院等介助と同様です。
- イ 通院等介助と乗降介助の併用 1回のサービスで通院等介助と乗降介助を利用することはできません。

(3) 通院等介助と通院等乗降介助の違い

「乗車時及び乗車前」または「降車時及び降車後」の介助に要する時間が、それぞれ20分未満か20分以上かかるか、によって異なります。

20分未満の場合は「通院等乗降介助」、20分以上の場合は「通院等介助」となります。



F 児童の支給決定に係る留意事項

1 支給決定の要件

障害福祉サービスは<u>保護者に対する育児支援ではなく、障害児本人に対する日常生活の支援である</u>、という考え方から、サービスを検討する際は以下の内容等により個別に判断を行います。 場合により、育児支援ヘルパー等の利用を検討してください。

(1) 対象児童の身体状況及び障害状況

障害者と同様に確認しますが、居宅介護等の必要性が障害ゆえの状態によるものか単に年齢によ

るものかを確認する必要があります。とりわけ乳幼児期については、「ADL全介助」であっても 障害の有無に関わらず支援が必要な状態であるため、実際の支給量が基準時間を下回る決定もあり えます。

(2) 世帯の家事・介護能力

児童の年齢に応じて家族が本来担う家事・介護内容を踏まえ、同居家族やきょうだい児の心身の 状態等から個別に判断します。

例えば、児童が一般的に支援が必要とされる年齢である場合、世話のかかるきょうだい児がいた としても、家族により家事や育児が行われるべきです。しかし、家族やきょうだい児の障害の有無、 ひとり親家庭等の状況によっては、障害児本人に対して家族が担う家事・介護が変わってくる可能 性があります。

2 サービス利用・サービス提供の可否

(1) 知的障害児などの、余暇支援・経験拡大・留守番を主目的とした活動

居宅介護等は障害児本人に対する日常生活の支援を行うものであるため、余暇支援や経験拡大、 留守番といったニーズは、サービスの対象となりません。

(2) 家事援助の利用

家事援助は、本来その対象者の年齢に照らし合わせ、日常生活を営むのに必要な家事を代行して 支援するものです。よって、乳幼児期の障害児の食事づくりや洗濯は、育児支援にあたるものと考 え、原則家事援助での利用は出来ません。

本来的に児童が年齢に応じて取得できる生活能力に鑑みて判断してください。

(3) 重度訪問介護の決定

児童福祉法第63条の3に基づき、15歳以上の障害児で、児童相談所が適当と認める場合には決定が可能です。障害支援区分の認定を行い、障害者の手続きに従って支給の要否を判断します。

(4) 保護者不在時の利用

原則は不可ですが、ヘルパーが提供するサービス内容が具体的にあり、保護者がヘルパーに対してサービス提供に関する指示を確実に出せる状態であれば利用可能です。

(5) 保護者が仕事から帰宅するまでの間の利用

居宅介護等においてヘルパーが入るのは、具体的な身体介護及び家事援助の支援を行うためであり、保護者の就労支援を行うものではありません。そのため、具体的な身体介護等を要する時間においてのみ利用することができます。

G 重度訪問介護の支給決定

1 サービス内容

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対して、身体介護や家事援助、外出支援、見守り等のサービスを包括的に提供するものです。つまり、長時間にわたる活動の中で身体介護や家事援助の具体的なサービスが断続的にある場合、「身体介護」や「家事援助」では必要な時間帯のみを抜き出して利用することになりますが、「重度訪問介護」ではその他見守り等が必要な時間も含め利用することができます。ただし、重度訪問介護の見守りとは、長時間にわたる断続的で具体的な身体・家事的援助の中に

生じる様々な介護の事態に対応するための見守りを指します。したがって、見守りのみでの決定はできません。

2 支給量の考え方

(1) 積算の方法

身体介護・家事援助・見守り支援と、外出支援、通院等介助分はそれぞれ別に積算します。



③通院等介助分について算出

(移動中介護加算。必要時間数)

⇒ ②外出支援について算出 (移動中介護加算。基準48時間)

①身体介護、家事援助及び見守りについて、 必要時間数を算出 合計の必要時間数を「重度訪問介護 基本(または重度障害者等包括支援対象者・障害支援区分6該当者)」として決定

※ 外出支援と通院等介助分 のみ、「重度訪問介護 移動 中介護加算」として決定

(2)移動支援(通学通所)との関係

重度訪問介護と通学通所支援は併用が可能です。(移動介護は不可) 重度訪問介護と通学通所支援を併用する場合は、それぞれの支給量基準で支給決定が可能です。

(3) 支給量基準及び基準超過の要件

「支給量基準(C-1及びC-2)」を参照してください。

(4) 二人派遣の取扱い

「二人派遣の取扱い(B-1から4)」を参照してください。

(5) 必要不可欠な外出の範囲

必要不可欠な外出と認められるものは、以下の外出に限ります。

	内容	備考
1	買物 (自宅近隣での日用品の買い物)	目安:1回2時間以內
2	金融機関・不動産店等での手続	
3	理美容	
4	子どもの学校行事 (入学式、卒業式、運動会、保護者面談等)	
5	健康上必要な散歩	自宅近隣30~60分程度
6	行政関連の会議、PTA活動、団体役員活動等	余暇的内容は不可 本来、施設側や主催者側が対 応すべきと考えられるイベン トや活動中の支援は不可
7	就職・就学のための活動	ハローワーク、就職活動、受験等 (必要な期間のみとし、資格 取得の活動や学習塾を除く)
8	前各号に準ずる外出及び社会通念上必要と認められる外出	_

(6) 移動支援等利用計画表の作成

「重度訪問介護 移動中介護加算」の支給決定の際は、居宅介護等利用計画表に加え、アセスメントに基づいた「移動支援等利用計画表(市HP掲載)」を作成してください。移動支援等利用計画表の取扱いは、居宅介護等利用計画表(A-1)と同様です。

(トップページ → 相談支援事業者向けページ → サービス等利用計画提出書類一式)

3 重度訪問介護の所要時間

居宅介護は短時間に集中して支援を行うため、短時間サービスの単価が高く設定されていますが、 重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うことが想定されているため、 ヘルパーの1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案した、8時間を区切りとする 単価が設定されています。8時間を超える場合の単価は、事業所の管理コストが減ることを踏まえ、 8時間までの単価の95%相当額となります。

したがって、1日(0時~24時)に複数回の重度訪問介護を行う場合は、1日分の所要時間を 通算(複数事業者が入る場合は事業所ごとに提供時間を通算)して算定しますので、居宅介護のよ うに2時間の間隔を空けて、1回当たりのサービスを明確にする必要はありません。





4 長時間の利用

重度訪問介護は、長時間のヘルパー派遣が想定されているサービスです。しかし、極端な長時間利用の場合(特に就寝時間中など)、単なる安否確認的な「見守り」が利用時間中に含まれている場合がありますので、実際の活動内容を確認したうえで真に必要な時間数で計算してください。

なお、グループホームでの利用の場合には、グループホーム職員といった関係者から1日の詳細なタイムスケジュール等の資料を求め、妥当性や必要性を判断するようにしてください。

5 利用時間数が3時間に満たない場合の取扱い

重度訪問介護は1日3時間以上の支給決定を基本としていますが、3時間未満の活動でも、その内容が「身体介護」「家事援助」「見守り」と支援内容が包括的な場合は、重度訪問介護での決定をすることが可能です。(支給量の最小単位は1時間)

6 重度訪問介護と居宅介護(身体介護、家事援助等)との関係性

障害状況が重度訪問介護の要件を満たしているからといって、必ずしも重度訪問介護で決定する わけではありません。本人の支援ニーズにより、全体を通じて重度訪問介護を利用するか、必要な 時間帯のみ身体介護や家事援助をスポット的に利用するかのいずれかを判断します。<u>重度訪問介護</u> の支援を必要とする場合は、ヘルパー利用に係る支援を原則全て重度訪問介護で実施することにな るため、重度訪問介護と居宅介護を併用することはできません。

ただし、重度訪問介護を提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービス提供できないために、他事業者が短時間かつスポット的に身体介護や家事援助を提供する場合や、同一事業者がサービス提供する場合であっても同一日に両サービスを行わない場合(介護者の状況により、曜日等で必要なサービスが異なる場合等)には、例外として併用が認められます。

そのため、支給決定に際しては、申請前のあっせん・調整の段階で併用の有無についての確認が 必要になります。

7 知的障害者・精神障害者の支給決定

※ 後掲「(参考) 重度訪問介護導入に必要なプロセス」参照。

(1) 支給決定の考え方

知的・精神障害による行動障害がある者への重度訪問介護の支給決定にあたっては、相談支援事

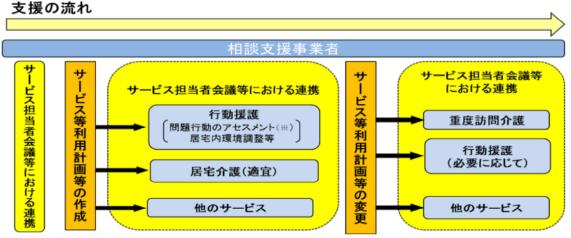
業所を中心とした連携体制の下、行動援護事業者等による一定期間のアセスメントや居室内環境調整等を行い、その内容を踏まえたサービス等利用計画が作成されている必要があります。

(2) 支給決定に係る留意事項

ア アセスメント等のために居宅内で行動援護のサービスが必要であることが、サービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居室内の行動援護の利用が可能です。

イ 知的・精神障害による行動障害がある者が重度訪問介護を利用する場合で、居室内では落ち着いているが、刺激の強い外出時に行動障害が生じる可能性が高いと予測される場合は、<u>居室内での支援は重度訪問介護、外出時の支援は行動援護といった形での併用が可能です。</u>

【参考図】



出典:「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について(平成26年3月31日付障障発0331第8号)

8 ヘルパーの医療機関等への派遣

重度訪問介護は居宅(外出支援を除く)において提供するサービスですが、以下の表の範囲において、入院中の医療機関等においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができます。退院までの全期間を一律に決定するのではなく、必要な期間、必要な量の支給決定が行えるよう、適宜、状況の把握に努めてください。

対象者	日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した 障害支援区分6の障害者
派遣先	病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所
派遣期間	上記施設の職員が、当該入院中の患者とのコミュニケーションの技術を習得するまで の間に限る。
支援内容	・利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに <u>的確に伝達</u> し、適切な対応につなげる。 ・強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習 慣を医療従事者に <u>伝達</u> し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。 ・上記に付随した看護に該当しない行為(テレビの位置調整等)。

入院中のコミュニケーション支援以外の支援は、医療機関の看護要員(施設の職員)が行うため、 その支援を代替及びその人員を補充するための利用はできません。また、看護に該当しない行為が 必要な者であっても、コミュニケーション支援が必要ない場合は利用できません。

【参考】「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」 (平成28年6月28日付 保医発0628第2号 厚生労働省保健局医療課長通知)

9 児童への重度訪問介護の決定

「児童の支給決定に係る留意事項(F-2(3))」を参照してください。

H 入院中や施設利用中の制度利用可否

1 入院中の利用

居宅介護等は居宅におけるサービス提供であるため、利用はできません(重度訪問介護によるコミュニケーション支援は除く)。ただし、例外として通院等介助(通院等乗降介助)及び外出支援を行うサービスは、外出・外泊、他の医療機関への通院等の移動介助に際し、他に手段がない場合に限り利用ができます。

	通院等介助 (通院等乗降介助)	重度訪問介護の外出・ 同行援護・行動援護・ 移動支援	備考
入院中の 外出・外泊	×	0	・外泊先から外出する場合も利用可。 ・日中活動系サービスや短期入所等の サービスの利用については、入院中の 利用可否を別途確認すること。
入院中の他の医 療機関への通院	/ (看護師等が付添わない場合 り利月	∑ で、他の手段がない場合に限 目可)	・通院等介助と外出系サービスの
入退院時の 付添い	△ (既に支給決定があり、その 支給量の範囲内で対応できる 場合に利用可)	0	両方が利用できる場合は、通院等 介助を優先して利用。
転院 (病院→病院)	×	△ (看護師等が付添わない場合 で、他の手段がない場合に限 り利用可)	

- ※1 区や事業所が利用に当たっての適否について医療機関と調整する必要はありません。ただ、 医療機関から外出するときと医療機関に戻るときに、サービスを利用する障害者の支援につい て、看護師等とヘルパーとの引継ぎが生じるため、その時間について、あらかじめ利用者が医 療機関と事業所に提示できるようにしてください。
- ※2 外出する場合、医療機関において看護師等から引継いでサービスを開始するときが始点、医療機関において看護師等に引継いだときが終点となります。外泊する場合は、医療機関において看護師等から引継いでサービスを開始するときが始点となり、外泊先が終点となります。

2 短期入所利用時の利用

	居宅介護 • 重度訪問介護	重度訪問介護の外出・同行援 護・行動援護・移動介護	通学通所支援
短期入所利用のための 施設への送迎	×	△ (他に手段がない場合のみ利用可)	×
短期入所利用中	×	△ (原則利用不可だが例外あり ※1)	△ (※ 2)

- ※1 短期入所サービス利用中の支援は本来施設職員により行われるべきものです。しかし、例外として、以下の①~④すべてに該当する場合は利用を可能とします。ただし、利用が可能であっても、本人の状況や外出の目的によっては、ヘルパーでの対応が困難な場合があることに留意してください。なお、本取扱いは障害者総合支援法に基づく短期入所に限り、介護保険法に基づく短期入所は対象外です。
 - ① 対象者が、緊急の事由により短期入所が必要と認められる者である。
 - ② 施設職員による対応が困難であること及び家族対応等の代替手段がないことが確認できて

いる。

- ③ 短期入所中にやむを得ず行わなければならない外出(医療機関受診等)として、区が必要性を認めている。
- ④ ヘルパーを利用する日について、短期入所事業所は<u>「日中活動系サービスを併せて利用する場合」</u>の単位を算定することの調整がついている。
- ※2 日中活動系サービスに通所する場合は、本人の安定した生活を確保することが必要と判断された場合に限ります。ただし、この場合も保護者の社会的要件は必要です。
- ※3 地域活動ホームのショートステイは法定の短期入所ではないため、利用中は外出系サービスの利用が可能です。

3 障害者施設入所中の利用(夏季・冬季・週末の帰宅期間中)

原則として施設入所中は利用できません。

ただし、帰省中(2泊以上)等、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない日については、居 宅介護・重度訪問介護(及び同行援護・行動援護)の利用が可能です。詳しくは「グループホーム 入居者の帰省時の利用(I-4)」の考え方を参照してください。

これらの取扱いは、利用者と事業者の契約により障害児施設を利用する場合も同様です。なお、 児童相談所の措置により障害児入所施設に入所している場合、措置継続中は利用することはできま せん。

4 療養介護施設利用時の利用

療養介護施設の入所は、医療機関の入院と同様に扱います。しかし、一部取扱いが異なるため、 利用の際は、以下の表を確認してください。

	通院等介助 (通院等乗降介助)	重度訪問介護の外出・ 同行援護・行動援護・ 移動支援	備考		
入院中の 外出・外泊	×	0	・外泊先から外出する場合も利用可。 ・療養介護と併用できないサービス (生活介護、短期入所等)利用のため の外出は不可。		
入院中の他の医 療機関への通院	×	△ (移送に当たり、看護師等の 付添いが得られない場合に利 用可)			
入所当日の施設 までの移動に係 る付添い	△ (既に支給決定があり、その 支給量の範囲内で対応できる 場合に利用可)	0	・通院等介助と外出系サービスの両方が利用できる場合は、通院等介助を優先して利用します。 ・療養介護施設入所者は居宅介護を併用できないため、原則入所日の前日を期限として取消しますが、施設に到着するまでの間に居宅介護の利用が必要な場合は、例外的に入所当日までの支給を認めます。		
他施設入所のための移動 (療養介護施設) 一療養介護施設)	×	△ (他の手段がない場合に限り 利用可)	・利用者の希望等による施設間移動を対象とします。施設側の都合による移動は対象外です。		

5 **介護保険関連施設入所中の利用**(特養・老健・特定施設(有料老人ホーム・ケアハウス等)) 利用の可否は、次の表のとおりです。

施設種別	居宅介護・重度訪問介護の利用可否	備考
特別養護老人ホーム	×	

介護老人保健施設	Δ	重度訪問介護のコミュニケーショ ン支援を一定期間利用する場合の
介護医療院	Δ	み利用可。
介護療養型医療施設	×	
有料老人ホーム	Δ	介護保険の「特定施設入居者生活
ケアハウス	Δ	介護」の給付を受けることができ
サービス付き高齢者向け住宅	Δ	る場合は利用不可。
認知症高齢者グループホーム	×	

I 共同生活援助 (グループホーム) 入居者の制度利用

グループホーム入居者に対しては、本人負担によりグループホームの従業者以外の者による介護又は家事等をさせてはならないとされていますが、以下に該当する場合はヘルパー等の利用が、経過措置として(2024年3月31日まで)認められています。

1 対象者

国で定められた対象要件(次のア〜ウ)に該当する者のみ、次のサービス利用が可能です。

- ア 区分4以上の同行援護、行動援護又は重度訪問介護対象者
 - ・利用できるサービス:「身体介護」、「家事援助」、「重度訪問介護」
- イ 区分4以上の者で次の①、②を全て満たす者
 - ①グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられている。
 - ②グループホームでの居宅介護利用について市町村が必要性を認める場合。
 - ・利用できるサービス:「居宅介護(身体介護に限る)」のスポット支援のみ
- ウ 区分1以上かつ慢性疾患等の障害者で、医師の指示による定期的な通院が個別支援 計画に位置づけられている者
 - ・利用できるサービス:「通院等介助」、「通院等乗降介助」

(対象者要件を満たす場合、「重度訪問介護」「行動援護」)

<u>通院の対象回数は月2回</u>を限度とします(ただし官公署等を除く)。

※ ア、イは、利用者の希望に基づき、相談支援事業者を中心にグループホーム等との調整 を図る必要があります。支給決定時には、居宅介護等が必要な理由、必要時間及びヘルパー 派遣の調整状況等を確認し、「共同生活援助基本決定」を「共同生活援助居宅介護利用者」 に変更します。

(在宅援助記録票【1-5】に居宅介護等が必要な理由を記入してください)

- ※ 身体介護のスポット支援は、次の個別支援が必要となる場合のみ利用可能です。
 - ○排泄・食事介助、清拭・入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、起床及び就寝介助等
- ※ ウに該当しない者や、ウに該当する者で月2回を超える通院が必要な者については、移動 介護等の外出支援サービスを利用して通院することが可能です。
- ※ 介護保険の訪問介護を利用する場合も同様の取扱いです。
- ※ 法外の障害グループホームについては、従来のとおり居宅介護等のサービス利用が可能です。

2 グループホーム入居者の支給決定に係る留意事項

(1) 個別支援の考え方

グループホーム入居者についても、通常の場合と同様、利用者の状態や必要性に応じてその利用

者個別にサービス提供を行います。したがって、グループホームの人員体制の不備や補助金・運営費の多寡といった事由からグループホーム入居者全体に対してサービス提供を行うことはありませんし、またそのような事由が利用が必要な理由になることはありません。

(2) グループホームの職員との役割分担

日常生活に必要な援助のうち「食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇利用の助言等」については、グループホーム設置運営主体が行うと規定されています。

また、「特段の専門的配慮をもって行う調理」が必要な人や職員不在時の調理についても入居者に食事の提供を行うのはグループホーム運営主体が行うべき業務であり、たとえ特別食の調理であっても居宅介護等の利用による対応は認められません。

3 グループホーム入居者の帰省時の利用

ホーム側で共同生活援助に係る報酬が全く算定されない日については、居宅介護の利用は可能です。なお、帰省時において、サービス提供報酬が支払われない場合とは、帰省開始日と帰省終了日を除いた日での利用となるため、最低でも2泊3日以上からとなります。

また、この取扱いは、グループホームの体験利用や施設入所の場合も同様です。

例) (金)GH→自宅、(土)自宅、(日)自宅→GH

⇒ (金)(日)ともGHでの報酬の算定対象となり、居宅介護は(土)のみ利用可能なお、毎月定期的に帰省する場合以外は、その都度、支給決定を行うこととなります。

	(金)	(土)	(日)
利用者の所在	GH→自宅	自宅で1日過ごす	自宅→GH
GHの算定	0	×	0
居宅介護等の利用	×	0	×

第1版

居宅介護等利用計画表

利用者氏名

サービス内容(内訳)	所要時間	回数	所要時間積算理由
	Managara		
	and the same of th		
	and		
	and		

身体介護利用内訳

利用曜日	利用時間帯	時間数	利用内訳【サービス番号もしくは内容】・時間(0.5時間単位)							事業者名		
	~	0.0										
	~	0.0										
	~	0.0										
	~	0.0										
	~	0.0										
	~	0.0										
	~	0.0										

家事援助利用内訳

利用曜日	利用時間帯	時間数	利用内訳【サービス番号もしくは内容】・時間(最小0.5時間単位 以降0.25時間単位)							事業者名		
	~	0.00										
	~	0.00										
	~	0.00										
	~	0.00										
	~	0.00										
	~	0.00										
	~	0.00									*************************************	

重度訪問介護

利用曜日	利用時間帯	時間数		利用戶	対訳【サ	ービス番	号もしく	は内容】	・時間 (0. 5時間追	単位)	事業者名
	~	0.0										
	~	0.0										
	~	0.0										
	~	0.0										
	~	0.0										
	~	0.0										
	~	0.0										

通院等介助

要・ 否	
- 要・ 否	
- 要 · 否	

支給量計算(時間/月) 身体介護 家事援助 重度訪問介護 通院	
---------------------------------	--

第1版 居宅介護等利用計画表【記入例】

利用者氏名 横浜 太郎

サービス内容 (内訳)	所要時間	回数	所要時間積算理由
入浴介助	1.00	週3回	バスボードへの移乗に時間が掛かるため、60分必要。
掃除	0.50	週3回	本人の居室、トイレ、風呂の掃除。
洗濯	0.25	週3回	洗濯機の操作は本人が行うため、洗濯物を干すことのみ行う。
調理	0.75	週5回	昼食、夕食の調理をまとめて行う。
	ス内容をまとめ	るく、記入しきれ て記入してくだ したものを記入し	

身体介護利用内訳

利用曜日	利用時間帯	時間数		利用	内訳【サ	ービス番	号もしく	は内容】	時間(0. 5時間単	単位)		事業者名
月	10:00 ~ 11:00	1.0	入浴 1.0										
水	10:00 ~ 11:00	1.0	入浴 1.0									サービスを記入る	川用計画案に利用計画表の内 ける際は、事業所名の記入は
金	10:00 ~ 11:00	1.0	入浴1.0									不要です。	
	~	0.0		 プルダウ	L ンメニュ								
	~	0.0											
	~	0.0	自動計算され	ます。 エーニー									
	~	0.0											

家事援助利用内訳

利用曜日	利用時間帯	時間数		利用内訳	【サービ	ス番号も	しくは内	容】・時	計間 (最小	√0.5時間	単位 以	降0.25時	間単位)	事業者名
月	11:00 ~ 12:15	1.50	掃除	0.50	洗濯	0. 25	調理	0.75						
火	11:00 ~ 11:30	0.50	調理	0.50										
水	11:00 ~ 12:15	1.50	掃除	0.50	洗濯	0. 25	調理	0.75						
木	11:00 ~ 11:30	0.50	調理	0.50										
金	11:00 ~ 12:15	1.50	掃除	0.50	洗濯	0. 25	調理	0.75						
	~	0.00												
	~	0.00												

重度訪問介護

	1.421 100													
利用曜日	利用時間帯	時間数		利用内訳【サービス番号もしくは内容】・時間(0.5時間単位)										事業者名
	~	0.0	排泄		特食									
	~	0.0	食事		掃除		ルダウン	ノメニュ-						
	~	0.0	清拭		洗濯	\ \ \ \ 	参考の	ため、全	҈項目を					
	~	0.0	入浴		買物		していま 選択して			のを				
	~	0.0	移乗		育児	_								
	~	0.0	起床		調理									
	~	0.0	就寝		その他									

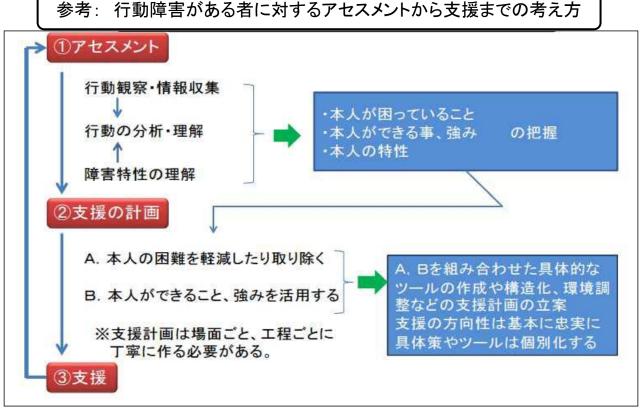
通院等介助

回数/月	利用時間帯	時間数		行き先	ß	完内介助の要否.		事業者	名	
4	9:00 ~ 11:00	2.0	ヨコハマシヤクシ	/ョ整形外科	要.	否				
	~				要 •		計算されません			
	~				要 •	香 計算:	後、入力してく <i>t</i> :	<i>i</i> さい。		
支給量	計算(時間/月)		身体介護	15. 0	家事援助	25. 5	重度訪問介護		通院等	8. 0

(参考)重度訪問介護導入に必要なプロセス

●行動援護事業者が行うアセスメント等について

行動障害のある知的障害者、精神障害者が重度訪問介護を利用するためには、指定特定相談支援事業者を中心とした連携体制の下、行動障害に関する専門知識や経験を有する者(行動援護事業者)によるアセスメントや居宅内環境調整等を実施する必要があります。相談支援専門員は、行動援護事業者がアセスメント等を行う際の調整やフォローアップを行います。



出典:厚生労働省通知「重度訪問介護の対象者拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について(平成26年3月31日付障障発0331第8号)」

●アセスメント等の情報の共有について

行動援護事業者が実施したアセスメント等の情報は、サービス担当者会議等で共有します。共有するための様式として、できるだけ厚労省通知(※1)により参考として示されている標準的なアセスメントシート(支援計画シート)及び支援手順書(支援手順書兼記録用紙)を御活用ください。アセスメントの結果は、サービス等利用計画案等に別紙として添付することが適当です。なお、上記シート等の使い方については、国立のぞみの園が作成したテキスト(※2)を参照してください。

- ※1…「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年 3月31日付障障発0331第8号)
- ※2…「強度行動障害者支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について」(平成25年度障害者総合福祉推進事業 実施団体:独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

(参考)重度訪問介護導入までの基本的な流れ

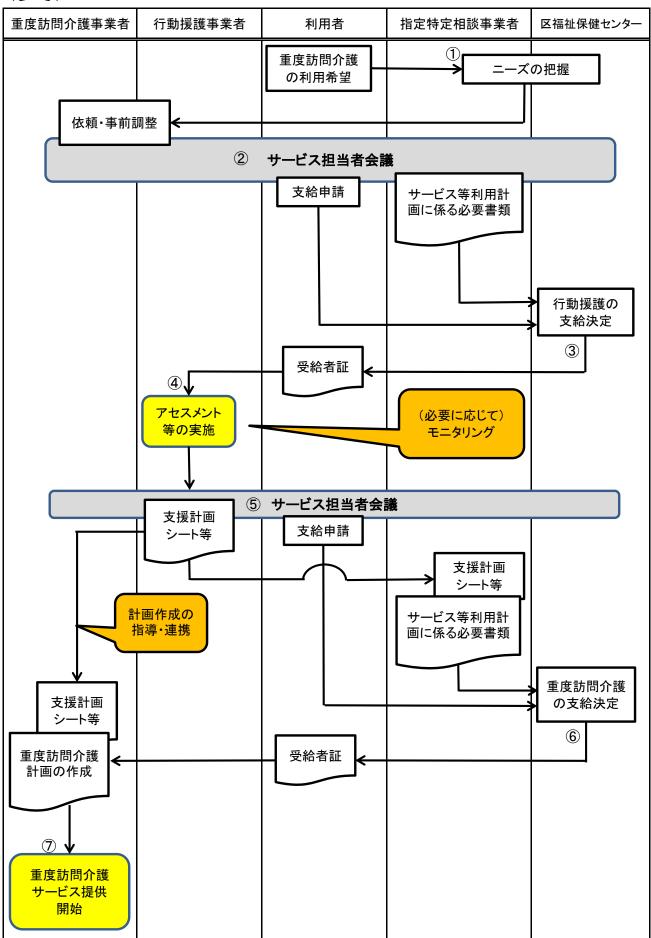
項目	備考
①重度訪問介護のニーズ把握	・二一ズを把握する。 ・行動援護事業所及び重度訪問介護事業所に依頼、事前調整を 行う。
②サービス担当者会議	・重度訪問介護利用までの流れを共有する。 ・行動援護事業者が行うアセスメント等の期間を設定する。 ・既にサービス等利用計画が作成されている場合は、計画の変更 内容を区と確認する。
③行動援護の支給決定	・行動援護の必要な支給量を決定する。 ・モニタリング実施月に変更がある場合は、サービス等利用計画 案に記載する。また、「⑤サービス担当者会議」の月がモニタリン グ月として設定されていることも確認する。
④行動援護事業者によるアセス メント等の実施	
⑤サービス担当者会議	・行動援護事業者のアセスメント情報(支援計画シート等)を確認・ 共有する。 ・アセスメント等が不十分の場合は期間の延長を検討する。 ・現に利用している居宅介護(身体・家事・通院)や外出系サービ スについて、重度訪問介護への移行を検討する。(★) ・サービス等利用計画の変更内容を確認する。
⑥重度訪問介護の支給決定	・重度訪問介護の必要な支給量を決定する。・必要に応じて他サービスの支給量を変更する。
⑦重度訪問介護の利用開始	

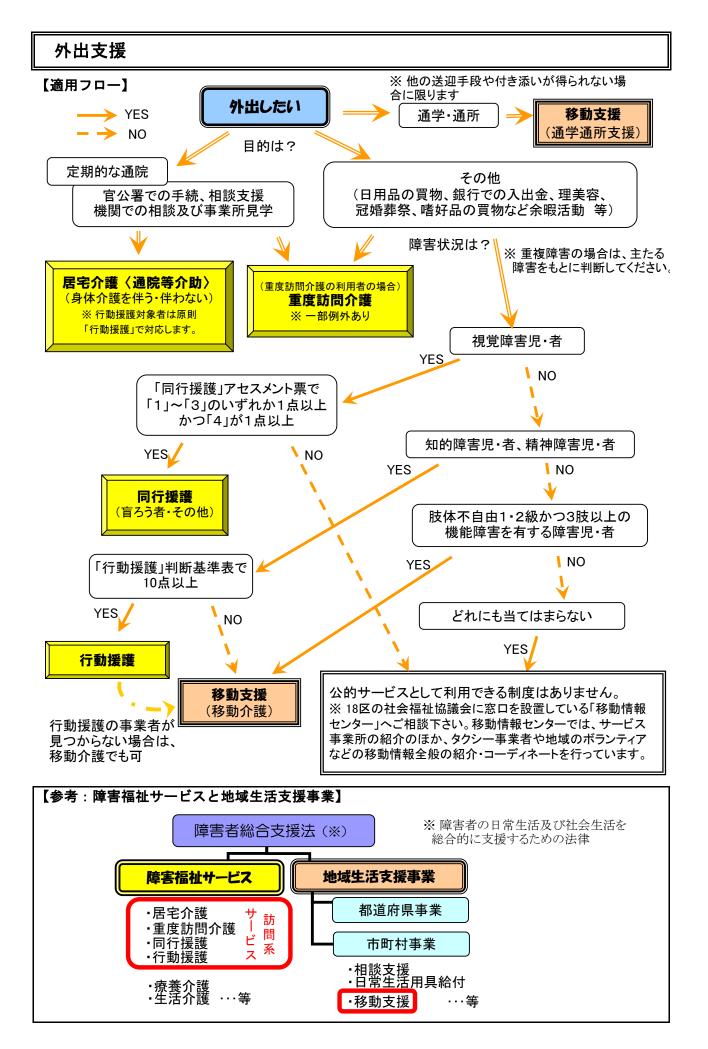
★ 併用の取扱いはマニュアルで確認してください。

注意

・サービス等利用計画の内容や本人の状況、事業所との調整状況等によっては動きが変わってくる場合があります。

(参考)フロー





(1) 同行援護(介護給付)

サービス名称	同行援護
サービス内容	・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を 含む。) ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
41.65.47	【同行援護基本】 ・同行援護アセスメント票の項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者のうち、同行援護基本(盲ろう者)に該当しない者 ・上記の状態に準ずる障害児
対象者	【同行援護基本(盲ろう者)】 ・下記のすべてに該当する障害者等 ア 同行援護アセスメント票の項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜 盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者
障害支援区分	不要(原則認定は必要。後述)
支給(利用) 単位	最小単位30分 以降30分ごと
支給量	基準48時間内/月(1回あたりの時間数は設定不要) ※二人派遣の場合は、基準96時間内/月
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以外に 必要となる費用	外出時にかかる交通費等(ヘルパー分も含む)
他制度等との 併用の有無	通院等介助と併用可。移動支援のうち通学通所支援とは併用可。(後述)
他制度との 優先順位	

※ 利用者がサービスの対象となるか及び同行援護基本、基本(盲ろう者)のどちらに該当する のかは、各区障害者支援担当課にお問合せください。

【サービス支給決定時の留意事項】

1 障害支援区分認定の必要性

(1) 障害者の区分認定

同行援護事業所は、障害支援区分3以上の者に対して同行援護サービスを提供した場合、加 算を算定することができるため、申請者については、原則として障害支援区分の認定を必要と します。

ただし、過去に障害支援区分認定調査を行って非該当と認定されており、状態が大きく変わっていない場合のみ区分認定は不要です。

また、在宅援助記録票等により、明らかに障害支援区分2以下又は非該当と判断できる人は、 障害支援区分認定を必須としません。

(2) 障害児の区分認定

障害児についても障害者と同様に加算が算定できますが、障害児は障害支援区分の認定手続きがないため、各区役所において「児童の短期入所 単価区分確認表」を準用し、加算対象でであることの判定を別途行います。

加算の算定方法

単価区分3	「障害支援区分4以上」の加算対象者
単価区分2	「障害支援区分3」の加算対象者
単価区分1	加算対象外

2 移動支援等利用計画表の作成

利用の際は、アセスメントに基づいて「移動支援等利用計画表(後掲)」を作成してください。移動支援等利用計画表の取扱いは、居宅介護等利用計画表と同様です。

※移動支援等利用計画票のエクセルデータは横浜市HPに掲載しています。

(トップページ→相談支援事業者向けページ→サービス等利用計画提出書類一式)

3 同行援護のサービスについて

(1) 「同行援護 基本」と「同行援護 基本(盲ろう者)」の違い

<u>サービス内容に違いはありません。</u>「同行援護 基本(盲ろう者)」は、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護のサービス提供を行った場合に、同行援護事業所が加算を算定できるようにするため、必要となる類型です。

(2) サービス提供に係る注意点

ア 対象とならないサービス内容

同行援護は社会生活上必要不可欠な外出や、余暇等の社会参加のための外出支援を行うサービスなので、以下の内容は対象となりません。

- ・通勤、営業活動など経済活動
- ・通学(普通校(小学校~高校)・大学・専門学校等)等の通年かつ長期にわたる外出
- ・社会通念上適当でない外出 (ギャンブル、飲酒目的の外出等)
- ・プールやスポーツ施設等における活動そのものの支援
- ・銭湯や入浴施設の利用中(単に一緒に入浴する行為)
- ・宗教(布教)や政治活動
- ・本来施設側や活動主催者が対応すべきと考えられるもの (事業者が企画・用意した場所やイベント等への外出や活動中の支援等)

イ サービスの範囲

居室内で行う介助は同行援護のサービスに含まれません。そのため支給決定の際、外出の 準備や帰宅後の水分補給など、居室内において介助が必要かどうかを確認する必要がありま す。居室内で行う介助が20分を超える場合は、居宅介護の「身体介護」の支給決定が可能で す。

《居室内での介助が20分以上ある場合》



※居室内で行う介助が20分に満たない場合には、報酬算定ができないため、身体介護の 決定はできません。

ウ 二人派遣の取扱い・所要時間の考え方

居宅介護等に準じます(前掲)。

(3) 他施設や他サービス利用中の併用

居宅介護の項目H(前掲)を参照してください。

4 障害児 (小学生以下) の適用

障害児(小学生以下) への適用に関しては、保護者等が付き添えない場合(社会的理由にあたるもの)に限ります。この場合、単純に基準時間で決定するのでなく、具体的利用計画に基づいて必要時間数のみを算出します。

○ 社会的理由にあたるもの

疾病(入院、通院※、服薬を行っている状況)、出産、就労、冠婚葬祭、事故・災害、失 踪、出張、転勤、看護、きょうだい児の学校行事等公的行事への参加、介助度が高く保護者一 人では対応できない場合(保護者+ヘルパーが原則)

※保護者の通院の機会を確保できるよう、ホームヘルプ等を含め他のサービスも検討するこ

× 社会的理由にあたらないもの

- 介護疲れ(レスパイト)、対象児以外の子どもとの時間を確保したい場合、両親のどちらか - 方に就労状況や社会的理由がない

5 同行援護と通院等介助、移動支援(通学通所支援)との関係

(1) 通院等介助

外出の目的が定期的な通院や官公署のみの場合には、原則、通院等介助を支給決定しますが、利用者が希望する場合には、同行援護での利用を可能とします(通院等を理由として支給決定基準を超過することはできません)。また、突発的に通院が必要になった場合にも、支給されている時間数の中で同行援護での利用が可能です。なお、院内介助の取扱いは「居宅介護の通院等介助」に準じます。

(2)移動支援(通学通所支援のみ)

同行援護と通学通所支援は併用が可能です。(移動介護は不可)

同行援護と通学通所支援を併用する場合は、それぞれの支給量基準で支給決定が可能です。

6 支給量基準を超過する決定

(1) 支給量基準を超過して決定する場合の考え方

居宅介護等と同様です(前掲)。

(2) 必要不可欠な外出の範囲

必要不可欠な外出と認められるものは、以下の外出に限ります。

	内容	備考
1	買物 (自宅近隣での日用品の買い物)	目安:1回2時間以内
2	金融機関・不動産店等での手続	
3	理美容	
4	子どもの学校行事(入学式、卒業式、運動会、保護者面談	等)
5	健康上必要な散歩	自宅近隣30~60分程度
6	行政関連の会議、PTA活動、団体役員活動等	余暇的内容は不可 本来、施設側や主催者側が 対応すべきと考えられるイ ベントや活動中の支援は不
7	就職・就学のための活動	ハローワーク、就職活動、受験等 (必要な期間のみとし、資格 取得の活動や学習塾を除 く)
8	前各号に準ずる外出及び社会通念上必要と認められる外出	

7 難病患者等への支給決定について

障害者総合支援法の対象となる難病患者等が同行援護を利用する場合、対象者要件を満たしているかを事前に各区障害者支援担当課へ相談してください。

同行援護アセスメント票(令和2年4月1日改正)

No		調査項目	0点	1	点	2	点	特記事項	備考
1	視力障害	視力 (3-1)	普通(日常生活に支障がない)		目の前に置い た視力確認表 の図が見える	ほとんど見え ない 全く見えてい ない	見えているの か判断不能	障害支援区分 認定調査項目 (3-1)と同 じ	矯正視力によ る測定とする こと(視力確 認表は別図)
2	視野障害	視野	ない 又は右記以外	つ、両眼中心 視野角度 (I /二視標によ る。以下同 じ。)が56度 以下である。	つ、両眼中心 視野視認点数 が40点以下で ある。	周辺視野角度 の総和が左右 眼それぞれ80 度以下つ、両 り、か心視野下 である。 である。	両眼開放視認 点数が70点以 下で、両眼認点か つ、現野視認点が が20点以下で ある。	題がなく、視 野に障害があ	
				(身体障害者手	帳3級に相当)	(身体障害者手	帳2級に相当)		
3	夜盲	網膜色素変性 症等による夜 盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視 力等の能力の低下がある		_	_	視記く症動難も合こ 必様医力間、状にをのにと 要式師視題夜に著きで評 に例意いな等りくしるす じよ書で見ます。 では書	人的支援ないし 支援情報を 支援情報を が で が に り 可 じ 歩 り で が り で り で り で り で り で り で り で り で り
								添付	
4	移動障害	盲人安全つえ (又は盲導 犬)の使用に よる単独歩行		慣れた場所ではきる	の歩行のみで	でき	ない	は、夜間や照 明が不十分な 場所等を想定	人的支援なしにより覚情独歩場でによりでは、 が「歩と判が「歩と判断する」こと

【留意事項】

- 【田息事項】 ※「視野」について、旧基準(平成30年6月30日以前)で発行された身体障害者手帳の等級は、新アセス メント票における身体障害者手帳の基準に該当すると認められる。 ※「夜盲等」の等については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の差明」等
- が想定される。
- ※歩行については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

判定結果

氏名	
アセス	メント点数

判定日	年	₣ 月	日
確認者			

<i>y</i>	セスメ	ン	ト只致	

調査項目	点数
視力障害	
視野障害	
夜盲	
移動障害	

医師の意見書	有・	無
--------	----	---

合計点数

(2) 行動援護(介護給付)

(2)1]划该设(扩泛和19)				
サービス名称	行動援護			
サービス内容	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対し、行動する際に生 じ得る危険を回避するために必要な接護、外出時における移動中の介護、排せつ 及び食事等の介護を行う			
対象者	知的障害及び精神障害で、判定基準表の合計点数が10点以上となる障害児・者 (基準表は後掲)			
障害支援区分	区分3以上(障害児は区分不要)			
支給(利用) 単位	最小単位30分 以降30分ごと			
支給量	上限なし(基準時間 48時間/月+通院等介助必要分) ※二人派遣の場合は、基準96時間/月+通院等介助必要分			
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)			
利用者負担	1割負担(負担額上限あり)			
利用者負担以外に 必要となる費用	外出時にかかる交通費等 (ヘルパー分も含む)			
他制度等との 併用の有無	通院等介助(身体介護を伴う・伴わない)及び移動介護との併用は 原則不可。通学通所支援とは併用可。(下記参照)			
他制度との 優先順位	通院等介助(官公署等への外出含む)及び移動介護に優先			

※ 利用者がサービスの対象となるかは、各区障害者支援担当課へお問合せください。

【サービス支給決定時の留意事項】

1 行動援護のサービス

(1) 行動援護に含まれるサービス内容

行動援護の内容には、以下の内容が含まれます。また、出発前の準備や帰宅後の水分補給など、<u>外出に伴う居宅内での介助</u>についてもサービス内容に含みます。

ア 予防的対応

- (7) 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な 行動をとったりしないよう、あらかじめ行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目自 地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動 をとることができるように理解させること
- (4) 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえでの予防的対応 等を行うこと など

イ 制御的対応

- (ア) 何らかの原因で本人が不適切な行動を起こしてしまった時に、本人や周囲の人の安全を確保しつつ、行動を適切におさめること
- (4) 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること
- (ウ) 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

ウ 身体介護的対応

- (ア) 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応
- (イ) 食事を摂る場合の食事介助
- (ウ) 入浴及び衣服の着脱介助など

(2) 対象とならないサービス内容

同行援護に準じます(前掲)。

(3) 二人派遣の取扱い

居宅介護に準じます(前掲)。通院等介助や移動介護を併用している場合であっても、 二人派遣を行う場合は同一のサービスでなければなりません。

(4) 所要時間の考え方

行動援護の報酬算定ができるのは1日に8時間までとなります。8時間を超えてサービス利用することは可能ですが、行動援護事業所が受け取る報酬額は一定です。

(5) 他施設や他サービス利用中の併用

居宅介護の項目H(前掲)を参照してください。

2 移動支援等利用計画表の作成

支給決定の際は、アセスメントに基づいて「移動支援等利用計画表(後掲)」を作成してください。移動支援等利用計画表の取扱いは、居宅介護等利用計画表と同様です。

※移動支援等利用計画票のエクセルデータは横浜市HPに掲載しています。

(トップページ→相談支援事業者向けページ→サービス等利用計画提出書類一式)

3 児童の決定

児童への決定において、"保護者等が付き添えない社会的理由"は問いません。支給量については、障害児本人の外出の必要性等を精査した上で、具体的利用計画に基づいて必要時間数のみ計算します。

4 行動援護と移動支援(移動介護・通学通所支援)及び通院等介助との関係

(1) 行動援護と移動介護・通院等介助の併用

行動援護の対象者であっても、事業所が見つからない場合には、移動介護を利用することができます。その際に、行動援護と移動介護の支給量基準が一部異なりますが、行動援護対象者であれば、行動援護の支給量基準に基づいて計算してください。この場合、サービス等利用計画に、「行動援護対象者」である旨の記載や行動援護の判定基準表を添付してください。

なお、この場合、移動介護には行動援護の様に通院や官公署等への外出は含めませんので、 別途「通院等介助」で計算してください。

(2) 行動援護と通学通所支援の併用

行動援護と通学通所支援は併用が可能です。

行動援護と通学通所支援を併用する場合は、それぞれの支給量基準で支給決定が可能です。

5 支給量基準を超過する決定

(1) 支給量基準を超過して決定する場合の手順

居宅介護等と同様です(前掲)。

(2) 必要不可欠な外出の範囲

同行援護と同様です(前掲)。

行動援護判定基準表

行動関連項目 (認定調査項目)	0点	1点	2点
コミュニケーション (3-3)	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であれ ばコミュニケー ションできる 3. 会話以外の方法 でコミュニケー ションできる	4. 独自の方法でコ ミュニケーショ ンできる 5. コミュニケーシ ョンできない
説明の理解 (3-4)	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できている か判断できない
大声・奇声を出す (4-7)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎日(週5 日以上の)支援 が必要
異食行動 (4-16)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎日 (週5 日以上の) 支援 が必要
多動・行動停止 (4-19)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎日 (週5 日以上の) 支援 が必要
不安定な行動 (4-20)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎日 (週5 日以上の) 支援 が必要
自らを傷つける行為 (4-21)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎日 (週5 日以上の) 支援 が必要
他人を傷つける行為 (4-22)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎日 (週5 日以上の) 支援 が必要
不適切な行為 (4-23)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎日 (週5 日以上の) 支援 が必要
突発的な行動 (4-24)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎日 (週5 日以上の) 支援 が必要
過食・反すう等 (4-25)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎日 (週5 日以上の) 支援 が必要
てんかん	1. 年1回以上	2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

判定結果

氏名

点数

判定日	年	月	日
確認者			

(3)移動支援

サービス名称	移動介護	通学通所支援	
サービス内容	・社会生活上必要不可欠な外出 ・突発的な通院(居宅介護の通院等介助の 範囲を除く) ・余暇等の外出 ※外出前後の準備等及び外出中に付随する ヘルパー業務(※1)を含む	・特別支援学校・養護学校への通学 ・日中活動系サービス事業所・放課 後等デイサービス事業所等への通所 ※外出前後の準備等及び外出中に付随 するヘルパー業務(※1)を含む	
サービス形態	①個別支援型 (ヘルパー1人が利用者1人に対応) ②グループ支援型 (ヘルパー1人が複数利用者に対応)	①個別支援型 (ヘルパー1人が利用者1人に対応) ②グループ支援型 (ヘルパー1人が複数利用者に対応) ③乗降介助型 (ヘルパーが運転する車の乗降介助) ④自立通学通所支援型 (自力での通学通所を目指した支援)	
対象者	原則小学生以上(※2)で、下記のいずれかに該当する者(ただし、小学生の場合は「他の送迎手段や付き添いが得られない場合」に限る) ①身体障害1~2級で3肢以上の機能障害を有し、外出時に主に車椅子を使用する障害児・者(※3) ②知的障害児・者、精神障害児・者 ③総合支援法の対象となる難病患者等(児童含む)で①に準じる者	原則小学生以上(※2)で、下記のいずれかに該当する者(ただし、年齢に関わらず「他の送迎手段や付添いが得られない場合」に限る(※4)) 左記①~③の対象者に加え、 ④身体障害1~2級の視覚障害児・者 ⑤総合支援法の対象となる難病患者等(児童含む)で④と同等の者	
支給量	合計で基準30時間内/月 *基準超過可能な外出は「2 対象となる外出の種類」を参照		
障害支援区分	不要		
支給(利用) 単位	最小単位30分 以降30分ごと		
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以		
決定方法	本人の利用希望に基づき以下を勘案し決定 ※「移動支援等利用計画表」を使		
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり) ※他の障害福祉サービス及び児童福祉法サービ	ぶっと併せた負担額上限	
利用者負担以外に 必要となる経費	・外出時に係る交通費(車両利用時の乗車 ・施設入場料等 ※いずれもヘルパー分も		
他制度等との 併給の有無 及び優先順位	介護給付における外出支援(※5)が優先され、原則併給は不可(通院等介助を除く)。 の		

- ※1 付随するヘルパー業務とは、情報の伝達や代行行為、食事・着脱衣・排泄等の身体介護です。
- ※2 未就学児については、原則対象外です。ただし、社会生活上必要不可欠な外出で、本人の障害状況ゆえに 保護者の付添いのみでは外出が困難な場合などは、対象となる場合があります。
- ※3 屋内では伝い歩きができる場合も含む
- ※4 自立通学通所支援型は「他の付添いが得られない場合」という条件なし(13「自立通学通所支援について」参照)
- ※5 通院等介助、通院等乗降介助、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援

【サービス支給決定時の留意事項】

1 対象者要件の判断

(1) 身体障害1~2級で3肢以上の機能障害を有する障害児・者(以下、例示)

障害区分	障害名(例示)		
移動機能	・四肢麻痺 など		
体幹機能	・右下左上下肢機能障害 ・両側片麻痺 ・四肢機能障害 ・両上肢体幹機能障害 ・両下肢対麻痺 ・体幹機能障害 ・右片麻痺 など ※障害区分が「体幹」となっていれば、四肢に及ぶ障害とみなして対象とします。		
上肢・下肢	・右上肢麻痺と両下肢機能障害 など ※3肢未満の場合は対象外		

- (2) 知的障害児・者または精神障害児・者:等級を問わず、外出に支援を要する者
- (3) 身体障害1~2級で視覚障害を有する障害児・者(「通学通所支援」に限る)
- (4) ①総合支援法の対象の難病患者等(児童含む)で、(1)と同等の者(以下の書類を確認)

確認項目	確認書類・内容(以下のすべてを確認)
対象疾病	「医師の診断書」で総合支援法の対象疾病かを確認
外出に支援を 要する状況	「障害支援区分認定用スコア表」で「歩行(1-8)」が(4)全面的支援かつ「移動(1-9)」が(3) 部分的支援又は(4)全面的支援である者 (障害支援区分の認定を受けていない場合は認定基準を用いて判断します)
3 肢以上の 機能障害	「医師作成の書類(障害支援区分認定用医師意見書等)」で確認

②総合支援法の対象の難病患者等(児童含む)で、(3)と同等の者(「通学通所支援」に限る)

2 対象となる外出の種類

項	目		内容	備考(利用の目安等)
		ア	家族の入学式、卒業式、保護者面談、運動会等 学校行事、PTA活動(保育園、幼稚園、学校)	
	1	イ	家計の維持、財産の保全に係る手続・相談	銀行や金融機関等 目安:1回1時間以内、月4~5回以内
	社会生	ウ	日常生活上必要な買物 (商店、スーパー)	自宅近隣での日用品の買物 目安:1回2時間以内、週3回
	基 生 準 活	工	理容、美容(理容院、美容院)	目安:1回3時間以内、月1回程度
	時上 間必	オ	住居の取得・賃貸等に係る契約・相談	不動産店等
	超 超 過 不	力	冠婚葬祭(本人・親族・友人のためのもの)	会場で親族等の支援が見込まれる場合は現地ま での送迎のみ
移	可 可 能 欠	牛	就職・就学のための活動	ハローワーク、就職活動、受験等(必要な期間のみと し、資格取得の活動や学習塾を除く)
動) な 外	ク	その他前各号に準ずる外出	
介護	出		個別状況に応じて区で必要と認める外出	「5 支給決定の積算方法」参照
			健康上必要な散歩	他に外出の機会がない場合のみ 目安:自宅近隣30~60分程度
			障害当事者団体の役員活動の前後の送迎 等	余暇的内容の送迎は②その他余暇等の外出
	出 ^② 出そ		以外の外出	
	である。		余暇的な買物や散歩	
	での他、余		習い事、映画鑑賞、カラオケ、スポーツ、図書館等	習い事は週1回まで
	時間超過余暇等		障害者団体活動	団体が主催するイベント・行事の場合は集合場 所までの送迎のみ
	超等		任意グループでの外出	
	過 不 不 外		医療機関受診、入退院の付添い、行政機関での 手続(単発・突発的・不定期なもの)	「通院等介助」の決定が無い場合に限る

項	目	内容	備考	
	①通学	ア 特別支援学校・養護学校への通学	普通校は対象外	
基	① 迪子	イ その他前号に準ずる外出		
準 時 間 超 超 所		ア 日中活動系サービス事業所への通所	生活介護、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、地域活動支援センター(デイ型・地域作業所型・活動センター型)	
過 支 可援	②通所	イ 放課後等デイサービス事業所への通所		
能		ウ 日中一時支援事業所への通所		
		エ その他前各号に準ずる外出	地域活動ホームの一時ケア等	

※通学通所支援の報酬単価は、片道1回につき2時間以上の設定はありませんのでご注意ください。

3 対象外の外出や活動内容

			内容	備考
		(1)	通勤・勤務・営業・その他経済活動に伴う外出	
		(2)	宗教・政治的活動や特定の利益を目的とする団体活動	慣習として行われる神社・仏閣等への参拝、墓 参り、単に一般聴衆として参加する宗教的・政 治的な集まり等は可
		(3)	事業者や団体が企図する活動中の外出	事業者が企画・用意した場所やイベント等への外出 や活動中の外出 (集合場所までは可)
	移科	(4)	事業者が提供する場所において、当該事業者が介護、見守り、 余暇活動等のサービスを提供することを前提とした外出	
	動介護	(5)	サービス提供者が支援することなく、利用者とともに行う活動	スポーツの相手をする、カラオケを一緒に歌う、プールに 一緒に入る、銭湯・入浴施設に一緒に入る、入浴 介助を行うなど(更衣介助までは可)
		(6)	サービス提供者に資格・習熟・準備を要する活動	※ただし、排泄介助等の具体的な身体介護を要する場合、その活動中の見守りは可
		(7)	サービス提供者が危険を伴う活動	
		(8)	通年かつ長期にわたる外出	週2回以上の習い事等
対象:		(9)	その他、ギャンブル・飲酒を伴う外出など、社会通念上本事業 を適用することが適当でないと認められる外出及び活動	
外		(1)	療育センターや保育園・幼稚園への通園	原則、未就学児童は不可
	通	(2)	普通校(小学校~高校)・大学・専門学校等	保護者の入院による場合のみ普通校(小学校〜高校)で可
	学通	(3)	学校内、学校行事参加中、通所施設の活動中	在学中の作業所等への実習は可
	所支援	(4)	放課後児童クラブ(学童)、放課後キッズクラブ、はまっ子ふ れあいスクール	特別支援学校に併設する場合は可 特別支援学校から左記に行く場合は可
	1欠	(5)	生活支援センター、区や地活等で実施する生活教室	移動介護で可
		(6)	医療機関のデイケア・ナイトケア・ショートケア	通院等介助で対応
		(1)	病院内のみの支援、診察室・検査室・リハビリ室内	
	そ	(2)	利用者が自転車や自動車等を自ら運転する外出	
	の他	(3)	一日の範囲で用務が終了しない外出(旅行の宿泊中を含む場合等)	宿泊先まで及び宿泊先からの移動部分について の利用は可
		(4)	ヘルパーが単独で外出するもの	^ルパーのみで買物に行く、薬局に薬を取りに行く、車いすのみを運ぶ 等

[※]主目的が「通学・通所」であれば、通学通所の決定となります。

4 施設・他サービス等との併給有無

	施設・サ	ービス種別	移動介護	通学通所支援	備考
	グループホーム入	グループホーム入居中		0	
	日中活動系サー	施設への送迎	×	0	
居住	ビス、日中一時 支援施設	利用中	×	×	
地		施設への送迎	×	×	
送迎先	入所施設	入所中	×	×	帰省中 (2泊以上) 等、施設入所支援に 係る報酬が全く算定されない日は利用可
	地域活動ホームの)ショートステイ	0	0	ショートステイ利用のための施設への 送迎は移動介護で対応
	短期入所施設		居宅介	護の項目H(前掲)を参照してください。
高齢	特別養護老人ホーム、介護老人保健施 設、介護療養型医療施設、認知症高齢 者グループホームの入居中		×	×	
者施	有料老人ホーム、ケアハウスの入居中		0	0	施設側の支援が前提でない場合で、障 害ゆえに必要な場合は利用可
設	養護老人ホーム		0	0	施設側の支援が前提でない場合で、障害ゆえに必要な場合は利用可
	母子生活支援施設	L Z	0	0	他に手段がない場合のみ利用可
	その他の入所施設 (児童系・生活係		×	×	施設側の支援が前提でない場合で、障 害ゆえに必要な場合は要調整
そ	病院	入退院時の送迎	0	×	他に手段がない場合のみ利用可(通院 等介助が優先)
の他	※居宅介護の項	転院	0	×	他に手段がない場合のみ利用可
	目H(前掲)を 参照	入院中	0	0	他に手段がない場合のみ利用可(他の 医療機関への通院は、通院等介助が優 先)
	療養介護施設		「療養介護	護施設入所者の外	出系サービスの取扱い」参照

[※]行き先が通学先・通所先の場合は、短期間であっても「通学通所支援」での決定とします。

5 支給決定の積算方法

アセスメントに基づいて、以下のいずれかの積算方法で「移動支援等利用計画表」及び ウィークリープランを作成し、必要時間数又は基準時間で決定します。

- (1) 具体的な利用目的・時間が決まっており、基準30時間以内で1か月の必要時間が見込める場合 具体的な外出先・目的・時間を記入し、移動介護、通学通所支援を合わせて必要時間数の みを算定して決定します。
- (2) 具体的な利用目的・時間が未定で、余暇等の不定期な利用が含まれる場合 利用見込や目的を記入し、移動介護、通学通所支援を合わせて基準の30時間で決定します。
- (3) 支給量基準30時間を超える見込みがある場合

居宅介護等と同様です(前掲)。

※通学通所支援については、利用経路を確認し、適切な時間数で計算してください。 (事業者都合等の遠回りは不可)

6 2人派遣の決定

以下のいずれかに該当する場合は、2人派遣の決定が可能です。必要とされる支給量について2 人分の時間を決定することとなり、利用者や事業者との調整を事前に行っておく必要があります。 なお、支給量全体ではなく、必要時間数のみを2人派遣で決定することも可能です。

- ① 利用者の身体的理由(体重が重い等)により、ヘルパー1人による介護が困難である場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他、障害状況等から判断して①又は②に準ずると認められる場合 ※2人派遣の決定時間数((うち、**.*)は二人派遣の時間数です。)
 - (例1) 30時間を2人派遣で決定する場合⇒決定時間:60.0時間(うち、60.0)
 - (例2) 18時間は1人派遣、12時間は2人派遣の場合⇒決定時間:42.0時間(うち、24.0)

7 活動の起終点の考え方

移動支援では、活動の起終点を自宅以外の場所とすることも可能です。その場合、原則 ヘルパーから介助者(保護者等)に引き継ぐようにしてください。

8 通学通所支援等の決定条件

(1) 「通学通所支援」の他の送迎手段が得られない場合とは

通所施設の送迎対象外であるために送迎車を利用できない、スクールバスが利用できない等の やむを得ない場合をいいます。利用者側の単なる都合や希望のみの場合は対象外です。

(2) 「移動介護」の小学生以下及び「通学通所支援」の決定に係る付き添いの社会的要件

付き添いが得られない場合(社会的理由にあたるもの)に限り、具体的利用 計画に基づいて必要時間数のみを決定します(単に基準時間で決定しない)。ただし、自立通学 通所支援の利用目的の場合は、付き添いの社会的要件は必要ありません

(「13 自立通学通所支援について」参照)。

○ 社会的理由にあたるもの

疾病(入院、通院、服薬を行っている状況)、出産、就労(就労時間にかかる場合)、冠婚葬祭、事故・災害、失踪、出張、転勤、看護、きょうだい児の学校行事等公的行事への参加、介助度が高く保護者一人では対応できない場合(付き添い+ヘルパーが原則)

× 社会的理由にあたらないもの

介護疲れ(レスパイト)、対象児以外の子どもとの時間を確保したい場合、両親のどちらか一方に就 労状況や社会的理由がない

9 医療的ケア(たん吸引・経管栄養)の実施

移動支援のサービス中の医療的ケア(たん吸引・経管栄養)については、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られている等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できます(詳しくは居宅介護事業 E 2 (3)「ヘルパーの医療行為」を参照)。医療的ケアが必要な利用者に支給決定する場合も、対象者要件や対象となる外出にあてはまるかをよく確認し、ケアを行う時間を含めた時間数で決定してください。 ※事業者が医療的ケアを行うためには、登録特定行為事業者及び登録従業者であることが必要です。 医療的ケアの実施事業者は、移動支援事業者リスト(市HPに掲載)で確認できます。

10 「行動援護対象者」について

行動援護の基準を満たす者であれば、行動援護での決定を優先します。ただし、行動援護対象者であっても、行動援護事業所が見つからない場合には、移動介護を利用することができます。

また、行動援護対象者が「移動介護」と「通学通所支援」を利用する場合は、それぞれの基準で必要時間数を算出して合計します(合計で30時間とする必要はありません)。

11 グループ支援型:利用者数>ヘルパー数 (「移動介護」「通学通所支援」共通)

移動介護、通学通所支援ともに、「個別支援型」と「グループ支援型」があります。

グループ支援型とは、同一の出発地から同一の目的地への移動において、ヘルパーがマンツーマンではなく、複数の利用者を同時に支援することです(ヘルパー1人に対し、最大4人まで)。 個別支援型とグループ支援型で支給量を分けることはしません。事業者に応諾義務はなく、各利用者の身体状況等を勘案したうえで、安全かつ適正にサービス提供可能と判断される範囲で実施す

ることになります。また、2人派遣が決定されている利用者についてもグループ支援は可能です。

12 乗降介助型 (「通学通所支援」のみ)

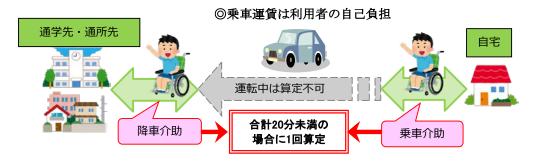
「通学通所支援」に限り、下記のいずれも満たす場合に、20分に満たない短時間の車両による送迎 (ヘルパー本人が運転するもの) 時の乗降介助を算定対象とし、車1台につき利用者3人まで対応可能です。なお、運転中の時間は介助が発生しない為、移動支援事業での算定はできません。

(1) 事業者は、道路運送法上の許可(4条又は43条) または登録(79条)を行っている。

車両による運送に当たるため、道路運送法上の許可または登録が必要です(運送料は道路運送許可または登録に基づき、事業者から利用者に請求)。乗降介助実施事業者かどうかについては、移動支援事業者リスト(市HPに掲載)で確認可能です。

(2) 運転中を除く乗車介助・降車介助を合わせたサービス提供時間が20分に満たない。

乗車介助・降車介助及び外出前の身支度等で20分以上のサービス提供となる場合は、通常通り「通学通所支援(標準)」で算定することになります。



なお、支給量は「通学通所支援」標準と乗降介助で時間を分けることはせず、併せて「通学通所 支援」として決定します。その際、乗降介助は1回30分で換算してください。

〔例〕 ・週2日は電車で1時間、週1日だけ車で登校支援⇒ 1H×週2日+0.5H×週1日=週2.5H

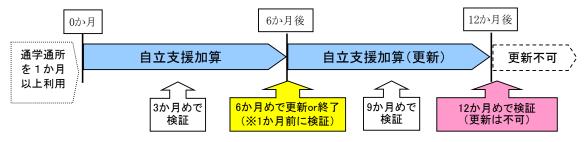
・週3日、車で通所の行き帰り送迎 ⇒ 0.5H×2回×週3日=週3.0H

※車両による運送を行う場合は、乗降介助に限らず、道路運送法上の許可または登録が必要です。

13 自立通学通所支援(自立支援加算)について(「通学通所支援」個別支援型のみ)

「通学通所支援」に限り、自力通学・通所を習慣付けるための付添いを希望する場合は、一定の期間を設けて「自立通学通所支援(自立支援加算)」の決定が可能です。この場合、援助計画への位置づけが前提で、概ね3か月ごとに、自立通学通所の状況・成果を検証します。検証の結果、支援を続けても自立通学・通所が見込めない場合は、継続利用はできません。

項目	内容
対象者	次のすべてを満たす者 ・自立通学通所支援を希望する者 ・自立通学通所支援を受けることにより、6か月以内に自立通学通所が見込まれる者 ・当該事業所による当該通学通所先への通学通所支援を1か月以上利用している者 ※自立通学通所支援の実施中及び事前の通学通所支援1か月間の利用に限り「他の付き添いが得られない場合に限る(保護者の就労等)」という条件はありません。
決定の流れ	①事前に「自立支援加算」の登録を行っている事業所が、通常の通学通所支援を1か月以上サービス提供し、自力通学通所の可能性等を把握 ②利用者と相談のうえ、事業所が「通学通所自立支援計画(案)」を作成 ③利用者は区に②を添えて利用申請 ④区は利用者にアセスメント(3-2-4-自立支援加算アセスメント表)を行い、「自立支援加算」の支給決定を行う ⑤事業所は自立に向けた通学通所支援を開始。事業者は通学通所支援の報酬に加えて、「自立支援加算」を請求できる。(30分あたり548円) ⑥加算の設定期間は原則6か月間とし、概ね3か月ごとに検証実施します。
加算設定期間	設定期間は原則として6か月間とし、6か月以内に通学通所の支給期間を更新する場合は、加算も同時に更新します。支給期間終了後、継続の必要性が認められる場合のみ、一度だけ更新が可能です(最長1年間)。
実施後の検証	実施3か月後に移動支援事業所が検証を行い、今後の計画に変更があれば計画書を修正します。 加算の支給決定期間終了前に(約1か月前)に移動支援事業所が検証を行い、自立の可否を検証 し、区に検証結果を提出します。区は、事業所から提出された検証結果に基づいて、加算の更新 や終了を決定します。 ア 自立できた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



14 その他

●横浜市HPにも各種資料を掲載していますので、御参照ください。

→横浜市役所トップページより検索

●「移動情報センター」について

ガイドヘルプ検索

移動情報センターは、障害者等からの移動に関する相談に応じて、制度の案内や具体的なサービス事業所等の紹介やコーディネートを行う窓口で、市内全区にあり、各区の区社会福祉協議会が運営しています。移動支援事業所やボランティア等を探す際にご利用、ご案内ください。

移動支援等利用計画表

利用者氏名	

	サービス名称	対象者要件	対象要件確認根拠
	移動支援事業 (移動介護)	①身体障害1~2級で3肢以上の機能障害を有する障害児・者※1 ②知的障害児・者 ③精神障害児・者 ④難病患者等で①と同等のもの	手帳等級(身・知・精)
	移動支援事業(通学通所支援)	①身体障害1~2級の視覚障害児・者 ②身体障害1~2級で3肢以上の機能障害 を有する障害児・者※1 ③知的障害児・者 ④精神障害児・者 ⑤難病患者等で①②と同等のもの *年齢に関わらず「他に送迎手段が得られない場合」に限る。	手帳等級(身・知・精) 自立支援加算期間 (平成 年 月~平成 年 月)
	同行援護	視覚障害者	アセスメント表点
	行動援護	・知的・精神障害者 ・判定基準10点以上 ・障害支援区分3以上	行動援護判定基準表
	重度訪問介護 (移動加算部分)	・障害支援区分4以上	障害支援区分
\•/ a 61.1	Unt 12 - 2 12 - 2 2 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12		

^{※1} 外出時に主に車椅子を使用する者とします(屋内では伝い歩きできる場合も含む)。

外出ニーズ	外出先	支援目標・内容

移動支援等利用内訳

利用曜日	利用時間帯	1か月あたりの 回数	1か月あたりの 時間数	利用内訳時間(最小単位30分)	事業者名
	~	口	時間		
	~	旦	時間		
	~	口	時間		
	~	旦	時間		
	~	旦	時間		

【上記以外の不定期な利用見込み】

通学通所支援 支給量計算 (時間/月) 時間		時間時間		
移動介護 支給量計算	〔(時間/月)	n+ BB		
	□	時間		
	旦	時間		
	旦	時間		
	旦	時間		
利用時間帯(おおよそ)	1か月あたりの 回数	1か月あたりの 時間数	利用内訳時間(最小単位30分)	事業者名

記入例

移動支援等利用計画表

利用者氏名 横浜 太郎

	サービス名称	対象者要件	対象要件確認根拠
0	移動支援事業 (移動介護)	①身体障害1~2級で3肢以上の機能障害を有する障害児・者※1 ②知的障害児・者 ③精神障害児・者 ④難病患者等で①と同等のもの	手帳等級(身・知・精) <u>A2</u>
0	移動支援事業(通学通所支援)	①身体障害1~2級の視覚障害児・者 ②身体障害1~2級で3肢以上の機能障害 を有する障害児・者※1 ③知的障害児・者 ④精神障害児・者 ⑤難病患者等で①②と同等のもの *年齢に関わらず「他に送迎手段が得られない場合」に限る。	手帳等級(身・知・精) A2 自立支援加算期間 (平成 年 月~平成 年 月)
	同行援護	視覚障害者	アセスメント表点
	行動援護	・知的・精神障害者・判定基準10点以上・障害支援区分3以上	行動援護判定基準表点
	重度訪問介護(移動加算部分)	・障害支援区分4以上	障害支援区分

^{※1} 外出時に主に車椅子を使用する者とします(屋内では伝い歩きできる場合も含む)。

外出ニーズ	外出先	支援目標・内容
日中活動先まで送迎してほしい	生活介護○○事業所	安全に配慮し、生活介護事業所まで通所支援を行う。
日用品の買物に行きたい		本人が自分で買物ができるよう、スーパーへの移動及 び買物中の支援を行う。

移動支援等利用内訳

利用曜日	利用時間帯	1か月あたりの 回数	1か月あたりの 時間数	利用内訳時間(最小単位30分)	事業者名
平日	8:30 ~ 9:00	23 □	11.5 時間	通所支援(生活介護○○事業所)	○△ヘルパーステーション
平日	17:00 ~ 17:30	23	11.5 時間	通所支援(生活介護○○事業所)	○△ヘルパーステーション
金	18:00 ~ 19:00	5 □	5.0 時間	日用品の買物 (近隣スーパー)	○△ヘルパーステーション
	~	口	時間		
	~	口	時間		

【上記以外の不定期な利用見込み】

利用時間帯(おおよそ)	1か月あたりの 回数	1か月あたり <i>0</i> 時間数	利用内訳時間(最小単位30分)	事業者名
14:00~16:00	1 坦	2.0 時	理容院	○△ヘルパーステーション
	旦	時	5	
	П	時	0	
	口	時	9	
移動介護 支給量計算(時間/月) 7.0 時間			9	
通学通所支援 支給量計算(時間/月) 23.0 時間		23.0 時		

移動支援事業 通学・通所 自立支援加算アセスメント票

下記のアセスメント項目で該当する方に「〇」をつける。 項目全ての「はい」に「〇」がつく者に対し、必要に応じて支給決定することができる。

	調査項目	はい	いいえ	備考
1	本人(又は家族)が今後、自力で通学・通所することを望んでおり、そのために自立通学通所支援員から支援を受けることを了承している。	0		
2	現在、移動支援事業の「通学・通所」を利用しており、新規の通学・通所先利用から1か月以上経過している。 また、通学・通所先が6か月以内に変更又は終了する 見込みがない。	0		●通学·通所支給決定期間 2021/8/1~ 2022/7/31
3	現在は、精神的な阻害要件(※1)により、一人での通 学・通所が困難である。	0		●阻害要件 公共交通の利 用方法がわから ず不安がある。
4	一定期間(原則6か月以内)、自立通学通所支援員による集中的な働きかけによって、上記3の阻害要件が取り除かれ、自力での通学・通所を習慣づけることができると見込まれる(※2)。	0	,	●目 立通字通所支援計画書(案) □確認済 ●自力通学・通所方法 (利用するものにチェック) □公共交通機関(電車・バス) □徒歩 □スクールハ・ス(ハ・スストップ。まで支援) □その他(
5	利用する予定の移動支援事業所は「自立支援加算」の 登録事業所であり、本人(又は家族)は通学・通所の自 立通学通所支援を受けた際、該当事業所の報酬に加 算があることを認識している。(加算額548円/30分毎)	0		●事業所名 *ゼ加算登録確認済 ガイドヨコハマ事業所 連絡先: 000-0000

※2 自立通学(所)の見込みを判断する際、現在利用している移動支援事業者の作成した「自立通学通所支援計画書(案)」を確認するとともに、関係各所(通学・通所先等)に本人の状況確認をする場合があります。

判定結果(いずれかに○)

移動支援事業の通学・通所において「自立支援加算」を決定 (できる・・ できない)

氏名			
横浜	太郎		

判定日	令和 3 年 9 月 1 日
確認者	港花子

^{※1} 身体的な阻害要件は含みません。

障害者入浴サービス (訪問入浴…地域生活支援事業、施設入浴…市独自事業)

サービス名称	訪問入浴	施設入浴			
サービス内容	自宅での入浴が困難な障害者に対し、 移動入浴車で障害者宅に訪問し、入浴 の機会を図る。	自宅での入浴が困難な障害者に対し、 特殊浴槽の設備のある施設での入浴の 機会を図る。			
対象者	重度の身体障害者(1・2級)のうち、下記の全てを満たす原則18歳以上の者・医師が入浴可能と認めた者・住居形態や身体状況から他サービス等の利用によっても入浴の機会が得られない者・障害者施設等に入所又は病院等に入院していない者				
障害支援区分	不	要			
支給(利用) 単位	1	回			
支給量	週2回まで (最大月10回まで) ※夏季(6~9月)は週3回、 最大月15回を上限とする	週1回まで (最大月5回まで)			
支給期間	1 か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)				
利用者負担	原則、1割負担 (ただし生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料)				
利用者負担以外に 必要となる経費	医師意見書代(新規申請時の全額及び更新時の3,000円+消費税を超える額)				
他制度との 併用の有無	他の入浴の機会を含むサービスとの併用 は不可。ただし、日中活動系サービス等 については例外あり(次ページ参照)。	他の入浴の機会を含むサービスとの併 用は不可。			
他制度との 優先順位	他の入浴の機会を含むサービスが優先 <u>(訪問入浴が施設入浴に優先)</u>				
旧事業体系で の位置づけ	訪問入浴	施設入浴			

【サービス支給決定時の留意事項】

1 医師意見書の取扱いについて

入浴には急な体温変化等の危険が伴うことから、入浴サービスを支給決定する際は、利用者の身体状況等について<u>医師が入浴可能と認めていることを意見書により確認</u>します。医師意見書による確認は<u>概ね1年ごとに</u>行う必要があります。

なお、医師意見書による身体状況等の確認は、入浴サービス事業者も行います。

(1) 支給決定を行う場合の取扱い

新規支給 決定	ア 区は利用者へ医師意見書の提出を依頼します。 イ 区は <u>提出された医師意見書の写しをとり、原本は利用者へ返却します</u> 。 原本は事業者が身体状況等の確認を行う際に使用します。 ウ 区は <u>医師意見書の写しを利用者ファイルに添付</u> し、支給決定を行います。
支給決定 の更新	ア サービスを継続している場合、事業者は概ね1年ごとに医師意見書の提出 を利用者に求め、利用者の身体状況等の確認を行います。 イ 事業者が医師意見書の提出を受けた場合、区へ写しを提出します。 ウ 区は、事業者から提出された <u>医師意見書の写し(前回提出から概ね1年後</u> に提出されたもの)を利用者ファイルに添付し、利用者の状況等に変化がな いことを確認の上、支給決定の更新を行います。

(2) 医師意見書の様式

医師意見書の様式は、横浜市ホームページに掲載しています。なお、参考様式であるため、 同内容が掲載されているものであれば、別の様式でも確認は可能です。

http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/zaitaku/service/nyuyoku.html(横浜市HPトップページ → 障害福祉 → 在宅生活の支援 → 入浴サービス)

(3) 医師意見書代の助成

時期	助成額	助成方法
新規申請時	なし(全額利用者負担)	なし
継続時	3,000円+消費税相当額を上限 として市が助成(上記に満たな い場合はその額を助成) ※	① 利用者は一旦全額を医療機関に支払い、事業者へ医師意見書と領収証を提出します。② 事業者は市へ公費を請求し、利用者へ助成額を支払います。

- ※ 助成対象となるのは文書の作成に係る費用のみで、交通費や郵送費等の実費は対象外です。
- ※ 助成回数は一年度あたり1回限りです。

2 入浴の機会を含む他サービスとの併用について

(1) 「入浴の機会」の考え方 (H29年度追加)

「入浴の機会」とは<u>浴槽での入浴</u>を指し、シャワー浴、足浴及び清拭等は「入浴の機会」に 含みません。ヘルパー等の他サービスによって浴槽での入浴が可能となる者は、「入浴の機会」 が得られているため、本サービスの対象外です。

入浴サービスの支給決定を行う際は、<u>他の手段によっても「入浴の機会」が得られないこと</u> を記録に残してください。

(2) 例外的な取扱い

	訪問入浴	施設入浴
日中活動系 サービス (生活介護・ 地域活動支援 センターデイ 型)	日中活動系のサービスで入浴を利用している場合、 例外として併用を可能 とし、その回数を勘案した上で、 併せて週2回(夏季のみ週3回)まで 利用することができます。ただし、下記のいずれかに該当する場合については、日中活動系のサービスにおける入浴の回数に関わらず、週2回(夏季のみ週3回)まで利用することができます。 ア 日中活動系のサービスにおいて 入浴の利用が不定期 である(ウィークリープラン等に記載ができない)場合イ 日中活動系のサービスで入浴を利用している際、実費等の 自己負担が発生 している場合	併用不可
訪問看護による入浴介助	訪問看護での入浴は、医師の指示に基づく在宅療養生活上しているため「入浴の機会」に含みません。そのため、訪問回数に関わらず、入浴サービスは週2回(夏季のみ週3回)は週1回まで)利用することができます。	看護での入浴の
住環境整備 事業	対象者の経済状況等により支援方針が異なるため、 <u>制度間りません。</u> ただし、自宅浴槽での入浴を目的として住環境整た場合は、「入浴の機会」が得られていると考えられるための利用はできません。	備事業を利用し

3 対象者の例外について

(1) グループホーム入居者

原則利用不可ですが、入所後の身体状況の変化により、ホーム内の浴槽での入浴やヘルパーの介助による入浴等が困難となり、入浴の機会が他に全く得られない場合のみ、その利用を可能とします。

(2) 障害児

原則、入浴サービスの対象者は障害者であり、障害児は対象外です。 ただし、各区長が必要性と特段の理由により総合的に判断できる場合は対象とします。 【総合的判断の基準】体格、医療的観点、家屋の状況など

4 利用者負担額について

重度障害者入浴サービスの自己負担額は、次の表のとおりです。なお、本サービスは地域生活支援事業であるため、上限額管理事務については対象外です。

階層	負担額(訪問入浴)	負担額(施設入浴)	
生活保護	無料	無料	
市民税非課税		*****	
市民税課税	1割負担 1,250円/回	1割負担 1,290円/回	

* 清拭·部分浴:自己負担額 875円/回

* 助言のみ:自己負担額なし

* 施設入浴で移送を行わない場合:自己負担 585円/回

日中活動系サービス

(1)生活介護事業(介護給付)

サービス名称	生活介護	
サービス内容	食事や入浴・排せつ等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供します。	
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必 要な障害者	
支給決定要件	① 障害支援区分3 (障害者支援施設に入所する場合は障害支援区分4)以上である者…【基本決定】 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2 (障害者支援施設に入所する場合は障害支援区分3)以上である者…【基本決定】 ③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4 (50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者…【経過的措置対象者決定もしくは児童移行者対象者決定】 ※ ③の者のうち以下の者(以下、「新規の入所希望者以外の者」という。)については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。・法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む)の利用者(特定旧法受給者)…【経過的措置対象者決定】・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者…【経過的措置対象者決定】・平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設(指定医療機関を含む)に入所している者…【児童移行者対象者決定(知的障害児)】 …【児童移行者対象者決定(自閉症児)】 …【児童移行者対象者決定(盲児)】 …【児童移行者対象者決定(盲児)】 …【児童移行者対象者決定(盲児)】 …【児童移行者対象者決定(防体不自由児)】 …【児童移行者対象者決定(肢体不自由児)】	
支給(利用) 単位	1 日	
支給量	原則の日数 (または、利用見込みがあり、必要と判断される日数)	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+3年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は3年以内)	
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)	
利用者負担以外に 必要となる経費	食費等(所得階層区分(1)から(4)の者は食事提供加算があるため、食材料費の み負担)	
他制度との 併給の有無	他のサービスとの併給の取扱については別途相談	
他制度との 優先順位	介護保険優先	

(2) 自立訓練事業(訓練等給付)

サービス名称	自立訓練(機能訓練)基本 自立訓練(機能訓練)基本(視覚障害)	自立訓練(生活訓練)	
サービス内容	通所又は居宅訪問により理学療法や 作業療法その他必要なリハビリテー ション、生活等に関する相談及び助言 その他必要な支援を行います。	通所又は居宅訪問により入浴・排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。	
	であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者 【具体例】 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。 ② 特別支援学校等を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等。 ※視覚障害者に対しての歩行訓練は、機能訓練でも実施可能。	
障害支援区分	区分不要(障害支援区分認定調査は必要)		
支給(利用) 単位	1 日		
支給量	原則の日数 (または、利用見込みがあり、必要と判断される日数)		
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内) ※暫定支給決定期間があります。 ※支給決定の更新は、標準利用期間の範囲内で行うこと。 標準利用期間:18か月(原則) ※但し頸椎損傷により四肢麻痺が ある方は36か月 標準1年期間:24か月(原則) ※但し長期入院していた又はこれ に類する事由のある方は36か月		
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)		
利用者負担以外に 必要となる経費	食費等(所得階層区分(1)から(4)の者は食事提供加算があるため、食材料費の み負担)		
他制度との 併給の有無	他のサービスとの併給の取扱については別途相談		

(3) 就労移行支援(訓練等給付)

サービス名称	就労移行支援	就労移行支援(養成施設)
	就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。	
	就労を希望する者であった。単独で 就労することが及びのとの者であるとの。 に必要な知識なの他の支援で害者の。 がの者又は65歳以上の人際害者のの者である。 (65歳に達する前5年間で害者のできる。 (65歳に達いる前5年間で害者を受ける。 (65歳に達いを受けている。 をいるのでである。 をいるのででは、 がいたででする。 がいたである。 (65歳になりになるができるが、 でのができるが、 がいたでする。 がいたである。 がいたる。 ・ がいたる。 ・ がいたる。 ・ がいたる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することと者又り、就労を希望する65歳未満の障害者。(65歳に達する前5年間(入院その他を得る支給ないを得るすりにあるとのでは、10年にないでは、10年にないでは、10年にはないでは、10年にはないでは、10年にはないでは、10年には、1
障害支援区分	区分不要(障害支援区分認定調査は必要)	
支給(利用) 単位	1 日	
支給量	原則の日数 (または、利用見込みがあり、必要と判断される日数)	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+ 1年以内(ただし支給開始日が1日の 場合は1年以内) ※暫定支給決定期間があります。 ※支給決定の更新は、標準利用期間 の範囲内で行ってください。	支給開始日から同月末までの期間+3 年または5年以内
	標準利用期間:24か月	標準利用期間:36か月又は60か月
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)	
利用者負担以外に 必要となる経費	食費等(所得階層区分(1)から(4)の者は食事提供加算があるため、食材料費の み負担)	
他制度との併給 の有無	他のサービスとの併給の取扱については別途相談	

(4) 就労継続支援事業(訓練等給付)

サービス名称	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)
サービス内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練その他必要な支援を行います。	通所により、就労や生産活動の機会 を提供(雇用契約は結ばない)すると ともに、一般就労に必要な知識、能力 が高まった者は、一般就労等への移行 に向けた支援を行います。
対象者	企業等に就労することが困難な者的に基づき、継続の者で、をでしたがのではな65歳未満の者では65歳以上の障害者。(65歳最になる事情をは65歳以上の障害者。(65歳以上の障害者。(65歳以上の障害者の他やはないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用にいる者などで活動に対して、成労の機会等を通じ、生産活動に対したがある。 ① 成の機のでは、生産活動期のは、生産活動の機のでは、ないるのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのででは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない
障害支援区分	区分不要 (障害支援区分認定調査は必要)	
支給(利用) 単位	1 日	
支給量	原則の日数 (または、利用見込みがあり、必要と判断される日数)	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+3年以内(ただし支給開始日が1日の場合は3年以内) ※暫定支給決定期間があります。	① 50歳に達している者 … 支給開始日から同月末までの期間+3年以内(ただし支給開始日が1日の場合は3年以内) ② ①以外の者 … 支給開始日から同月末までの期間+1年以内(ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)	
利用者負担以外に 必要となる経費	食費等(所得階層区分(1)から(4)の者は食事提供加算があるため、食材料費の み負担)	
他制度との併給の 有無	他のサービスとの併給の取扱については別途相談	

【サービス支給決定時の留意事項】

1 訓練等給付事業の標準利用期間取扱いについて

訓練等給付に係る障害福祉サービスのうち、次のサービスについては、当該サービスを利用できる期間(標準利用期間)が設定されています。

原則として標準利用期間内に当該サービスによる支援を終了し、利用者を就労又は地域での自立生活へのつなげていただきます。

- (1) 標準利用期間の設定されているサービス及び期間
 - ① 自立訓練(機能訓練) 1年6か月 (18か月) ※但し、頸髄損傷により四肢に麻痺がある者は 3年(36か月)
 - ② 自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練 2年(24か月)

※但し、以下の場合は、3年(36か月)

- ・長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していたもの
- ・長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められるものや発達障害のある者 等2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められない状況にあるもの等
- ③ 就労移行支援 2年(24か月)

※但し、養成施設の場合は36か月又は60か月

★ 標準利用期間の特例による延長と判断基準

真にやむを得ない事由により、標準利用期間を超えて当該サービスを延長して利

用

する必要がある場合は、当該サービス事業所が必要書類を援護の実施機関へ提出して必要性が認められた場合に限り審査会に諮り、審査会の個別審査を経て必要と認められる期間の更新決定を受けることが出来る場合があります。

次にあげる判断基準を元に、事前に利用者や関係機関とよく調整する必要があります。

なお、手続きには、約2か月程かかります。延長が必要と判断した場合は、早め

サービス名	延長期間	特記
自立訓練(機能訓練)、自立訓練 (生活訓練)、宿泊型自立訓練、 就労移行支援	延長期間12か月 (1年)	原則1回のみ

(2) 利用期間の特例による延長が認められる判断基準

以下の①~⑤のすべての判断基準を満たしていることが必要です。

- ① 利用者が当該サービスの利用延長を希望しているか。
- ② これまでの支援内容が適切なものと認められるか。
- ③ 支援計画通りに支援を進められたなかった(標準利用期間内に支援が完了しなかった)やむを得ない理由があるか。
- ④ 今後の個別支援計画について、利用者本人の希望や意欲等を勘案し、目標の達成が可能な支援内容となっているか。
- ⑤ 延長が必要な期間が適切に設定されているか。

2 在宅での就労系サービスの利用について

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)においては、通所利用が困難で、 在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対しては、在宅においてサー ビスを利用することが可能です。

在宅でのサービスを利用するためは、援護の実施機関で「通所が困難である理由」と「在宅での利用実施の妥当性(通所の可能性の有無、及び自己管理ができるかどうか等)」について確認する必要があります。

※サービス事業所が在宅においてサービスを提供する場合には、サービス提供前に 横浜市に相談をする必要があります。

3 日中活動系サービスと介護保険デイサービスとの併給の取扱いについて

併行利用するサービス	留意事項
介護保険デイサービス	介護保険対象者については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は介護保険サービスが優先となります。 但し、受け入れ先が確保困難、障害特性上介護保険サービスの利用が適切でない等の事情がある場合は、それらが解消されるまでの間、利用することができます。

4 原則の日数について

●日中活動系サービス (生活介護・機能訓練・生活訓練・就労移行・就労継続A・B)

(1) 支給量の原則

日中活動サービスの支給量には「原則の日数」を限度にするというルールがあります。 原則の日数=各月の日数から8日を控除した日数となります。

(厚生労働省障害福祉課長通知:平成18年9月28日障障発第0928001号「日中活サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」 一部改正 障障発0330第1号 平成24年3月30日)

(2) 支給量の例外

① 事業所の運営上の理由で「原則の日数」を超える利用が見込まれる場合

例1:11月にバザー等の行事があり第1・3日曜日に通所するた

例2:下請け作業の繁忙期で、7月のみ土曜日開所するため。

- ⇒ 事業所は、事前に健康福祉局障害企画課に「特例の届出」を提出し、 年間の利用日数が原則の日数の範囲内となるように調整します。
 - ⇒ 区役所は、受給者証を再発行しません。

② 利用者の状態等を考慮して区が必要と判断した場合

例1:心身の状態が不安定で、リズムを崩さないように土曜日も通所する必要がある。

例2:介護者が不在のため、通所先でのサービスを土曜日も受ける必要がある。

就労移行支援事業所による就労アセスメント取扱いについて (横浜市取扱 関係機関用)

横浜市では、特別支援学校等在学中の「就労アセスメント」について、対象者を段階的に拡大し実施してきましたが、平成30年度以降は、「就労アセスメント」の対象者を広げ、原則として就労継続支援B型を利用する方は全員「就労アセスメント対象者」とします。

しかし、厚生労働省通知(平成29年4月25日 事務連絡)に基づく「みなし」による扱いと諸事情によって「就労アセスメント」ができない方については、例外的に「就労アセスメント」を実施しなくとも就労継続支援B型を利用可能とします。

(就労アセスメント実施を妨げるものではありません。)

※就労継続支援B型の利用については、基本対象者(就労経験がある者、50歳以上、 障害年金1級等)を除き就労移行支援事業所による「就労アセスメント」が必要です。

本取扱いに関しましては、就労アセスメント実施に係る手続き等の流れをお示しした取扱い手引きとなりますので、対象者及び関係機関との調整の際にご活用いただきますようお願いいたします。

- 1. 就労アセスメント対象者
- 2. 就労アセスメント例外取扱(免除)について
- 3. 就労アセスメント実施までの流れ 【特別支援学校等在学中の対象者】 【特別支援学校等既卒の対象者】
- 4. 就労アセスメントの実施と結果票の作成及び取扱いについて
- 5. 就労アセスメント結果票作成にあたり(項目説明)

別紙資料)

- ・就労アセスメント結果票(様式)
- ·就労アセスメントに関するQ&A

≪就労アセスメント実施の際には、下記厚生労働省からの通知をご参照ください。≫

- ・「平成25年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い及び就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について」「就労系障害福祉サービスの利用に係る平成25年3月の特別支援学校高等部卒業生の取扱い等について」
 - ※別添「障害者就業・生活支援センターモデル事業による就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント共通マニュアル(平成25年3月) (平成25年4月4日)
- ・ 各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル (平成27年3月16日)
- ・ 就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル (平成27年4月22日)
- ・ 就労アセスメントを活用した障害者の就労支援マニュアル (平成27年8月3日)

1. 就労アセスメント対象者

就労継続支援B型の基本対象者は以下①~③のいずれかに該当する者です。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。
- ② 就労移行支援事業所を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断された者。
- ③ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者。

基本対象者 ①~③のいずれにも該当しない者で、就労継続支援B型の利用を希望する場合、就労アセスメントを受けることで、就労継続支援B型の利用が可能となります。

⇒「就労アセスメント対象者」

対象者例)

- ・特別支援学校等卒業後に、就労継続支援B型事業所での通所を希望している場合。
- ・これまで、生活介護や地域活動支援センター作業所に通所しており、新たに就労継続支援 B型事業所での通所を希望している場合。
- ・就労経験がなく、就労移行支援事業所(就労継続支援A型)の利用歴もないが、就労継続 支援B型事業所での通所を希望している場合。

2. 就労アセスメントの例外取扱(免除)について (横浜市の整理)

(1)特別支援学校等在学中の対象者

〈国通知によるみなせる方〉

- ① 就職を目指していたが、最終的に進路決定の段階で就労継続支援B型に行く方
 - ・特別支援学校等からアセスメント結果が本人、保護者、自治体、相談支援事業所に提供 された場合、「就労アセスメント」を実施したとみなします。
- ② 就労移行支援事業所を目指して実習をしており、「就労アセスメント」を実施していなかったが、最終段階で就労継続支援B型に行く方
 - · 就労移行支援事業所での実習をもって「就労アセスメント」を実施したとみなします。
- ※多機能型事業所(就労移行・就労継続支援B型等)で就労継続支援B型の利用も想定される場合は、「就労アセスメント」が必要です。

〈本市の判断により例外とできる方〉

- ① 不登校、ひきこもりの方、こだわりが強い等の理由で「就労アセスメント」実施が難しい方
- ② 排泄・食事等で介助を要する方(生活介護相当の方)や就労移行支援事業所への通所が困難で、「就労アセスメント」実施が難しい方
 - ※ 特別支援学校が区役所と調整のうえ判断します。

(2) 特別支援学校等既卒対象者

〈本市の判断により例外とできる方〉

- ① 地域活動支援センター作業所型から就労継続支援B型に移行する場合 ※過去に就労歴や就労移行支援の利用歴がなく、地域活動支援センター作業所型 に通所しており、その事業所が就労継続支援B型に移行する時点を含めて、引き続 きの利用を希望する方
- ② ひきこもりの方、こだわりが強いなど等の理由で「就労アセスメント」実施が難しい方
- ③ 排泄・食事等で介助を要する方(生活介護相当の方)で、「就労アセスメント」実施が 難しい方
 - ※ 区役所で判断します。

3. 就労アセスメント実施までの流れ

~就労移行支援事業所での就労アセスメント実施の流れ~

【特別支援学校等在学中の対象者】

高校3年次の4·5月の学校進路懇談会等の場で、卒業後の進路先希望を確認し、 進路実習先を選定します。その際に、就労アセスメント対象か否かについて、学校 と区役所とで確認し、就労アセスメント実習先(就労移行支援事業所)の調整を行



就労移行支援事業所には、学校等から、進路実習及び就労アセスメントの依頼があります。就労アセスメントは、進路実習の位置づけとなりますが、障害福祉サービス利用として支給決定手続きが必要です。手続きについては、区担当者から説明と案内を行います。手続き後、受給者証が交付されます。



支給決定手続き後(受給者証交付後)

対象者(生徒·保護者)は、受給者証の交付をもって就労移行支援事業所に申込み、利用契約手続きをおこないます。

就労アセスメントの実施

就労アセスメント実施後

就労移行支援事業所は、就労アセスメント実施の結果を対象者に説明します。また就労アセスメント結果票を作成し、その写しを区役所、相談支援事業所、学校等関係機関に提出します。

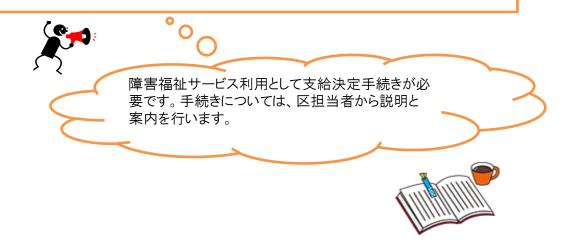
就労移行支援事業所での就労アセスメントは以上になります。就労アセスメントの結果は、対象者の希望や、各関係機関の意見とも合わせ、対象者の卒業後の進路選定の参考とします。

~就労アセスメント実施以降の対象者の動き~

卒業後の進路先が、就労継続支援B型事業所で確定したら、対象者は改めて就労継続支援B型の支 給決定手続きを受けて4月から利用開始となります。場合によって、就労移行支援事業所の利用となっ た場合には、改めて4月開始に向けた支給決定及び契約手続きが必要です。その際、就労移行支援事 業の利用は新規扱いとなりますでの暫定支給決定の扱いとなります。

【特別支援学校等既卒の対象者】

就労継続支援B型の利用を希望する場合は、まず区役所で基本要件を確認し、就 労アセスメント対象者については、就労移行支援事業所での就労アセスメント実施に 向けた調整を行います。



支給決定手続き後(受給者証交付後)

対象者は、受給者証の交付をもって就労移行支援事業所に申込み、利用契約手続きをおこないます。

就労アセスメントの実施

就労アセスメント実施

就労移行支援事業所は、就労アセスメント実施の結果を対象者に説明します。また就労アセスメント結果票を作成し、その写しを区役所、相談支援事業所等関係機関に提出します。原本は事業所保管とします。

就労移行支援事業所での就労アセスメントは以上になります。対象者は、この後に就労継続支援B型事業所の利用に係る手続きを行い、利用が開始となります。



4. 就労アセスメントの実施と結果票の作成及び取扱いについて

就労アセスメントは、対象者の「働く力」や就労面に関する課題を把握し、今後の支援に役立てていくことを目的としています。 就労アセスメントを実施する際には、必要な項目についてご確認の上、実施いただきますようお願いたします。

≪就労アセスメント実施上の留意点≫

- ●利用者に対する就労支援を行うに当たり、必要な情報を把握し、利用者のニーズに応じた個別支援計画を作成する際に必要な就労面や生活面の情報を提供できるようアセスメントを実施してください。
- ●就労アセスメントの結果は、利用者(保護者)にも説明してください。
- ■●利用者に対して、一般就労への理解が促進される機会の提供を行ってください。また、就労継 ■ 続支援B型の利用を希望する利用者に対して、将来の一般就労への移行などの参考となる指 ■ 針を得られる機会を提供してください。
- ●就労アセスメントは、就労継続支援B型利用の可否を判断するものではありません。また、一般就労の可否を判断するものでもありません。将来的な就労の可能性も含め、課題等の把握を目的にアセスメントを行ってください。

① 就労アセスメント実施期間の考え方

就労アセスメント実施期間は、約1週間から1か月を予定しております。ただし、期間の設定については、個別の状況に応じた日数で調整いただいても差し支えはありません。また、個別の事情等により、アセスメント継続が困難と判断された場合については、関係機関とも協議の上、中断とし、その間までの途中経過を就労アセスメント結果として提出してください。

特別支援学校等在学生については、進路実習に位置付けて実施されることから、通常の進路実習期間で就労アセスメントを実施してください。

② 就労アセスメント実施場所についての考え方

就労アセスメントの実施場所は、基本的には就労移行支援事業所内の作業場とします。通常の就労移行支援事業のプログラムの実施と同じ場所で行ってください。

③ 就労アセスメント実施(評価)について

就労アセスメント(評価)の実施は、サービス管理責任者が中心となり実施するものですが、サービス管理 責任者が単独で判断するのではなく、各支援員の視点から観察した対象者の情報も共有し、評価を行う ようにしてください。評価結果については、就労移行支援事業所全体で取りまとめることが望ましいです。

④ 就労アセスメント結果の説明(報告)について

就労アセスメント結果については、対象者(保護者)に説明する必要があります。その際には、対象者のニーズや希望も尊重しつつも、今後取り組むべき課題等があった場合には、対象者に分かりやすいように説明を行ってください。

また、就労アセスメント結果については、各支援機関に対して報告する必要があることを説明してください。個人情報の保護や守秘義務についても説明・同意を得た上で、各支援機関に対して、就労アセスメント結果の報告を行います。

作成した就労アセスメント結果票は写しを、区役所、相談支援事業所、学校等に送付し、原本は事業所内で適切に保管してください。

以上で、就労アセスメントは終了です。特別支援学校在学中の対象者などで、卒業後に就労移行支援事業を本利用となる場合については、新規として、改めて暫定支給決定を経ての利用となります。

5. 就労アセスメント結果票作成にあたり(項目説明)

就労アセスメント実施の際には、以下の項目について評価を行ってください。就労アセスメント結果票(※別紙様式)については、既存のアセスメント票で必要項目が網羅されておりましたら、そちらを使用することも可能です。

● 評価項目ごとに、いづれか該当するものに「○」を記入し、特記事項があれば記載ください。

セールスポイント … できている、ある

問題なし … 概ねできている、概ねある

努力ポイント … できない、ない

評価項目の説明(参考)

н і іі	四次ログ肌引入シラブ		
	基本的なルール		
	石井の油紋	・ 欠勤や遅刻無く出勤できるか	
	欠勤の連絡	・ 欠勤や遅刻をした場合の連絡が行えたか	
1	※欠勤・遅刻等があっ 状況を確認してくださ	れば、その理由を記載してください。また欠勤・遅刻の連絡が出来ているかのい。	
	ウ より よっつ	・ 場に応じた身なりが整えられているか	
	身だしなみ	・ 衛生面に配慮ができるか	
2	※仕事場に適した身さい。	・ なりで通所出来ているか。洗顔・整髪・歯磨きなどが出来ているか確認してくだ	
	働く場のルールの	・ 事業所内のルールやマナーを理解出来ているか	
	理解	・ 仕事の指示が理解出来ているか	
3	※出来なかった場合はその状況を記載ください。また個別に工夫した場合などがあればそれも記載ください。		
		・ 体調不良等、自ら発言出来るか	
	健康管理の状況 	・ 服薬や通院ばある場合、その指示を守れているか	
4	※どこまで自発的に体調不良を訴えられるか、また服薬管理等がどこまで守れているかの状況から 判断ください。		
5	感情のコントロール	・感情が安定していたか	
	(自己統制力)	・ 気候や体調の変化により状態に変化があったか	
		・ る等の状況で作業が中断された、指示が通らなかった等があればその状況か 自ら気持ちの切り替えが出来る、対処することが出来る場合については、その さい。	
	社会生活		

4社会生活 あいさつ ・ その場に応じたあいさつが出来るか・ 相手への視線や表情が適切であるか ※その場に応じたあいさつが自発的に出来るか。またその際の視線や表情などが適切であるかを確認してくだい。 ・ その場や相手に応じた会話が出来るか・ 適切な言葉づかいが出来ているか・ 適切な言葉づかいが出来ているか・ 深場所や相手に応じた会話や言葉遣いになっているか。職員や他利用者との会話の中から状況を確認してください。

	佐業 しの却た 歯紋	・ 仕事に係る報告・連絡が出来るか
	作業上の報告・連絡	・ 指示通りの内容で、報告・連絡が出来るか
8	※仕事場面での報告さい。	や連絡が適宜出来ているか。指示通りの内容で、行えているかを確認してくだ
	協調性	・ 他利用者と強調出来ているか ・ 他利用者の妨げになる言動等はないか
9		などの様子で判断してください。集団生活を送る上で、協調性があるか、他利なるような言動があるかなどを確認してください。
	仕事の準備と後片付 け	・ 自発的に準備や後片付けが出来ているか ・ 指示があれば準備や後片付けが出来るか
10		られば、指示が無くても自発的に準備や後片付けが出来るか、または指示が 対況を確認してください。
	作業態度	
		・ よそ見をしたりしていないか
	集中力の維持	・集中はとぎれないか、または加集中の傾向はないか
11	※作業に集中出来ずるかなどの状況を確認	よそ見をしたり落ち着かない、または逆に集中し過ぎて疲労してしまうことがあ
	作業能力の向上	・ 作業面でどのような向上がみられたか・ 作業面の向上に対する意欲がみられるか
12		作業スピードや作業量等の目に見えた向上の結果があったか、また意欲の いても確認してください。
		・指示内容を理解できるか
	指示内容の理解	・ 指示内容を時間が経っても覚えていられるか
13	※指示内容については ているかなどを確認し	D理解度、また時間が経ってもその指示内容を覚えて作業にあたることができ
	作業の正確性	・作業をミスなく出来るか
14	※作業をミスなく出来い。	ているか。またどのような場合にミスがあるのかなどの状況を確認してくださ
	巧緻性	・手先の器用さ、細かい作業ができるか
15	※丁寧な作業や道具	を扱う作業など、手先の器用さ細かい作業が出来るかを確認してください。
	作業遂行力 作業時間と休憩時 間の区別	・ 作業時間と休憩時間の切り替えが出来ているか
16	※休憩時間を終えて ど、それぞれの状況か	もなかなか作業に戻れない、または作業に集中してしまい休憩に入れないない。

	体力(勤務時間中の	・何時間程度の作業が可能か	
	持久力)		
17	※何時間程度の作業が可能か、中断してしまう・集中力が途切れてしまうことがないかなど確認してください。具体的な時間を記載し判断してください。(事業所の作業時間などから)		
	作業意欲	・ 意欲的に作業にのれているか	
18	※作業に意欲的に取り組めていたか、積極的な姿勢がみられるかなどの状況から判断してください。		
	危険への対処	・ 危険を自ら察知し、回避出来るか	
	厄陕 707对处	・危険な行動はないか	
19	※自らの危険察知・回避能力について、また、危険な行為に及ぶことがないかどうかを確認してください。		
	交通機関の利用	・単独での交通機関の利用が可能か	
20	メ 地 阪 内 ツ か り か り		
	※交通機関の利用について、単独で利用できるか。または決まった場所であれば単独で利用することが可能かどうか状況を確認してください。		

こちらにお示ししました内容は、横浜市での取扱いとなっております。接護の実施機関が市外となる対象者に関しましては、担当の自治体にご確認ください。 また、この資料は事業所内で共有し、就労アセスメント実施の際に、ご活用ください。



就労アセスメント結果票

対象者氏名			対	象期	間		
	年	月	. 日	~	年	月	日
			(間)		

			(各項目で			記はあれば記載ください)
		評価項目	ゼールスポイント	問題なし	努力 ポイント	特記事項
	1	欠勤の連絡				
基本的な	2	身だしなみ				
的なル	3	働く場のルールの理解				
ルル	4	健康管理の状況				
	5	感情のコントロール				
	6	あいさつ				
社	7	会話・言葉づかい				
社会生活	8	作業上の報告・連絡				
活	9	協調性				
	10	仕事の準備と後片付 け				
	11	集中力の維持				
作	12	作業能力の向上				
作業態度	13	指示内容の理解				
度	14	作業の正確性				
	15	巧緻性				
	16	作業時間と休憩時間 の区別				
作業	17	体力				
作業遂行力	18	作業意欲				
力	19	危険への対処				
	20	交通機関の利用				
【総合剤	· 見】					

<評価機関>		
就労アセスメント実施機関:		
実施者:	記載日:	



就労移行支援事業所利用に係る就労アセスメント 取扱いに関する Q&A



平成30年4月改正

		1
	質問項目	回答内容
1	就労アセスメント対象の要否判断はどこが 行うのか?	支給決定機関である区役所ですが、特別支援学校在 学中の生徒であれば、学校も要否判断に関わりま す。
2	就労継続支援B型の基本要件である就労経験には、アルバイトやパート就労も含まれるのか?また数日間であっても就労と見なされるのか?	雇用契約が結ばれていれば就労歴と判断します。短 期間で辞めた場合などについては、個別での判断と します。
3	就労継続支援A型を過去に利用していた 場合も就労経験ありと判断されるのか?	雇用契約を結んでいたのであれば就労歴有と判断し ます。
4	一般就労が明らかに困難と思われる場合 でも就労アセスメントを行う必要はあるの か?	必要です。就労アセスメントは就労の可否を判断する ものではなく、働く力や課題を把握することを目的とし ています。
5	18歳未満(児童)も就労アセスメントの利用は可能か?	支給決定を受けての障害福祉サービスの利用となり ますので、区役所・児童相談所での判断・手続きの 上、利用が可能となります。
6	就労アセスメントを利用するにあたって必要な手続きはあるのか?	区役所での支給決定手続きが必要です。通常のサー ビス利用と同じです。
7	就労アセスメントの期間はどのくらいか?	標準期間は約1週間から1か月としておりますが、対象者の状況により期間を設定してください。
8	就労アセスメント実施期間中に来られなく なった場合等はやり直しが必要なのか?	中断の理由状況により判断します。継続が困難であると関係機関と協議の上判断された場合は、その期間までのアセスメントを最終結果として報告・提出してください。必ずしもやり直しを必要とするものではありません。
9	就労アセスメント実施機関(就労移行支援事業所)の選定及び調整はどこが行うのか?	区役所及び学校が行います。 ※特別支援学校在学生については、「進路指導の一環である、現場実習(進路実習)として、教育課程に 位置付けて実施することが出来る」としております。

	他自治体の利用者の取扱いはどうなるの か?	各自治体によって実施状況や取扱いが異なっております。利用に際しては援護の実施機関にお尋ねください。(横浜市は段階的実施としております。)
	契約書・重要事項説明書の取りかわしは 必要か?	通常の障害福祉サービス利用と同じで必要です。特別支援学校在学生についても、就労アセスメントとする場合には契約手続き等を行ってください。
12	事業所内での事故等保険の取扱について	支給決定が行われている場合であれば、その期間中は通常の利用者と同じく事業所側による保険を適用してください。 ※特別支援学校在学生について、本人の怪我等の場合は学校での保険が適用されますが、対人・対物賠償などは保険対象外となる場合がございます。学校の保険が適用されない場合などは事業所側による保険を適用してください。また、就労移行支援事業所への往復移動途上での事故対応等であれば学校での保険が適用されます。
	就労アセスメント利用の際に通所交通費 助成は適用されるのか?	就労アセスメントを目的とした場合、横浜市の通所交 通費助成は適用されません。
	就労アセスメント実施中の事故等が発生した場合の取扱いについて	通常の利用と同じく、必要な機関への連絡・報告を 行ってください。市・県への事故報告書の提出も必要 です。
	工賃作業に従事した場合の工賃等支給の 取扱いについて	通常の利用者と同じです。ただし、特別支援学校在学生については進路実習に位置付けられている場合は 工賃については、通常の進路実習時の取扱いとして 工賃支給は行いません。
1 16 1	就労アセスメント利用の為でも個別支援計 画は必要か?	必要です。就労アセスメント実施として支援計画を作 成してください。
	就労アセスメント対象者について、定員を 超えての受入は可能か?	定員超過減算の取扱いとして、「一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者」は、利用者数の算定から除くことが出来る、としています。 (※平成27年3月厚労省通知より)
	就労アセスメント結果票の作成は誰が行う ものか?	主にはサービス管理責任者が中心となって作成されるものですが、各支援員とも対象者の情報を共有し、 事業所としての就労アセスメント結果を取りまとめてく ださい。
	就労アセスメント結果票は横浜市様式でないと認められないか?	既存の就労アセスメント結果票でも、必要項目が網羅されていれば使用は可能です。
	就労アセスメントの結果説明はどのように 行えば良いか?	就労アセスメント結果票の説明は、利用者(保護者) に行う必要があります。また、関係機関(区役所・相談 支援事業所等・学校等)へも情報提供・共有を行って ください。

23	就労アセスメント結果票の提出はどこに行 うのか?	区役所、学校(特別支援学校在学生の場合)、相談支援事業所などに写しを提出してください。原本は事業所で保管します。
24	就労アセスメントの結果は、進路先を決定 する上で絶対的な判断となるのか?	就労アセスメントは一般就労の可否を判断するものではありません。対象者のニーズや「働く力」、課題の把握を目的としたものです。結果は、進路先を検討する上での参考とし、またこの先の支援に役立てていくものです。
25	相談支援事業所によるサービス等利用計画は作成されるのか?	他障害福祉サービスの利用と同じ扱いとなります。
26	就労アセスメントであっても就労移行支援 事業所として暫定支給決定に係る評価の 提出も別途必要か?	就労アセスメント結果の提出をもって判断します。 ※就労アセスメントによる利用の場合、受給者証に 「暫定支給決定」の表記はありません。
27	就労アセスメント実施者が、改めて就労移 行支援事業所を利用するとなった場合、暫 定支給決定は必要か?	改めて就労移行支援事業所の利用となった場合については、新規として暫定支給決定を経て利用することとなります。通常の利用と同じです。



就労アセスメントとして就労移行支援サービスの支給決定を受けた(受給者証が交付された)場合は、自立支援給付費の対象となりますので、特別支援学校等からの謝礼金は基本的にはありません。通常の進路実習と一部異なりますので、ご承知おきください。

対象者が一部拡大することで、学校や区役所等との連携がより一層必要となります。対象者の方々の円滑なサービス利用に向けて、引き続きご協力お願いいたします。



<問合せ先> 健康福祉局障害支援課事業支援係 La: 045(671)3607

(5) 地域活動支援センター(地域生活支援事業)

サービス名称	地域活動支援センター【デイ型】	地域活動支援センター【作業所型】 (参考)		
サービス内容	創作的活動や文化的活動、 機能訓練や社会適応訓練の実施	創作的活動などの実施		
対象者	障害	者		
障害支援区分	不到	英		
支給(利用) 単位	1 日			
支給量	原則の日数 (または、利用見込があり、必要と判断 される日数)	支給決定手続は不要		
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+最大 1年以内 (ただし、支給開始日が1日の場合は1 年以内)			
利用者負担	原則1割負担 (負担額上限あり。介護給付等と一体の 上限管理)	施設ごとに決定		
利用者負担以外に 必要となる経費	創作活動等の原材料費、食費(所得階層 区分(1)から(4)の者は食事提供加算があ るため食材料費のみ負担)、入浴にかか る光熱水費等	食費等		
他制度との 併給の有無	原則の日数を超えない範囲で、デイを利用し ない日に他の日中系サービスを利用すること は可。	基本、週5日の通所。地活デイ型や生活介護との併給は原則不可。		
他制度との 優先順位	介護保険優先			
その他	市外の事業所の利用は不可	利用にあたっては、運営主体と 利用者の間で直接利用契約を締結		

【参考】地域活動支援センターの分類について

地域活動支援センターは次のように分類されます。

分類	旧体系での事業	支給決定	利用者負担
デイ型	障害者デイサービス	要	1割(原則)
作業所型	地域作業所、小規模授産施設	不要	施設ごとに設定
精神作業所型	地域作業所、小規模授産施設	不要	施設ごとに設定
精神障害者生活支援センター	 精神障害者生活支援センター	不要	施設ごとに設定
中途障害者地域活動センター型	中途障害者地域活動センター	不要	施設ごとに設定

就労定着支援

サービス名称	就労定着支援【平成30年4月から新設】
	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
サービス内容	※事業者は、月1回以上は、障害者との対面支援をおこなうとともに、月1回 以上は、企業訪問を行うように努めなければなりません。
	※障害者本人が利用を拒む以外は職場定着支援が途切れないように就職後7月目から確実に支援を受けられるように支給決定を行う必要があります。 (暫定支給決定はありません。)
対象者	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者かつ就労を継続している期間が就職してから6か月以上42か月未満の方。
障害支援区分	不要(障害支援区分認定調査は必要)
支給(利用) 単位	1月
支給期間	3年が上限(1年毎の更新が必要) ※経過後は、障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。 ※3年間の標準利用期間を超えての更新はできません。
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以 外に必要とな る経費	なし
他制度との 併給の有無	自立生活援助(平成30年4月新規)、自立訓練(生活訓練)との併給は不可

自立生活援助

サービス名称	自立生活援助
サービス内容	定期的な巡回訪問や随時の対応により、単身等の障害者の地域生活を支援します。 (1) おおむね週に1回、少なくとも月2回以上の定期居宅訪問 (2) 利用者から相談・要請時の訪問等による随時の対応 (3) 利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況把握 (4) 必要な情報の提供、助言、相談 (5) 関係機関との連絡調整 (6) 利用者との常時の連絡体制の確保 (7) その他地域における自立した生活を営むために必要な援助
対象者	 ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ② 同居している家族の死亡や入院等により、急遽一人暮らしになった障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ③ 現に一人暮らしをしており、自立生活援助の支援が必要な障害者 ④ 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、一人暮らしに準じる状況であり、自立生活援助による支援が必要な障害者
障害支援区分	
支給(利用) 単位	1月
支給期間	支給開始日から1年後の月末まで (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内) ※標準利用期間(1年間)を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が求められた場合に限り、最大1年間の更新が可能。 ※対象者①と対象者②については、退所等にしてから1年未満の期間と1年以上経た期間とで報酬単価が異なるため、支給期間中に退所等してから1年が経過するものについては、途中で決定区分の変更があります。
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以外に 必要となる経費	なし ※面談及び同行支援にかかる交通費等は、事業所との契約による。
他制度との 併給の有無	就労定着支援、地域定着支援との併給は不可 障害者自立生活アシスタント事業 との併給は不可
他制度との 優先順位	
その他	

【サービス利用時の留意事項】

1 対象者について

対象となる方は、次のとおりです。

対象者①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した 障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者

※精神科病院等の「等」に該当する施設は、以下のとおりです。 のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、療養介護を行う病院、 福祉ホーム、救護施設、更生施設、刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、 少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

対象者②同居している家族の死亡や入院等により、急遽一人暮らしになった障害者 対象者③現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者

対象者④障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、一人暮ら しに準じる状況であり、自立生活援助による支援が必要な障害者

2 支給決定区分について

決定にあたっては、次のいずれかの支給決定となります。

支給決定区分	対象者
自立生活援助基本決定 (退所後1年未満)	・障害者支援施設やグループホーム等から退所、精神科病院等 を退院後1年未満の障害者 ・同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年未満 の障害者
自立生活援助基本決定 (退所後1年以上・ その他)	・障害者支援施設やグループホーム等から退所、精神科病院等 を退院後1年以上を経過した障害者 ・その他自立生活援助による支援が必要な障害者

短期入所•日中一時支援

(1)短期入所事業(介護給付)

サービス名称	短期入所
サービス内容	・介護者が社会的理由、私的理由により一時的に障害者の介護ができないとき に障害者支援施設等で見守り、介護を実施 ・障害者本人の社会的理由、私的理由により障害者支援施設等で見守り、介護 等を実施
対象者	障害児・者
障害支援区分	区分1以上 障害児は、単価区分(1~3、重症心身・医療ケア障害児、遷延性意識障害児) のいずれかの決定が必要
支給(利用) 単位	1 日
支給量	具体的な利用見込みがある場合は必要な日数/月 具体的な利用見込みがない場合は5日/月で決定 上限日数【30日以内/月】かつ【180日以内/年】
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以 外に必要とな る経費	利用者負担以外に特定費用として居室の光熱水費、食費、日中活動にかかる費 用の実費を負担。
	入院、施設入所、グループホームの併給は原則できません。日中活動や訪問系 サービスとの併用については、区役所にご確認ください。
他制度との 優先順位	介護保険制度が優先

1 短期入所の支給量についてのルール (平成30年4月より)

年間の利用日数は、180日以内、連続利用については、30日以内となります。 介護者の長期入院等やむを得ない場合や事情がある場合は、例外的に支給量を超える利用が 可能です。

2 医療機関での短期入所について

下記に該当する障害児・者が**医療機関の実施する短期入所を利用する場合**、医療対応が継続して必要な障害児者を受け入れるための特別な報酬単価が設定されています。

支給決定区分	対 象 者
	① 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害者
	② 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している障害者
	③ 区分5以上に該当し、重度の知的障害(A1、A2 加重前ランク)及び重度の肢体不自由(1、2級)が重複している障害者
療養介護対象者 療養介護対象者	④ 区分5以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の者
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	⑤ 区分5以上に該当し、認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上でかつ医療的ケアスコアが8点以上の者
	⑥ 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり、医療的ケアスコアが8点以上の者
	⑦ ①~⑥に準ずる状態と市町村が認めた療養介護の対象者
■単址心牙・医ケノ	① 重度の知的障害(A1、A2 加重前のランク)及び重度の肢体不自由(1、2級)が 重複している障害児
障害児 	② 医療的ケアスコアが16点以上である障害児
遷延性意識障害児者	医師により遷延性意識障害の症状を呈するとされた者

※医療的ケアスコアは、医師が判定・作成します。 医療的ケアスコアの提出を受けた区役所は、算出スコアを確認し支給決定を行います。

3 支給決定区分での短期入所の利用の可否について

		宿泊をとす	日中のみの利用	
年齢	支給決定区分	福祉型短期入所	医療型短期入所 医療型特定短期 入所	医療型特定短期 入所
18歳以上	①基本決定	0	×	×
10成以上	②療養介護対象者	0	0	0
10华土洪	③障害児決定(区分1~3)	0	×	×
18歳未満	④重症心身・医ケア障害児	0	0	0
児者共通	⑤遷延性意識障害児者	0	0	0

[※]短期入所の支給決定は上記の①~⑤のいずれか1つが決定されています。

[※]医療型特定短期入所(日中のみの利用)は利用時間にかかわらず、「1日」単位での支給決定に なります。

障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)

医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等(通所サービスや(短期)入所施設等)を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判断するためのスコアです。

申請者記入									
	(ふりがな)					住所	〒 −		
申請者氏名									
	明·大·昭·平·令	年	月	日生(歳)	連絡先 電話番号	()	
	(ふりがな)					※ 判定を受け	 5人が <u>18歳以上の場合</u> は申請者氏名に本人		+空場にしてください
児童氏名(※)							5人が18歳未満の場合は申請者氏名に保護		
	明·大·昭·平·令	年	月	日生(歳)	氏名欄に記載	してください(保護者の方の生年月日は空欄	でも構いません)。	

Н	医師記入欄			
	医師氏名	(ふりがな)	医療機関 住所地	〒 −
	医療機関名		連絡先電話番号	
		童の保護者の負担軽減の必要性 有 ・ 第 て間もない(若しくは退院する予定の)児童の場合に限りチェック	あると	Eにおける児童の養育に係る負担が著しく、ホームヘルパーやショートステイ等の必要性が 思われる場合に「有」に〇を付けてください。そうでない場合は「無」に〇を付けてください。

裏面の医療的ケア判定スコ

NICU等から退院した障害児の居宅介護や短期入 所等の支給決定の要否等を勘案する際の資料とし てご活用ください。

【基本スコア】

金がスプライ 中請者が日中及び夜間※においてそれぞれ必要とする医療的ケア(診療の補助行為)について、該当する行為に▽を付けてください。 ※「日中」とは障害児者が通所サービス事業所を利用する時間帯(朝~夕方)、「夜間」とは障害児者が(短期)入所施設を利用する深夜帯を含めた全時間帯を 指します。

【見守りスコア】

いわゆる「動ける医療的ケア児者」が、自発運動等により装着されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価します。該当する医療的ケアがある場合に、見守りスコアの基準(目安)を参考に該当する見守りの程度のうちいずれか一つに☑を付けてください。

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア(医師用)

		基本スコア			見	守りスコ	ア	見守りスコアの基準(目安)			
医療的ケア(診療の補助行為)		日中	夜間	基本スコア	高	中	低		見守り高の場合	見守り中の場合	見守り他の場 合 (0占)
圧吸入法、排痰補助装	ク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽 置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカ			10点				器抜去等	及がない等のために人工呼吸 等の人工呼吸器トラブルに対 に対応する必要がある場合	直ちにではないがおおむね15 分以内に対応する必要がある 場合(1点)	それ以外の場合
	開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加 ○点+人工呼吸器見守り○点+気管切開8点)	ſ]	8点	С]			及がほとんどない等ために気管 する必要がある場合(2点)	が開カニューレ抜去に対して直	それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの	管理	[5点					央窄が著明なためにエアウェイ 場合(1点)	抜去に対して直ちに対応する必	それ以外の場合
4 酸素療法				8点					テ中止にて短時間のうちに健康 らされる場合(1点)	及び患者の生命に対して悪影	それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔·気管F	内吸引)	[8点]		自発運動	前等により吸引の実施が困難な	は場合(1点)	それ以外の場合
6 ネブライザーの管理				3点							
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、 腸瘻、食道瘻	I	<u>.</u>	8点]		自発運動 点)	効等により栄養管を抜去する/打	員傷させる可能性がある場合(2	それ以外の場合
12 2 11 12	(2) 持続経管注入ポンプ使用			3点]		自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点) それ以		それ以外の場合	
8 中心静脈カテーテル 薬など)	の管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻	{		8点				自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合 (2点)		それ以外の場合	
9 皮下注射	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)			5点]			カi等により皮下注射を安全に実		それ以外の場合
注)いずれか一つを選択	(2) 持続皮下注射ポンプ使用			3点]		目発運動等により持続皮下注射ホ (1点)		を扳去ずる可能性がある場合	それ以外の場合
10 血糖測定(持続血料注)インスリン持続皮下注射: の項目を加点しない。	糖測定器による血糖測定を含む) ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定			3点	Г]		血糖測定 点)		課後等デイサービスに	t, < 🗆
11 継続的な透析(血液	夜透析、腹膜透析を含む)	[8点]		自発運動	中>の点数をもとに、医療的ケア区分を		決定し
12 導尿	(1) 利用時間中の間欠的導尿			5点					てください。		
12 等が 注)いずれか一つを選択	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱 瘻、腎瘻、尿路ストーマ)			3点				自発運動 合(1点)	医透测测短钳分配	は、<夜間>の点数を	ニナレニ
	(1) 消化管ストーマ			5点]		自発運動		は、\牧间/の点数を)を確認してください。	
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	(2) 摘便、洗腸			5点					「日気以上がこうん	アを推動して入たされる	•
	(3) 浣腸	□ □ 3点		3点							
14 痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動 等の処置		ı]	3点]			0分以上重積する可 高い場合(2点)	間のうちに何度も繰り返す可	それ以外の場合
		(a)基本ス	ペコア合計		(b)見 ⁻	守りスコフ	ア合計		(a)+(b)判定スコア	(a)+(b)判定スコア	
		<日中>	<夜間>	Ī] <u> </u>	<日中>	<夜間>	

(2)日中一時支援(地域生活支援事業)

サービス名称	日中一時支援
サービス内容	介護者が社会的理由、私的理由により一時的に障害者の介護ができないときに 障害者支援施設等で見守り、介護を実施
対象者	日中において介護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な身体障害児・者、知的障害児・者、難病等対象者(障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病) ※精神障害児・者、発達障害児・者は対象外
障害支援区分	不要
支給(利用) 単位	4時間未満(1/4日)4時間以上8時間未満(2/4日)8時間以上(3/4日)
支給量	具体的な利用見込みがある場合はその日数/月 (1/4、2/4、3/4×利用見込み回数を日数に換算) 具体的な利用見込みがない場合は月2日の決定
支給期間	利用開始日から同月末までの期間+1年以内 (ただし支給期間開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以 外に必要とな る経費	利用者負担以外に特定費用として食費、日中活動にかかる費用の実費を負担。
他制度との 併給の有無	入院、施設入所、グループホームの併給は原則できません。その他、日中活動 や訪問系サービスとの併給については、区役所にご確認ください。
他制度との 優先順位	なし

【事業所が費用を算定できない場合】

- ・同一日中活動系施設と連続して利用する場合(9時から16時までの間)
- ・同一施設で短期入所、放課後等デイサービスと連続して利用する場合

居住支援

(1) 共同生活援助

サービス名称	共同生活援助(グループホーム)
サービス内容	グループホーム入居者に対して、相談その他日常生活上の援助等を行う。
対象者	障害者(障害者総合支援法第4条第1項参照) ただし、身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日ま でに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるもの(*)を利用したことがある 者に限る。
	区分不要(障害支援区分認定調査は必要)。 ただし、 <u>入浴・排泄・食事等の介護の提供を受けることを希望する場合は、区</u> <u>分が必要。</u> また、日中サービス支援型の場合は区分認定手続きが必要。
支給(利用) 単位	1 日
支給量	31日/月 (退居月以外は、全て31日で決定します)
支給期間	支給開始日から同月末までの期間 +3年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は3年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以外に 必要となる経費	家賃、食材料費、光熱水費、日用品費等
	短期入所・日中一時支援、居宅介護、入浴サービスとの併給は原則不可。 ただし、一定の要件を満たす場合は、居宅介護の併給可。 ※居宅介護(介護保険の訪問介護も同様)との併給については、「訪問系サー ビス」の項目を参照 ※短期入所・日中一時支援との併給については、「短期入所・日中一時支援」 の項目を参照 ※入浴サービス(介護保険の訪問入浴介護も同様)との併給については、「障 害者入浴サービス」の項目を参照
他制度との 優先順位	なし

- *「準ずるもの」とは…身体障害者手帳の交付、障害基礎年金の支給、地方公共団体 等の負担により実施する障害者に対する支援事業 等
- ◎グループホームの体験事業については【留意事項】5 体験について(P78)を参照

- 共同生活援助(グループホーム)の事業所形態について

グループホームの事業所形態は、介護等の提供方法により3種類あります。

介護サービス包括型	介護等をグループホーム事業者自らが行う
外部サービス利用型	介護等を外部の居宅介護事業所に委託する
日中サービス支援型	重度の障害者等に対して、常時(日中・夜間)の支援体制を確保

- ※令和3年4月1日現在、市内には外部サービス利用型事業所はありません。
- ※日中サービス支援型については、「障害福祉サービスかながわ」で検索ができます。
- ※日中サービス支援型の利用にあたっては、障害支援区分の認定手続きが必須です。

(2) サテライト型住居利用・運営委員会型GH (A型)

サービス名称	サテライト型住居利用	運営委員会型(A型)
サービス内容	サテライト型住居入居者に対して、相談その他日常生 活上の援助等を行う。	グループホーム入居者に対して、相談その他日常生活上の援助等を行う。
対象者	共同生活援助の対象者と同じ。更に、地域において単 身等での生活を希望する者。	障害者
	区分不要(障害支援区分認定調査は必要)。但し、入 浴・排泄・食事等の介護の提供を受けることを希望する 場合は、区分が必要。	
支給(利用)単位	1 日	
支給量	31日/月 (退居月以外は、全て31日で決定します)	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間 +3年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は3年以内)	
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)	
利用者負担以外に 必要となる経費	家賃、食材料費、光熱水費、日用品費等	
他制度との 併給の有無	短期入所・日中一時支援、居宅介護、入浴サービスとの併給は原則不可。 ただし、一定の要件を満たす場合は、居宅介護の併給可。 ※居宅介護(介護保険の訪問介護も同様)との併給については、「訪問系サービス」の項目を参照 ※短期入所・日中一時支援との併給については、「短期入所・日中一時支援」の項目を参照 ※入浴サービス(介護保険の訪問入浴介護も同様)との併給については、「障害者入浴サービス」の項目を参照	短期入所・日中一時支援との 併給は原則不可。 ※短期入所・日中一時支援と の併給については、「短期入 所・日中一時支援」の項目を参 照
他制度との 優先順位	なし	法定事業(共同生活援助)優先

【サテライト型住居利用】

本体のグループホームから、概ね20分以内の場所のアパート等において、グループホームの支援を受けながら単身生活の練習を行う住居です。

通常のグループホームと同様に、「基本」もしくは「共同生活援助居宅介護利用者」での 決定となります。定期的に関係機関等と充分な連携を図りつつ3年以内に単身生活等が実現で きるよう、計画的に支援を行ってください。

※ただし、市町村審査会の意見を聴き、引き続き、サテライト型住居を利用することにより、 単身生活への移行が見込まれる場合等については支給決定を更新することができます。 延長が必要な場合は、十分な余裕をもって援護の実施機関(区役所の担当者)にご相談 ください。

※単身生活が困難と判断されれば、本体のグループホームへ入居する等、別の支援方針を 検討してください。

【運営委員会型(A型)グループホーム事業】

横浜市単独(独自)事業です。

※現在、法定事業への移行を進めており、令和3年4月1日時点で4ホームあります。

【留意事項】

1 本体決定について

グループホームの本体決定は、下記2種類の**どちらか一方で決定されます**。

本体決定	備考
基本	下記以外
共同生活援助居宅介護利用者	介護保険の訪問介護含む ※詳細下記

- 2 居宅介護等のサービス利用について (詳細についてはP20を参照してください)
 - (1) 介護サービス包括型及び日中サービス支援型での居宅介護等利用(※介護保険の訪問介護含む) 区分4以上の場合は、一部居宅介護の利用が可能です。(令和6年3月31日までの経過措置) ただし、報酬単価が変わるため、支給決定を「基本」決定から「共同生活援助居宅介護利用者」 決定へ変更する必要があります。(※通院等介助・通院等乗降介助・同行援護・移動支援・訪問入浴のみを利用する場合は、基本決定となります。)
 - ① 同行援護・行動援護または、重度訪問介護対象者

居宅介護(身体介助・家事援助)、重度訪問介護の利用が可能です。

- ② 上記以外で以下の要件を満たす者
 - ・ グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること
 - ・ グループホームでの居宅介護利用について市町村が必要性を認めること

居宅介護(身体介護)のスポット支援のみ利用が可能です。

(2) 外部サービス利用型での受託居宅介護の利用

区分2以上の方で上記(1) - ②の要件を満たす場合、<u>居宅介護の身体介護のみ</u>利用可能。 なお、受託居宅介護サービスを利用するには『共同生活援助』の支給決定に加え、『受託 居宅介護サービスの支給量(時間(15分単位)/月)』の決定が必要になります。

(3) 通院等介助・通院等乗降介助の利用(詳細についてはP20を参照してください。)

区分1以上かつ慢性疾患等の障害者で、**医師の指示による定期的通院**が個別支援計画に 位置づけられている者は、通院介助の利用が可能となります。 ただし、利用は**月2回まで**となります。

- (4) 帰省時の居宅介護利用について (詳細についてはP21を参照してください。) 実家への帰省時等、共同生活援助の報酬が算定されない期間については、通常の居宅 介護の利用が可能です。利用する期間のみ必要最小限で決定することになります。
- 3 受給者証に記載される加算について
 - (1) 重度障害者支援加算 I 【受給者証の記載は、**重度障害者支援加算**】

対象者: 重度障害者等包括支援対象者

(2) 重度障害者支援加算Ⅱ 【受給者証の記載は、強度行動障害者重度支援加算】

対象者:①障害支援区分4・5で、「行動援護判定基準表」の合計点数が10点以上の障害者 ②障害支援区分6で、「行動援護判定基準表」の合計点数が10点以上の障害者のうち、 重度障害者支援加算に該当しない者

(3) 強度行動障害者体験利用加算(体験利用の期間のみ)

対象者:共同生活援助(介護サービス包括型又は日中サービス支援型)を体験利用する、 障害支援区分認定調査において「行動援護判定基準表」の合計点数が10点以上の障害者

(4) 地域生活移行個別支援特別加算(原則、入居から3年以内)

対象者:次のいずれかに該当する者

- ①医療観察法に基づく通院決定を受けた者
- ②刑務所等(矯正施設若しくは更生保護施設)からの退所等(退院、退所、釈放、仮釈放)に 伴い関係機関(保護観察所・地域定着支援センター)との調整により入居した者

(5) 精神障害者地域移行特別加算(退院から1年以内)

対象者:精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、当該精神科病院を退院してから 1年以内の者

(6) 強度行動障害者地域移行特別加算(退所から1年以内)

対象者:障害児者施設に1年以上入所していた強度行動障害者であって、当該施設等を退所してから 1年以内の者

(7) 医療的ケア対応支援加算

対象者:医療的ケア判定の「スコア表」の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする者 ※本加算の支給決定には、利用者等からの申出書等の提出による加算該当の判断が必要です。

加算期間:原則、申出のあった翌月1日から(申出が1日の場合は、申出の当月から) ただし、新規入居にあわせて申出があった場合には、入居日から。

4 特定障害者特別給付費について

家賃の実費負担を軽減するため、次のいずれかに該当するものに補足給付を支給します。

- ① 市町村民税非課税世帯
- ② 生活保護受給世帯

※月額1万円を上限として給付されます。

※障害者総合支援法に基づく<u>体験利用を決定する場合も、対象者には支給されます。</u> (横浜市独自事業のグループホーム体験入居の場合は、支給されません。)

5 体験について

(1) 体験利用(国事業)

入居目的で、定員上の空き部屋がある場合、実施することが可能です。

年間(年度)上限50日以内、1回連続30日以内まで利用可能。

入院中や施設等に入所中、グループホーム入居中(※)も利用可能です。

※ 同一敷地内又は同一事業所のグループホームへの体験利用については、報酬を算定できません。

(2) 体験入居(市単独事業)

体験入居室(本市独自)を所持しているホームで利用可能です。

国事業である体験利用が優先です。

最長3ヶ月以内、1回連続30泊まで利用可能。

入院中や施設等に入所中の方は対象外。

また、サテライト型住居を体験入居の部屋として利用することはできません。

50日を超えて体験利用(国事業)が必要な場合、体験入居(市単独事業)の決定が可能です。

(2)施設入所支援(介護給付)

	听支援(介護給付) 「
サービス名称	施設入所支援
サービス内容	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。
対象者	身体障害者、知的障害者、難病及び精神障害者
	① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあっては障害支援区分3)以上である者。 …【基本決定】
	② 自立訓練又は就労移行支援(以下この②において「訓練等」という。)を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。…【訓練等給付利用者決定】
	③ 生活介護を受けている者であって障害支援区分4 (50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。 …【経過的措置対象者決定】
支給決定要件	④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。 …【経過的措置対象者決定】
	※但し、就労継続支援B型利用者のうち、区分要件が満たされていれば【基本決定】とします。
	※③又は④の者のうち、下記の「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。 ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む)の利用者(特定旧法受給者)…【経過的措置対象者決定】 ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
	 ・・【経過的措置対象者決定】 ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設(指定医療機関を含む)に入所している者 ・・・・【児童移行者対象者決定(知的障害児)】 ・・・・【児童移行者対象者決定(自閉症児)】 ・・・・【児童移行者対象者決定(盲児)】 ・・・・【児童移行者対象者決定(方うあ児)】 ・・・・・・・・【児童移行者対象者決定(及うあ児)】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
支給(利用) 単位	1 日
支給量	3 1 日/月
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+3年以内 併給の日中活動の支給期間の方が短い場合はその支給期間に合わせる。 (ただし支給開始日が1日の場合は3年以内)
利用者負担	原則1割負担(負担上限月額あり)
利用者負担以外に 必要となる経費	食費・光熱水費の実費負担 (利用者負担階層が生保・低所得1、低所得2の者については補足給付あり)
他制度との 併給の有無	障害者支援施設への入所の場合は、その他の日中の障害福祉サービスの支給申請を併せて行う。療養介護、訪問系サービス、短期入所とは原則併給不可※障害者施設入所中の訪問介護の居宅介護等の利用について(夏季・冬季・週末の帰宅期間中)原則として、施設入所中は利用できません。帰省中(2泊以上)等、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない日については、居宅介護・重度訪問介護(及び同行援護・行動援護)の利用が可能です。
他制度との 優先順位	反成 / マノエリ/ロ // * つ HC く y 。 ——
その他	他のサービスとの併給の取扱については別途相談 施設入所支援とともに決定する日中活動の日数の上限は「原則の日数」

(3) 宿泊型自立訓練(訓練等給付)

サービス名称	宿泊型自立訓練				
サービス内容	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行います。				
日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、は 対象者 向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の約 のための訓練その他の支援が必要な障害者。					
障害支援区分	区分不要(障害支援区分認定調査は必要)				
支給(利用) 単位	1日				
支給量	3 1 日/月				
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+1年以内 (但し、支給開始日が1日の場合は1年以内) ※暫定支給決定期間があります。 ※支給決定の更新は、標準利用期間の範囲内で行うこと。				
	標準利用期間:24か月(原則) ※但し、長期入院していた又はこれに類する事由のある方については、36か月。				
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)				
利用者負担以外に 必要となる経費	食費(利用者負担階層が01~04の者については食材料費のみ)、光熱水費				
他制度との 併給の有無	短期入所・居宅介護及び他の居住系サービスとの併給不可				
他制度との 優先順位	_				

(4)療養介護事業(介護給付)

サービス名称	療養介護				
サービス内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。				
支給決定要件	医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者。 ア 基本決定 … ①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者。 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者。 ③障害支援区分5以上の者であって医療的ケア判定スコア16点以上の者。 ④障害支援区分5以上の者であって強度行動障害があり医療的ケア判定スコア8点以上の者。 ⑤障害支援区分5以上の者であって遷延性意識障害があり医療的ケア判定スコア8点以上の者。 ⑥上記③~⑤に準じる状態と市町村が認めた者。 (※③~⑥は令和3年度の報酬改定で新たに追加された対象者) イ 経過的措置対象者決定 …第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護へ移行した者(※市内に該当施設はありません。) ウ 児童移行者対象者決定 …重症心身障害児施設から療養介護へ移行した者(※イ、ウについては、平成24年4月の児童福祉法改正により、障害支援区分未取得ないし区分が低い者等を対象とした決定)				
支給(利用) 単位	1 日				
支給量	3 1 日/月				
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+3年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は3年以内)				
利用者負担	福祉サービス部分 医療サービス部分 原則1割負担。(重度障害者医療制度による償還払いが可能) 食費については入院時食事療養費の標準負担額分の負担。(医療型の個別減免あり)				
他制度との 併給の有無	他のサービスとの併給は原則認められません。 但し、療養介護入所中の移動支援等の利用は、医療機関の入院と同様に扱い ます。				
他制度との 優先順位	<u> </u>				

地域相談支援

(1)地域移行支援(地域相談支援給付)

サービス名称	地域移行支援					
サービス内容	①地域移行に係る相談 ②アセスメント ③支援計画の原案作成 ④支援計画作成の為のケア会議の開催(障害者支援施設又は精神科病院等における担当者を招集) ⑤概ね週1回、少なくとも月に2回の面接もしくは同行支援 ⑥障害福祉サービス事業の体験的な利用 ⑦一人暮らしに向けた体験的な宿泊					
対象者	以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。 ・以下の施設等に入所している障害者 ①障害者支援施設 ②のぞみの園 ③児童福祉施設 ④療養介護を行う病院 ⑤保護施設 ⑥矯正施設等 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。 ・精神科病院(医療観察法指定病院含む)に入院している精神障害者					
障害支援区分	不要(障害支援区分認定調査は必要)					
支給(利用) 単位	1 月					
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+6ヶ月以内 (ただし支給開始日が1日の場合は6ヶ月以内) 市町村が対象者の状態に応じて必要と認める場合は6ヶ月以内で更新可。 更なる更新については、審査会の個別審査により、必要性が認められれば可。					
利用者負担	なし					
利用者負担以外に 必要となる経費	なし ※面談及び同行支援にかかる交通費等は、事業所との契約による。					
他制度との 併給の有無						
他制度との 優先順位						
その他						

【利用にあたっての留意事項】

利用者及び家族、主治医もしくは入所施設先、関係機関との合意の基、利用者より申請を受けます。

利用に当たっては、サービス等利用計画もあわせての利用が原則です。

地域移行支援を利用しての障害福祉サービス事業の体験的な利用や一人暮らしに向けた 体験的な宿泊については、地域相談支援事業所の設備やサービス等を利用して実施する 場合と、地域移行支援事業所が委託をして実施する場合があります。

いずれも、そのサービスの支給決定は不要です。

【対象者に関する留意事項】

宿泊型自立訓練施設、他法(生活保護法や介護保険法等)の入所施設、他法(介護保険法)のグループホームへの移行は退院・退所加算の対象外。

宿泊型自立訓練施設、グループホームからの移行は対象外。

(2) 地域定着支援(地域相談支援給付)

サービス名称	地域定着支援				
サービス内容	①地域定着に係る相談 ②アセスメント ③支援台帳の作成 ④常時の連絡体制の確保(居宅への訪問等による、利用者の状況把握) ⑤緊急の事態への対処等(訪問等による状況把握、利用者の家族・関係機関との連絡調整、緊急一時的な滞在支援等の措置)				
対象者	以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による 緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。 ・居宅において単身で生活する障害者 ・居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者 障害者支援施設、精神科病院等から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。 ※矯正施設退所者に係る支援に当たっては、地域定着支援センターと連携して対応すること。				
障害支援区分	不要(障害支援区分認定調査は必要)				
支給(利用) 単位	1月				
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内) 対象者の状況に応じて必要に応じて更新可。				
利用者負担	なし				
利用者負担以外に 必要となる経費	なし				
他制度との 併給の有無	自立生活援助との併給については不可				
他制度との 優先順位					
その他					

【利用にあたっての留意事項】

利用者及び家族、主治医もしくは入所施設先、関係機関との合意の基、利用者より申請を受けます。

利用に当たっては、サービス等利用計画もあわせての利用が原則です。

【対象者に関する留意事項】

グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常、当該 事業所の世話人等が対応することとなる為、対象外。

障害児通所支援

(1) 児童発達支援

サービス名称	児童発達支援事業				
サービス内容	日常生活上における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等、いわゆる「療育」プログラムを個別支援計画に基づき提供します。				
対象者	療育の観点から、個別療育、集団療育を行う必要が認められる、①未就学児童及び②学籍のない18歳未満の児童(例:義務教育修了後の児童。他、インターナショナルスクールについても学籍を有しない可能性が高いため確認の上、必要に応じて検討)				
障害支援区分	不要				
支給(利用) 単位	1 日				
支給量	療育に必要な日数 ※上限については「共通の事項 6(1)」参照				
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし、支給開始日が1日の場合は1年以内) *きょうだいでサービスを利用する場合、受給者証が複数発行されているとしても 受給者は一人のため、支給期間はそろえるようにします。				
決定方法	保護者の利用希望に基づき、児童の心身の状況等を勘案し決定				
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり:障害者総合支援法と同額) 令和元年10月から、3歳から5歳の利用児童については無償				
利用者負担以外に 必要となる経費					
	可能				
他制度との 併給の有無	ただし、他制度のサービス提供時間と同一サービス提供時間内でのサービス利用は不可。短期入所との併給については短期入所のページを参照。 支給決定単位が1日のため、同じ日に複数の児童発達支援事業所の利用は不可。				
他制度との 優先順位	なし				
旧事業体系での 位置づけ	児童デイサービス事業(障害者自立支援法)				

1 多子軽減措置について(令和元年10月以降、無償化対象児童については適用不要)

(1) 概要

	要件の内容	対象者	軽減後の利用者負担額
要件1	世帯の市民税所得割合算額が、扶養控除等再計算後 77,101 円未満の世帯である場合(中民社会)	障害児通所支援を利用 している第2子	負担上限月額 (4,600円) と障害児通所支援に係る 費用総額の 100 分の 5 を 比較して低い方
	保護受給世帯を除く。) ※ 区役所で確認します。	障害児通所支援を利用 している第3子以降	0 円
要件2	児童発達支援事 を利用する児童の 他に、就学前の兄又は姉が、児童発達 支援事業所、認可保育所、幼稚園、認 定こども闌、特別支援学校幼稚部、児	兄姉が保育所等に通う 就学前の障害児通所支 援利用児のうち第2子	負担上限月額(4,600円又 は37,200円)と障害児通 所支援総費用の100分の 5を比較して低い方
	童心理治療施設、地域型保育(小規模 保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・ 事業所内保育)等に在籍している場合	兄姉が保育所等に通う 就学前の障害児通所支 援利用児のうち第3子 以降	0 円

(2) 支給決定上の手続き

支給申請書の裏面の「世帯の状況」や「多子軽減に関する措置の認定申請欄」で兄・姉(双子の場合は必要に応じ聞き取り)の有無を確認します。兄・姉の在園状況は、システムから確認できる場合(保育園、幼稚園や児童発達支援等)はシステムで確認します。システムで確認できない場合は、在園証明の提出を求めます。(※就学している兄・姉をカウントする場合は在学証明は不要)兄・姉の在園が確認できたら、システムでの負担額判定の際に、「第2子」もしくは「第3子以降」の欄にチェックを入れてください。

なお、兄・姉が無償化対象児童であっても、このカウントに含めます。

2 個別サポート加算(I)の決定について【R3年度新設・全件判定対象の可能性あり】

(1) 概要

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障害児に支援を行ったときに加算の算定が可能になります。加算の対象かどうかの決定は支給決定の際に 5 領域11項目の調査結果を踏まえて決定します。

(2) 加算の対象となる児童

サービス	対象要件		
口立公生士坛	3歳未満	食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上	
児童発達支援 医療型児童発達 支援	3歳以上	以下の①及び②に該当すること ① 食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が 1以上 ② 食事、排泄、入浴及び移動以外の項目(行動障害および精神症状の各項目) で、ほぼ毎日(週5日以上)ある又は週に1回以上ある項目が1以上	

・3歳未満の場合について、給付決定期間中に3歳に達した場合でも、次回の給付決定までは、

そのままでよく、新たに3歳以上の場合の要件で決定しなおす必要はありません。

(3) 支給決定上の手続き

支給決定時の5領域11項目の調査(在宅援助記録票の内容)により、上記(2)にあてはまる場合、個別サポート加算(I)を決定し、受給者証を発行します。

横浜市では、個別サポート加算用の調査票を使用し、確認します。

3 地域療育センター(児童発達支援センター)の支給決定について

(1) 児童発達支援事業と児童発達支援センターの違い

児童発達支援は、児童福祉施設に定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業所」の2類型によって提供されます。どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは共通ですが、センターは、施設の有する専門機能を生かし、地域の障害児やその家族への相談、保育所等の障害児が利用する施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として位置づけられます。このため、児童発達支援に加えて障害児相談支援、保育所等訪問支援を実施しています。一方、児童発達支援事業所は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場という役割を担います。

(2) 地域療育センターで実施する児童発達支援の支給決定

センターの児童発達支援(通園または児童発達支援事業所)の利用が適当であるとセンターが判断し、保護者が利用を希望した場合、保護者はセンター宛てに、申請書を提出します。

センターは障害児相談支援事業所として、基礎調査票と障害児支援利用計画案を作成し、申請書類と 共に、該当の区へ提出します。

提出を受けた区は障害児支援利用計画案等の内容を確認し、支給決定を行います。そのため、新規調査のための面談等を省略することが可能です。

(3) 地域療育センターにおける児童発達支援事業所

センターでは、知的障害を伴わない発達障害児の受診、相談が増加していることから、通園事業とは別に知的障害を伴わない発達障害児支援として児童発達支援事業を実施しています。

地域療育センター児童発達支援事業所一覧

所在区	事業所名	運営主体
鶴見	横浜市東部地域療育センター 児童発達支援事業所 パレット	
中	横浜市中部地域療育センター 児童発達支援事業所 フルール	(福)青い鳥
磯子	横浜市南部地域療育センター 児童発達支援事業所 はらっぱ	
港北	横浜市総合リハビリテーションセンター 児童発達支援事業所 ぴーす新横浜	
旭	横浜市西部地域療育センター 児童発達支援事業所 ぴーす鶴ヶ峰	(福)横浜市リハビリテー
戸塚	横浜市戸塚地域療育センター 児童発達支援事業所 ぴーす東戸塚	ション事業団
都筑	横浜市北部地域療育センター 児童発達支援事業所 ぴーす中川	
青葉	地域療育センターあおば 児童発達支援事業所 こだち	(福) 十愛療育会

※よこはま港南地域療育センターのみ児童発達支援事業所の設置はありませんが、センターの機能に含めて対応しています。

(4) 医療型児童発達支援について

医療型児童発達支援は、肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能障害)があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

医療型児童発達支援事業所の設置は児童発達支援センターに限られるため、横浜市ではセンターでの み医療型児童発達支援を行っています。支援の必要性もセンターの医師等が判断します。

4 児童発達支援と保育所の併用について

保育所を利用している児童であっても、障害児支援利用計画及び個別支援計画に基づいて児童発達支援を受ける必要がある場合、保育所に入所していることが児童発達支援を受けることを妨げるものではありません。

この場合、保育所と児童発達支援事業所が本人の障害の状況に合わせた一貫した支援を提供することが重要であることから、保育所の保育内容を踏まえた障害児支援利用計画にするとともに、担当者間で十分連携して取り組むなど、児童にとって効果的なものになるよう配慮することとされています。

(2) 放課後等デイサービス

サービス名称	放課後等デイサービス事業
	学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の 促進その他の便宜を供与する。
	【事業の概要】 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。
サービス 内容	【提供する具体的なサービス】 1 多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえた個別支援計画に基づくサービス ① 自立した日常生活を営ために必要な訓練 ② 創作的活動、作業活動 ③ 地域交流の機会の提供 ④ 余暇の提供 ※ 学校への送迎もサービスの対象 2 学校との連携・協働による支援 本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスの支援の一貫性が必要
	学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、大学を除く。)に就学している障害児。 なお、インターナショナルスクールについては同法に基づかない可能性が高いため確認の 上、必要に応じて児童発達支援での検討
	【年齢特例の取扱いについて】 (18歳到達以降の支給決定) 児童福祉法は原則として、18歳到達までが対象ですが、継続して放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認める時は、当該障害児からの申請により、学籍を有する間に限り(例:高校卒業の3月末日~最長満20歳に達する誕生日の前日まで)、引き続き支給決定することができます。ただし、当該障害児が生活介護など成人の日中サービスを利用できる場合や、18歳到達後で新規利用となる場合は、決定できません。(世帯の範囲)
	18歳に到達した翌月から、サービスを利用する本人を受給者かつ利用者として決定しますが、利用者負担上限月額を決める際の世帯の範囲は、障害者総合支援法と異なり、引き続き、利用者本人の保護者の属する住民基本台帳の世帯とします。
障害支援 区分	不要
支給(利用) 単位	1日
支給量	必要な日数 ※上限については「共通の事項 6(1)」参照
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし、支給開始日が1日の場合は1年以内) *きょうだいでサービスを利用する場合、受給者証が複数発行されているとしても 受給者は一人のため、支給期間はそろえるようにします。
決定方法	保護者の利用希望に基づき、児童の心身の状況等を勘案し決定
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
利用者負担以 外に必要とな る経費	創作活動や作業活動等に伴う原材料費やおやつ代等
	可能
他制度との 併給の有無	ただし、他制度のサービス提供時間と同一サービス提供時間内でのサービス利用は不可。短期入所との併給については短期入所のページを参照。 支給決定単位が1日のため、同日に複数の放課後等デイサービスの利用は不可。
他制度との 優先順位	なし
旧事業体系で の位置づけ	児童デイサービス事業(障害者自立支援法)

1 個別サポート加算 (I) の決定について【R3年度新設】

結果に基づいて加算の対象かどうかを判断します。

(1) 概要

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障害児に 支援を行ったときに加算の算定が可能になります。加算の対象かどうかの決定は支給決定の際に 5 領域11項目の調査結果を踏まえて決定します。放課後等デイサービスについては、指標該当の調査の

横浜市では、個別サポート加算用の調査票を使用し、確認します。

(2) 加算の対象となる児童

放課後等 デイサービス 以下の①又は②に該当すること

- ① 食事、排泄、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの
- ② 指標判定の表の項目の点数の合計が13点以上であるもの

(3) 個別サポート加算(I)判断基準

NO. $1 \sim 4$ のうち 3 以上全介助と判断される状態の場合、個別サポート加算 (I) 該当になります。

NO.	項目	全介助と判断される状態	一連の行為の例
1	食事	一連の行為すべてに 介助が必要	食べ物を食べやすく小さく切る/箸やスプーン等で食べ物を口まで運ぶ/飲み物や汁物を口まで運ぶ/調味料を食べ物にかける
2	排せつ	一連の行為すべてに 介助が必要	トイレまでの移動/ズボン・パンツの上げ下げ/トイレへの移 乗/排尿・排便/清拭/トイレの水洗(流す)
3	入浴 一連の行為すべてに 介助が必要		体や髪・顔を洗う/シャワーを使う/浴槽の出入り/体や髪・ 顔を拭く
4	移動	一連の行為すべてに 介助が必要	日常生活における必要な場所への移動や外出

NO. $1 \sim 4$ に該当せず、以下のNO. $5 \sim 20$ の項目の合計点数が13点以上の場合、個別サポート加算(I)該当になります。

NO.	項目	A:2点	B:1点	C: 0 点	説明
5	コミュニケーション	・コミュニケーション できない ・独自の方法でコ ミュ ニケーションでき る	・特定の人とのみ コミュニケーション できる ・会話以外の方法で コミュニケーション できる	日常生活に支障がない	 「独自の方法」とは、身振りなどでコミュニケーションする場合、重度の肢体不自由のため瞬き等でコミュニケーションする場合をさします。 「会話以外の方法」とは、手話や筆談・メール・意思伝達装置等でコミュニケーションする場合をさします。
6	説明の理解	理解できているか 判断できない	・理解できない ・すべては理解 できない	理解できる	 「理解できない」とは、説明を全ては理解できず、説明に応じた行動ができない場合をさします。 「理解できる」とは、説明を全て理解しそれに反応する場合をさします。
7	読み書き	全面的な支援が必 要	部分的な支援が必要	支援が不要	 文章を読むこと、書くことについて支援が必要かどうかで判断します。 「全面的な支援が必要」とは、すべてを行えない場合、読み書きを理解していない場合の他、点字を使用している場合、学習障害のために読み書きが野難な場合をさします。 「部分的な支援が必要」とは、読み書きができるが見守りや声かけの支援が必要な場合、書くことはできないがパソコンなどの代用手段がある場合などをさします。
8	てんかん	週に1回以上	月に1回以上	月に1回未満	・ てんかん発作により支援・対応が必要な場合

NO.	項目	A: 2点	B:1点	C: 0 点	説明
9	大声・奇声を出す				・周囲が驚いたり、他の人が迷惑となるような大声や奇声を 出す場合。物などを使って周囲に不快な音を立てる場合も 含みます。
10	異食行動				・食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする行動がある場合
11	多動 行動停止				特定の物や人に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなってしまう場合・生活場面において、目的や意味が理解できず、行動に支障をきたす場合
12	不安定な行 動				 予定や手続き、日ごろから慣れている人や状況が変わることが受け入れられず突然大声を出したり興奮する等のパニック状態になる等、行動が不安定になる場合 不安、恐怖、焦燥等にかられて衝動的な行動がある場合
13	自らを傷つけ る行為				 自分で傷跡が残るほど自分の体をたたいたり傷つける、頭髪を抜く、手首を切る、多量の薬を服用する等、自分の体を傷つける行為がある場合 自分の体を傷つける行為があるが、環境上の工夫等があるため傷ついていない場合も含みます。
14	他人を傷つけ る行為	ほぼ毎日 (週5日以上) の支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	A、Bいずれにも 該当しない	・他人をたたく、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける 行為がある場合 ・壁を壊したり、ガラスを割ったりする等、他人を傷つける可 能性がある場合 ・他人を傷つける行為があるが、環境上の工夫等があるため 傷ついていない場合も含みます。
15	不適切な行 動	・最近1週間に週5 日以上見られて いる場合 ・最近1か月間に5 日以上見られてい る週が、2週以上 ある場合	・最近1か月間に週 1回以上見られてい る場合 ・最近1か月間に週 2回以上見られてい る週が、2週以上 ある場合	・行動上の障害 が現れる可能性 が低いか、あった としても上記Bの 頻度より低い 場合	・ 興味関心が優先したり、適切な意思表示ができなかったり、 判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為が ある場合 不適切な行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を 行っている場合も含みます。 【不適切な行為の例】 急に他人に抱きつく、断りもなく物をもってきてしまう、他人 をのぞきこむ、急に他人に接近する
16	突発的な行 動				・関心が強い物や人を見つけたら、突然そちらへ走って行ってしまう等、突発的な行動がある場合。突発的な行動を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合も含みます。
17	過食・反すう 等				過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある場合
18	そううつ状態				・ 気分が憂うつで悲観的になったり、時には抑うつ気分により 考えがまとまらないため日常生活に支障をきたす場合 ・ 気分が高揚することによって、活発になり様々なことを思い つき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため失敗 に終わることが多く、社会生活に影響を及ぼす場合
19	反復的行動				・ある考えに固執し、特定の行為を反復したり、儀式的な行 為にとらわれる等により動作に時間がかかり日常生活に支 障が生じる場合
20	対人面の不 安緊張 集団生活へ の不適応				・人に会うと緊張状態になる、強い不安が生じる等のため外出ができない場合・家族や家族以外の社会参加の機会を拒否したり、その場にいても一緒に行動できない場合

2 不登校児童の支給決定について

放課後等デイサービスは、学校の代わりになるものではありません。

不登校児童の利用については、学校等関係機関とその必要性について十分に検討をして下さい。

(1)児童発達支援、(2)放課後等デイサービス 共通の事項

1 対象となる児童の範囲に係る留意事項

対象となる児童の障害等について

身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)。手帳の有無は問わず、児童相談所、医師、区福祉保健センター等により、療育の必要性が認められた児童も対象となります。

身体障害児	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級から6級までの、いずれか一に該当する障害のある児童
	身体障害者手帳、身体障害者診断書・意見書により判断します。
知的障害児	児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する障害者 更生相談所において、知的障害と判定された児童又は愛の手帳を所持する児童
	愛の手帳、判定書により判断します。
精神障害児	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定するもののうち、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他精神疾患を有する児童
	精神保健福祉手帳及び精神科医等の診断書・意見書により判断します。
発達障害児	発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児(自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの)
	精神科医等の診断書・意見書により判断します。
	現在著しい障害がなくても、現存する疾患等を放置すれば、将来一定の障害を招来する おそれのある児童 (平成15年6月6日厚生労働省部長通知 障第0606001号)
	【判断基準例】
	① 地域療育センターを利用している児童
	(通園、児童発達支援事業所、外来等)
	② 医師により、障害者手帳に該当しないまでも
	障害を有すると診断されている児童
療育を受けることが必	* 診断書や意見書等医師の所見が明記されている書類等により判断。
要な児童	③ 通級による指導を受けている児童、
	個別支援級に在籍している児童など支援を要する児童
	④ 地域訓練会に入会しており、
	障害者手帳の申請を行う予定がある児童など
	⑤ 乳幼児健診等において福祉保健センターが
	児童発達支援事業を受けることが適当と判断する児童
	⑥ その他、福祉保健センターが児童発達支援事業を
	受けることが適当と判断する児童
1	

2 5 領域11項目の調査の取扱い

支給決定にあたっては、5領域11項目の調査を行った上で支給の要否及び支給量を決定することとされています。

当該調査項目が在宅援助記録票の調査項目と重複していることなどから、本市では在宅援助記録票に基づき支給決定を行います。

【杂老】	隨害児の調査項目	(5.領域11項日)
100万1	風音がり調査場日	しり間域はは

1	食事	全介助	全面的に介助を要する
1)	及爭	一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する
2	排泄	全介助	全面的に介助を要する
(2)	191-4匹	一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する
3	入浴	全介助	全面的に介助を要する
0)	八竹	一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する
(4)	移動	全介助	全面的に介助を要する
4)	1岁到	一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する
(5)	行動障害及	間に週5日	日(週5日以上の)支援や配慮等が必要。(調査日前の1週 以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れ 2週以上ある場合。)
9	び精神症状	1回以上現	回以上の支援や配慮等が必要。(調査日前の1か月間に毎週 れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている 上ある場合。)

- (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や危険の認識に欠ける行動。
- (2) 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む。)。
- (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為
- (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する
- (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる
- (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や 集団参加ができない。または、自室に閉じこもって何もしないでいる。
- (7) 学習障害のため、読み書きが困難。

*通常の発達において必要とされる介助等は除く。

3 医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定【R3年度新設・該当児童のみ】

(1) 概要

児童発達支援事業所(非重心)及び放課後等デイサービス事業所(非重心)において、看護職員を 配置して医療的ケア児に医療的ケアを提供しつつサービスを提供したときに、医療的ケア児の 医療的ケアの新判定スコアの点数に応じて段階的に報酬が評価されます。

【参考】医療的ケア区分に応じて事業所が算定できる報酬の例(定員10名の場合)

(該当児童につき一日あたり)

利用児童		事業所	例1:児童発達支援(非重心) 主に未就学児	例2:放課後等デイサービス (非重心)授業終了後
医療的ケア区	区分·非該旨	当	885単位	604単位
医療的ケア区	区分1	3点~15点	1552単位	1271単位
//	2	16点~31点	1885単位	1604単位
//	3	32点以上	2885単位	2604単位

医療的ケア児の新判定スコアについては、「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)」を参照

(2) 対象児童

看護職員を配置している児童発達支援事業所(非重心)及び放課後等デイサービス事業所(非重心) において医療的ケアの提供を受ける児童。

(3) 支給決定上の手続きの流れ

ア 事業所(又は区)から保護者宛て:医療的ケアスコアの判定依頼

看護職員を配置して医療的ケアの提供を行う事業所から保護者へ医療的ケアスコアに応じて 事業所の報酬が変わることを説明し、主治医に医療的ケアスコアの判定を依頼してもらうよう お願いします。

イ 保護者から主治医宛て:医療的ケアスコアの判定依頼

保護者から主治医へ医療的ケアスコアの判定を依頼します。

ウ 保護者から区宛て:医療的ケアスコア判定表の提出

医師が作成した医療的ケアスコア判定表を保護者から区福祉保健センターに提出してもらいます。 スコアの点数に応じて、医療的ケア区分を決定し、受給者証を発行します。

(4) 障害児(重心児以外)が、主として重症心身障害児を通わせる事業所を利用する場合

障害児(重心児以外)が、主として重症心身障害児を通わせる事業所を利用し、医療的ケアを受ける場合も、一般の事業所の利用と同様に新判定スコアの判定が必要です。 (3) の手続きと同様に主治医の作成した医療的ケアスコア判定表に基づいて医療的ケア区分を決定し、受給者証を発行します。 ※医療的ケアのスコアがあるかどうかで、事業所の報酬区分が大きく変わるため、注意が必要です。

(5) 医療的ケアが必要な児童の退院直後から必要なサービスの利用について

NICU等から退院し、在宅生活を始めるのに伴ってサービスを利用する乳幼児期の医療的ケア児については、5 領域11項目の調査のみでは、通常の発達の範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか判断が難しいことからサービスの支給決定の必要性についての判断の材料として、医師が作成した医療的ケアスコア判定表の『NICU等から退院した児童の保護者の負担軽減の必要性』の欄を参考にします。

4 個別サポート加算(Ⅱ)について【R3年度新設・該当児童のみ】

虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関りや心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携(事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む)により、事業所が支援することを評価する加算(個別サポート加算(Ⅱ))が令和3年4月に創設されました。支給決定を必要とするものではありません。

5 利用意向の確認内容の参考例

保護者から聴取し、具体的に記入します。

(児童発達支援の例)

- :通園に通わない曜日に違う集団の中での療育を受けたいため、□□事業所で週1回受けたい。
- :手指の巧緻性の強化や認知訓練等の個別支援を△△事業所で週3回受けたい。

(放課後等デイサービスの例)

- : 放課後や夏休み等長期休暇の余暇支援をして欲しい。
- : 保護者だけでは、連れ出せない散歩や運動など身体を使うプログラムを受けさせたい。
- : 異年齢集団の中で、様々な活動を通じて、コミュニケーション能力を向上させたい。
- : 保護者が就労しているので、放課後や長期休暇に預ってくれる場所として利用したい。
- : 創作活動やパソコンなど、卒業後の進路に活かせるような作業等の機会を得たい。

6 重症心身障害児区分での支給決定

障害の認定内容が重症心身障害に該当する又は重心認定を受けている利用者の支給決定をする際は、利用予定の事業所によらず、原則として、「重心」で支給決定をします。

7 強度行動障害児支援加算の判定

以下の基準表で計算し、20点以上の場合は、強度行動障害児支援加算を算定できます。

行動障害の内容	行動障害の目安と内容例	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩 いたり傷つけたりする 等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きを したり、爪をはぐなど	1回以上/週	1回以上/日	1日中
ひどく叩いたり蹴った りする等の行為	噛みつき、蹴り、殴り、髪引き、頭突きなど、相手 がケガをしかねないような行動など	1回以上/月	1回以上/週	1日に頻回
激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐ、外出を拒み通す、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの	1回以上/週	1回以上/日	1日に頻回
激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などを壊し、その結果危害が本人にも周りにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど	1回以上/月	1回以上/週	1日に頻回
睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベットについていられず人や物に危害を加えるなど	1回以上/月	1回以上/週	ほぼ毎日
食べられないものを 口に入れたり、過食、 反すう等の食事に関 する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げる、椅子に座っていられず皆と一緒に食事ができない、便や釘、石などを食べる異食、体に異常をきたしたことのある拒食、特定の物しか食べない 偏食など	1回以上/週	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排泄に対する強度の 障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁になす りつけたり、脅迫的に排尿排便行動を繰り返す など	1回以上/月	1回以上/週	ほぼ毎日
著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出し、目を離すと一時も座れず走り回る、ベランダの上など高くて危険なところに登るなど	1回以上/月	1回以上/週	ほぼ毎日
通常と違う声を上げ たり、大声を出す等の 行動	耐えられないような大声を出す、一度泣き始め ると大泣きが何時間も続くなど	ほぼ毎日	1日中	絶えず
沈静化が困難なパ ニック	一度パニックが出ると、体力的にもとても抑え られず止められない状態を呈する			あり
他人に恐怖感を与え る程度の粗暴な行為	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発 的な行動を呈し、関わっている側が恐怖を感じ させられるような状況がある			あり

[※] 事業所が強度行動障害児支援加算を算定するには、事業所の従業員の配置要件も満たしている必要があります。

[・]強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置していること(重度訪問介護従業者養成研修 行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合を含む)

[※] 支給決定の時点で必ずこの判定を実施しなければいけないわけではなく、加算を算定できる事業所から、加算を取りたいという相談などがあがった場合に、検討します。

8 支給決定時の留意事項

(1) 支給日数を決定する際の考え方について

支給日数は、利用予定曜日を確認し必要日数のみを決定するようにしてください。

ア 支給量の上限の原則

各月の日数から8日を控除した日数

イ 原則の上限日数を超える場合の例外

以下の理由により、上限を超えたサービスの利用が不可欠と認められる場合

- ・保護者等からの虐待、又はそのおそれがある等
- ・保護者に疾病や障害等があり養育が困難である等
- ・未就学のきょうだい児の養育や障害のあるきょうだい児の介護等
- ・ひとり親で土日も含めた就労をしている等
- ・両親がともにシフト制の就労で調整が困難である等
- ・その他、福祉保健センターが特に必要と認める場合

ウ 必要性の検討と記録

上記の理由で月23日を超える支給決定をする場合、各区で必要性についての協議を 行い記録をします。また、受給者証の更新時にも同様に協議を行います。

(2) 障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)利用者の上限管理について

障害児通所支援利用者のうち、利用者負担上限月額が37,200円の方については、上限管理事業所の設定は多くの場合必要ありません。これは、1日あたりの報酬単価が7,000円~12,000円程度であることから、ほぼ毎日利用したとしても上限額に到達しないためです。ただし、重心指定を受けている事業所や医療的ケア区分のある方については、利用頻度によっては上限管理が必要になる場合もあります。

なお、療育センターの児童発達支援(通園と児童発達支援事業所)利用者については、原則として療育センターで上限管理を行います。ただし、保護者の希望により他事業所とすることは可能です。

(3) 不定期・突発・体験利用について

障害児通所支援は、個別支援計画に基づくサービス提供が基本です。このため、"都合がつく日だけ利用する""空きがある日だけ事業所から教えてもらって利用する"というような不定期・突発利用、"利用を検討するため"の体験利用での支給決定は出来ません。

ただし、欠席に伴う振替利用については、禁止していません。また、療育センター利用児童が長期休暇中に他事業所を利用する場合など、支援上必要と認められる場合については、個別支援計画に基づく利用の場合、決定が可能です。

9 同事業内でのサービスの併給の可否について

同一事業のサービスの併給については、以下の表を参照してください。

	児童発達支援	医療型 児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援事業	居宅訪問型 児童発達支援
児童発達支援		〇 同一日は不可	×	○ 同一時間は不可	△ 移行期のみ
医療型 児童発達支援	〇 同一日は不可		×	○ 同一時間は不可	△ 移行期のみ
放課後等 デイサービス	×	×		○ 同一時間は不可	△ 移行期のみ
保育所等 訪問支援事業	○ 同一時間は不可	○ 同一時間は不可	○ 同一時間は不可		×
居宅訪問型 児童発達支援	△ 移行期のみ	△ 移行期のみ	△ 移行期のみ	×	

(3)保育所等訪問支援

サービス名称	保育所等訪問支援
サービス内容	障害児が集団生活を営む施設等を訪問し、障害児本人に対して集団生活への適応の ための専門的な支援を行う。また、訪問先施設等のスタッフに対する支援方法の指導 等の支援を行う。
対象者	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児または今後利用する予定の障害児であって、当該施設を訪問し、 専門的な支援が必要と認められた障害児
障害支援区分	不要
支給(利用) 単位	1 日
支給量	必要な回数 (原則2週に1回程度。障害児の状況や時期によって頻度は変化)
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内(ただし、支給開始日が1日の場合 は1年以内)の範囲内で、訪問支援が必要な期間を設定 *きょうだいでサービスを利用する場合、受給者証が複数発行されているとしても受 給者は一人のため、支給期間はそろえるようにします。
決定方法	保護者の利用希望に基づき、児童の心身の状況等を勘案し決定
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり) 令和元年10月から、3歳~5歳の利用児童については無償
利用者負担以外に必 要となる経費	実施地域外の訪問支援に要した交通費
他制度との 併給の有無	同一時間帯での支援でなければ、同日に児童発達支援、放課後等デイサービスの利用 は可能 ただし、 ・他制度のサービス提供時間と同一サービス提供時間内でのサービス利用は不可。 ・同日に複数の事業所による訪問は不可 ・同日に障害福祉サービス(居宅介護を除く)の利用は不可
他制度との 優先順位	なし
旧事業体系での 位置づけ	なし

【事業の概要】

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

【提供する具体的なサービス】

- (1) 障害児本人に対する訪問支援(集団生活適応のための訓練)
- (2) 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法の指導)

1 対象となる児童の範囲に係る留意事項

(1) 対象となる児童の障害等について

児童発達支援の対象と同じく、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)。手帳の有無は問わず、児童相談所、医師、区福祉保健センター等により、療育の必要性が認められた児童も対象となります。

詳細は「児童発達支援、放課後等デイサービス共通の事項」のページを参照してください。

(2) 5領域11項目の調査の取扱い

保育所等訪問支援の支給決定にあたっては、居宅介護及び短期入所同様、5領域11項目の 調査を行ったうえで支給の要否及び支給量を決定することとされています。

調査項目が在宅援助記録票の調査項目と重複していることなどから、本市では引き続き、 5 領域11項目の調査票の作成を行わず、在宅援助記録票に基づき支給決定を行うこととしま す。

5 領域11項目の詳細については、「児童発達支援事業、放課後等デイサービス共通の事項」のページを参照してください。

(3) 乳児院もしくは児童養護施設に入所している児童の考え方について

- ○乳児院もしくは児童養護施設にも、当該サービスを利用して保育所等訪問支援事業の利用 をすることは可能です。
- ○保護者や施設から利用相談があがった場合は、児童相談所と連携し、支援の必要性について検討します。
- ○乳児院もしくは児童養護施設は、措置による入所のため、保育所等訪問支援の決定は、やむを得ない措置による決定となります。このため、障害児相談支援は対象外です。

2 支給決定の留意事項

(1) 支給日数を決定する際の考え方について

支給日数の原則は、隔週1回(月2回程度)となっていますが、訪問の必要性と目的に応じて決定します。

(2) 訪問先及び指導内容の確認について

支援内容が前頁の【提供する具体的なサービス】に示した内容かどうか確認してください。 訪問先の人的補助をするためのサービスではありません。

(3) 上限管理事業所の設定について

横浜市の保育所等訪問支援事業所はほとんどの事業所が児童発達支援または放課後等デイサービス 事業所に併設されている多機能型事業所です。このため、事業所としては同一の事業所という扱い となり、当該事業所の両方のサービスを利用している場合でも上限管理は不要です。

(4)居宅訪問型児童発達支援事業

サービス名称	居宅訪問型児童発達支援
グレス石が	但它则问主儿主尤是 人 场
サービス内容	重度の障害により外出が著しく困難な障害児に対して、その児童の居宅に訪問し、 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
対象者	重症心身障害児など重度の障害のため、外出が著しく困難であり、障害児通所支援に通うことが困難な障害児 ※学齢児も対象(満18歳に達するまで)
障害支援区分	不要
支給(利用) 単位	1 日
支給量	週2日 ※障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない。
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし、支給開始日が1日の場合は1年以内)
決定方法	保護者の利用希望に基づき、児童の心身の状況等を勘案し決定
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり) 令和元年10月から、3歳~5歳の利用児童について無償
利用者負担以外に 必要となる経費	創作活動や作業活動等に伴う原材料費等
	可能
他制度との 併給の有無	対象児童がその他の通所支援事業を受けるために外出することが著しく困難であると 認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行 うことは、原則として不可。ただし、通所事業所へ通うための移行期間として組み合 わせることは可能。
他制度との 優先順位	なし
旧事業体系での 位置づけ	なし

【事業の概要】

外出することが著しく困難な障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

単なる見守りや送迎車の不在など、障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助の利用が必須です。(セルフプランでの支給決定はできません。)

1 支給決定の留意事項

(1) 対象児童について

重症心身障害児など重度の障害のため、外出が著しく困難であり、障害児通所支援に通うことが困難な障害児

【重度の障害の例】

- ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態
 - ※ 重度の障害のため、インフルエンザ等感染症が流行する時期のみ外出が難しい場合などは、医師の診断書などにより個別に判断してください。
- ③ 重度の精神障害の状態で自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり 他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難な状態

(2) 障害児相談について

居宅訪問型児童発達支援を利用する場合は、指定障害児相談支援事業所が作成する障害支援利用計画案の提出が必須です。(セルフプランではサービス利用ができません。)

(3) 提供するサービスについて

児童発達支援を居宅にて提供するサービスのため、児童発達支援や放課後等デイサービスに準じます。見守り目的や送迎者の不在により通所できないなど障害児本人の状態以外の理由による利用は適当ではありません。

(4) 児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスとの併給について

対象者が、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出する ことが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されません。ただし、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えありません。

また、居宅訪問型児童発達支援の利用の際は、障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用 計画案の提出が必須とされており、居宅訪問型児童発達支援と通所施設への通所を組み合わせて給付 決定を行う場合は、移行期間であると判断することの必要性やその方法・期間が障害児支援利用計画 案に明記されていることが必要です。併せて、移行に関して本人の状態像など医師の客観的評価を 求めることとなっています。医師の客観的評価は特に診断書等を求める必要はなく、障害児支援利用 計画案作成にあたってのサービス担当者会議などで医師の評価を確認する(保護者を通して確認する など)ことで良いとされています。

【移行期間として考えられる例】

- 例1 毎日の通所は体力的に難しいが、居宅訪問型児童発達支援と通所施設(障害児通所だけでなく保育 も含む)を併用しながら段階的に通所回数を増やし、通所施設に移行する場合。
- 例2 学校に通学しており、授業終了後に放課後等デイサービスを利用中であるが、毎日の通所が体力的 ため、居宅訪問型児童発達支援と放課後等デイサービスを併用しながら段階的に回数を増やし、 通所による支援に移行する場合。
- 例3 現に通所施設に通所しているが、冬季など時期によって感染症に罹患した場合、重症化するリスク ことが予測される場合。
- 例4 通所施設に通所していたが、全身症状の悪化が見られ通所が難しくなってきた場合、居宅訪問型児 支援のみの利用が考えられるが、状態が悪いながらも少しでも通所可能な状態であると判断でき、 障害児や保護者が引き続き通所することも希望する場合。

障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)

医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等(通所サービスや(短期)入所施設等)を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判断するためのスコアです。

	(> 11 (84-)	-				_				
	(ふりがな)					〒 住所	·			
申請者氏名						111/1				
	明·大·昭·平·令	年	月	日生(歳)	連絡先 電話番号	()			
	(ふりがな)									
児童氏名(※)						※ 判定を受ける人が18歳以上の場合は申請者氏名に本人の名前を記載し、児童氏名は空欄にしてください				
20±24 E (////	明・大・昭・平・令	年		日生(歳)	1.	る人が <u>18歳未満の場合</u> は申請者氏名に保護者の名前を記載し、判定を受ける人の名前は児 にてください(保護者の方の生年月日は空欄でも構いません)。			
	一 明 八 昭 平 市	<u>+</u>	Н	口生(尿	主人口() 1	していたで、休成日のガのエーガロは王関でも持いるとかが。			
医師記入欄										
	(ふりがな)					医康松胆				
医師氏名						」医療機関 「 ^T 住所地				
							NICU等から退院した障害児の居宅介護や短期入 所等の支給決定の要否等を勘案する際の資料とし			
医療機関名						連絡先	てご活用ください。			
						電話番号				
NICU等から退院した!	児童の保護者の負担軽減			有 •	無		※ 在宅における児童の養育に係る負担が著しく、ホームヘルパーやショート ステイ等の必要性があると思われる場合に「有」に〇を付けてください。そうで			

裏面の医療的ケア判定スコア 記載要領

【基本スコア】

申請者が日中及び夜間※においてそれぞれ必要とする医療的ケア(診療の補助行為)について、該当する行為に☑を付けてください。

※「日中」とは障害児者が通所サービス事業所を利用する時間帯(朝~夕方)、「夜間」とは障害児者が(短期)入所施設を利用する深夜帯を含めた全時間帯を 指します。

【見守りスコア】

いわゆる「動ける医療的ケア児者」が、自発運動等により装着されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価します。該当する医療的ケアがある場合に、見守りスコアの基準(目安)を参考に該当する見守りの程度のうちんずれか一つに☑を付けてください。

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア(医師用)

		基本	スコア	基本	見	守りスコ	ア	見守りスコアの基準(目安)		
医療	医療的ケア(診療の補助行為)		日中夜間スコア		高中低		低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合 (0点)
圧吸入法、排痰補助装	人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽 E吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 主)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカ ウントする。							自発呼吸がない等のために人工呼吸 器抜去等の人工呼吸器トラブルに対し て直ちに対応する必要がある場合(2 点)	直ちにではないがおおむね15 分以内に対応する必要がある 場合(1点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加 点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り○点+気管切開8点)				8点				自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直 ちに対応する必要がある場合(2点)		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理		_ :		5点				上気道狭窄が著明なためにエアウェイ要がある場合(1点)	抜去に対して直ちに対応する必	それ以外の場合
4 酸素療法				8点	8点 □ □			酸素投与中止にて短時間のうちに健康響がもたらされる場合(1点)	及び患者の生命に対して悪影	それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔・気管に	内吸引)			8点				自発運動等により吸引の実施が困難な	\$場合(1点)	それ以外の場合
6 ネブライザーの管理				3点						
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	[8点]		自発運動等により栄養管を抜去する/ 点)	員傷させる可能性がある場合(2	それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用			3点				自発運動等により注入ポンプを倒す可	能性がある場合(1点)	それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)				8点]		自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合 (2点)		それ以外の場合
9 皮下注射	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)			5点				自発運動等により皮下注射を安全に実		それ以外の場合
注)いずれか一つを選択	(2) 持続皮下注射ポンプ使用			3点				目発運動等により持続皮下注射ボンフ (1点)	を抜去する可能性がある場合	それ以外の場合
	糖測定器による血糖測定を含む) ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定			3点				血糖測定とその後の対応が頻回に必ら点)	要になる可能性がある場合(1	それ以外の場合
11 継続的な透析(血液	を透析、腹膜透析を含む)			8点				自発運動等により透析カテーテルを抜	去する可能性がある場合(2点)	それ以外の場合
12	(1) 利用時間中の間欠的導尿			5点						
注)いずれか一つを選択	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、 腎瘻、尿路ストーマ)			3点]		自発運動等により持続的導尿カテーテ 合(1点)	ルを抜去する可能性がある場	それ以外の場合
	(1) 消化管ストーマ			5点				自発運動等により消化管ストーマを抜き	去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
13 排便管理 注)いずれかーつを選択	(2) 摘便、洗腸			5点						
	(3) 浣腸			3点						
14 痙攣時の 坐剤挿 <i>)</i> の処置	、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等			3点]		痙攣が10分以上重積する可能性や短 能性が高い場合(2点)	時間のうちに何度も繰り返す可	それ以外の場合
			ペコア合計		(b)見 '	守りスコフ	ア合計	(a)+(b)判定スコア	(a)+(b)判定スコア	
		<日中>	<夜間>					〈日中〉	<夜間>	
				_				旧辛及安丰坪、如泗然华二人共		

児童発達支援、放課後等デイサービスは、<日中> の点数をもとに、医療的ケア区分を決定してくださ い。